

巢と申所乗取申候所、又敵より乗返し申候、又左衛門尉乗取申候ニ付て、勝頼惣人数を拂、大手へ懸り申候。信長之御人数、皆柵之内に引籠、一人も出不申候處、遠州三河之衆五千に不足之人数、柵之外へ出、馬は御法度にて出不申候故、上下歩立にて出、入亂御合戦始候。一番合戦、五郎左衛門衆無比類働仕候。後迄も五郎左衛門衆は辛勞仕候。大窪七郎右衛門、同治右衛門、内藤金市家長、信長公權現様御意を以馬にて其日の軍見に三騎出被申候。敵味方に立申候、廿一日九ツの始より八ツ時分まで、互に軍場を取とられ終、敵敗軍仕、其後信長の御人数、柵之内より出、三河衆と一ツに成、敵追討に澗川の橋之こなたにて、頭數貳千程討捕申候。其より深山にて御座候。付、敵共具足指物馬を捨、深山へ逃入申候。然共味方之衆、深山へ追詰、頭數無限討取參申候。其日寶來寺のふもと黒瀬と申在所まで、權現様御馬出申候得共、敵一人も無御座候故、權現様則信長公之御馬も入申候事。

(大須賀記)

附五 今度於長篠表、武田一家一戦之砌、馬場美濃守討捕之事、無比類働也。爲褒美、大刀一腰、四馬一匹、御毛遣之訖、尙可加恩賞之狀如件。

信長

七月廿日

岡三郎左衛門とのへ

(武家雲箋)

附六 高坂彈正、謙信の御前をよく申付、八千にて小馬場迄御迎に出る。三年前、信玄御他界の節、加様に可有と存、青貝の御持籠に、小熊のたれの籠印廿本、龜の甲の御籠二本、合廿二本籠持の也。

羽織迄段子にして内々支度仕、爰かしこに隠し、二人三人づゝ二日の間に出し、甲府へ勝頼公御着の時は、少も御旗本にも障なきやうに仕るは、やさしくも信玄公御工夫奥義を覺て也。

(甲陽軍鑑)

附七 猶以爰元之事、九郎左衛門可申候。

此表之様子先書申候、今日從早天取懸、數刻及一戦、不殘敵討捕候。生捕已下數留候、假名改首注文、自是可進候。自兼而如申入候、始末無相違候。彌天下安全之基候。仍鐵砲被申付候、令祝着候。爰許障取候條、差上候。旁以而面可申展候。謹言。

信長 御黒印

五月廿一日

長岡兵部大輔殿

(細川家記)

附八 去廿一日合戦之儀ニ付、被申越候、如相聞候。即時ニ切崩、數萬人討果候。四郎首未見候。大略切捨河へ漂候武者若干候條、其内可有之歟、何篇甲信駿河迄之軍、さのみ不可殘候。近年之散鬱憤候、連々如申候、京都并江越之儀ニ付、手前取紛之刻、信玄入道構表裏、忘重恩恣之働候ける。四郎亦同前ニ候。無是非候キ、何時も於手合者如此、可得大利之由、案不違候。祝着候。此上大坂一所之事、不足數候。頓可上洛之間、猶期面之時候。恐々謹言。

信長 御黒印

五月廿六日

長岡兵部大輔殿

(細川家記)

附九 去月十九日書札、今日令披閱候。如來意、武田四郎至三信堺目、動候條、即時令出馬、去月廿一日、遂一戦、切類屬平均候。其趣自陣所以、使者申遣候。定可爲參着候。信長畿内共外北國南方之儀。

第五節 長篠の戦

付而取紛候刻、武田信玄遠三堺目へ動罷出候。何時候共於手合者可打果候由、相存候處、信玄斷絶候條、殘多候キ。四郎慣其例出張候。誠天與之儀候間、不淺思惟、取懸悉討果候。四郎赤裸之體にて一身北入候ト申候。大將分者共さへ□□死候。此外之儀ハ不知數候。於様子ハ不可有其隱候。散數年之鬱憤候。次信濃堺目岩村ト申要害、從甲州相抱候條、取卷候。種々雖令懇望、可攻殺覺悟ニ候不赦候。五三日中可爲落居儀候間、然者至信州可出勢候。連々自其方承候儀も候條、此節至信甲可被及行之儀、幸時分候歟。家康者駿州へ相動、伊豆堺迄放火候。今川氏眞雖可居候、兵糧未出來候間、爲士卒納馬候。來秋重而可動候。猶以其口事無御油斷御過專一候。恐々謹言

信長 花押

六月十三日

不識庵

進覽之候

(上杉家編年文書)

附一〇 尊書致披閱候。今度至三州表、武田四郎出張候處、信長被出御馬、即時彼武田之家被爲討果候様子、可被速聞召候。愚身之大慶不過之候。早々御使僧忝次第候。何様不圖令上洛、萬緒可申上候。恐々謹言

六月廿二日

謹言 知恩院

貴報

(知恩院文書)

家康 花押

附一一 就一戰之様子、無心許之旨、態飛脚喜悅候。先衆二三手雖失利候、無指義候、爲始信長、玄蕃頭左馬

助、小山田信茂、甘利諸頭諸卒、無恙候。尾濃三境目之仕置、手堅加下知納馬候。可心安候。委曲自府内可申遣候。恐々謹言

追而、其城用心專要候之間、聊も不可有御油斷候。玄蕃頭殿、江尻に相移候條、每事御相談尤候。以上

勝頼 花押

六月朔日

上野介殿

小原宮内丞殿

三浦右馬助殿

(丸山所藏文書新編 會津風土記所載)

附一二 五月廿一日己未、今度於三州表、武田四郎與信長及一戰、武田令敗北、數千騎討死云々。

廿四日壬戌、明光秀爲見舞下、向坂本ニ、薰衣香十袋持參、今度三州表之儀、自信長對明智被仰上、御折帟令披見也。悉討果之儀、必定也。公私安堵了。

今夜於尾墨三十郎所、一宿了。

(兼見卿記)

廿五日癸亥、未刻上洛了。

五月廿四日

廿一日ニ於三川及一戰、甲斐衆悉討死了云々、實否如何。

同廿七日

三川合戰、廿一日一定々々、甲斐國衆千餘討死在之、引退候間、信長モキフへ被打入了。筒井衆皆歸了。

(多聞院日記)

第五節 長篠の戰

附一三 卒飛羽檄伸深思、抑去廿一、西戎與合、膚被交刃之處、天運未至、歟、御味方練士若干、令傷亡雖少、今度之大凶、愚拙式迄銘心、肺腑念、臣散候。貴意御鬱懷、乍恐奉察、雖然、萬人死殘一人、百陣破成一陣、軍慣候、歟、只見可戰不戰、謂臆將、知可進不進、謂弱將、察可退不退、謂暗將、是謂將之三過、這般之敗亡者、更非勇將之恥處。又曰、不交戰、敗非良將、以此御合戰未萌之御行、軍味可爲明鏡、被鍛直敗卒、重而被決雌雄者、必得勝於瞬目之内、可被振威於萬里之外、事豈有凝滯、猶以萬死之内、得一生御歸陣、目出忻、幸存以脚力申入候、言多則品寡、枉而止管城公、恐惶謹言

小山田左衛門大夫殿

御宿大監物

就于歸家、早々御懇章、圭覆卷舒、併會面同意候。如仰今度三川長篠之地、被取詰、既不可有落類程處、爲後詰織田信長父子、德川家康等、率數萬之軍兵出張、隔纜之溝、瀆對陣、兼日御所存前候條、去月廿一日、午刻不單御思惟、被切懸、被遂御一戰候。御佳運未至、歟、地形不合、期致處、歟、魁衆失利、敗亂、依之味方練士少々戰死、寔無是非次第也。雖然、御屋形樣無異儀、御歸國、首武田信豐左馬廐道、遙軒、御分國中一衆無恙、相退候間、可御心安候。愚拙式遁戰亡、奉守禦大守罷退候。畢竟構未練、相助身命樣、懇慮荷擔之衆者、不可有御分別歟、失面目候。其砌仕合、後聞難隱候條、今更不單陳謝、吳氏曰、臨難士、進以死爲榮、退以生爲辱、聖言在耳、汗顏無止時、無念々々。但視物思之、大邦虎狼國、衰滅後、楚項羽與漢高祖、割分支那四百州、收鴻溝、以西溝瀆、以東、于時兩雄、爭權猜威、邪僞忽起、羽王祖王、連鬪戰七十餘度、沛公雖戰、負竟高祖、誅殺項羽、得大捷、迺踐十善萬乘

位、提三尺之劍、平東南西北、漢氏連綿、保天下榮、尙又越王勾踐、爲吳王夫差、成擒、受苦、軀多日、依家臣陶朱公智略、嘗吳王淋病膿血、免禁獄、還本國、起義兵、討夫差、雪會稽恥云々。於于本朝、源賴朝平治合戰々、負、作生捕、被流刑、豆陽蛭小島、歷二十餘回、星霜、孫治承年中、廻義謀亡、勇猛之平家、靜謐六十餘州、於掌握、昇進、忽超越先祖、經上太政大臣、刺坐、賜征夷大將軍院宣、末葉于今、爲扶桑之將軍、事歷然也。其外於漢和間、一旦雖敗亡、又守義輕死、廻謀於帷幄、得勝於咫尺、先蹤不違、毛舉、當方又來、秋動干戈、決雌雄、曝敵等首於軍門、唱凱歌、事敢以不可有疑、自他逼塞、此趣用意、爲專要歟。尙歸館、被聞召、屈、早々御飛力、累年之懇情、顯此時候、忻然々々。更、巨盡玄烟、烽燧候條、令省略候。恐惶謹言

小山田左衛門大夫

御宿大監物殿

御報

(武家文書纂)

この書簡共に月日をしるさま、轉寫の際誤つて脱せるものか、小山田信茂の書狀に去月廿一日とあれば、六月に出したるものなる事は明である、御宿監物の書は、恐らく五月の末のものであらう。

第拾章 家康再度の遠州經略

第壹節 家康諏訪原二股城等を降す

岩村城陥る

長篠合戦終るや、家康は直に遠駿に向つて活動を開始した。武田氏の爲に屢々攻掠せられたる遠州を完全に掌握し、更に駿河に其銳鋒を向けんとするのである。

かくてその水も漏さぬ周到なる用意を以て、まづ二股城を攻めついで光明の城を陥れ、更に深く駿河に侵入してしばし武田氏の屬城を脅し、諏訪ノ原の城を攻落し、引つゞき二股城を降し、さて徐に武田氏の遠州に於ける策源地高天神城の攻圍に着手するのである。

即ち天正三年六月二日に家康は二股城に軍を進め、昆沙門堂、鳥羽山、蜷原、和田島に砦を築いて二股城を攻めた。二股城の守將は依田下野守信守である。城士朝比奈彌兵衛先鋒に進み、我が先鋒松平彦九郎を討取

る。彦九郎の妹婿内藤彌次右衛門家長彌兵衛を射倒す。彌兵衛の弟朝比奈彌藏、兄の首を取らせじを馳出るを、彌次右衛門二の矢を放つて亦之を射倒す。敵城外に火を放ち烟に紛れて城内に通れ入る。時に傷手を蒙れる味方を助けて城内に引入らんとする者あり、櫻井庄之助勝次城門に追詰めてその首を討つ。勝次其時我が指物の城門に懸れるを知らずして引く處に、その従僕今若と云ふ者その由を勝次に告ぐ。勝次再び馳せ戻りてその指物を取つて歸り、鳥羽山の家康の陣に至り首級を獻じた。家康その勇敢の舉動を嘉して遠州に於て領地を與へた。翌日城主依田信守より内藤彌次右衛門の射る所の矢を石川日向守家成の陣に送り來り、札を附して此矢は何者の射たるものならん、昔の爲朝か平家の能登殿の御矢かと書付けてあつた。家康大に感じ彌次右衛門に陣羽織を賜うた附一家康猿樂を招いて蜷原に於て興行し將士の心を慰めた。かくて大久保忠世をして蜷原の砦に在つて二股城を圍ましめ、自ら兵を率ゐて光明の城を攻めた。

家康横川に本陣を置く。榊原康政本多忠勝先鋒に進み二王門に攻登つ

て奮戦す。城主朝比奈又太郎泰方拒ぐ事を得ず、城を開いて甲州に走つた。三河物語に「然處に高明の城へ押寄せ給ふ。大手の二王どう口へ本田平八、榊原小平太其外押寄せり。御旗本は横河わうつらせ給ひて、かゞみ山へ押上させ給ひ、それより城へつめいる程に、城にはあさひなの又太郎が有けるが、かうさんをこひければ命をたすけてやり給ふ」と云ふものである。

此時家康更に進んで駿河を侵し、深く伊豆堺まで亂入して所々放火し、大に武田氏の屬城を脅した。長篠戰の條に引きたる六月十三日附信長より謙信への書中「家康者駿州へ相動、伊豆堺迄放火候」とあり、信長公記にも「今度の競に家康駿州へ御亂入國中焼拂御歸陣」とある。

七月廿日家康諏訪ノ原の城を圍んだ。守將今福丹波守、諸賀一葉軒、小泉海野、遠山等堅く守つて防戦す。鳥居彦右衛門元忠斥候として城邊を巡る、敵元忠の猩々緋の陣羽織を見知り、火砲を發し腰指の團扇に二つ、脇指の鞘に二つ中りたれど、元忠驚く色なく進み行くに、重ねて左の脇草摺の動の糸より打通され馬より落つ、從士杉浦藤八郎元忠を扶け退く、そ

の後疵癒えたれど跛となつた。

家康諏訪の原城を攻むる事ますます急、當代記に「七月家康公遠州諏訪原御取詰、竹たはを付もつこう龜の甲を以堀をうめ、晝夜攻之給、此陣中に毎日爲刈田小表山へ雜人共被出など、ある。酒井正親、本多忠勝、近藤秀用等勇戦し、忠勝の臣中根九郎左衛門等戦死す。安部大藏元眞安倍より金堀を招いて、城外の堀より二、丸に至るまで地中を鑿らしめ、夜忍び入つて火を放つ、八月廿三日に至り城將等遂に保つ事を得ず、城を棄て、小山城に退いた。

家康諸將に向つて曰く、諏訪の原城は高天神の通路なる上、田中城とは大井河を隔つるのみ、甚だ須要の地なり、誰か此城を守るものぞと、松井左近忠次進み出で、某此城を守り申さんと云ふ、家康大に喜び、忠次に松平氏と我名の一字を與へて松平康親と名乗らしめ、且つ周防守と呼ばしめ遠州の樽木河尻七百貫文の地を加恩し、諏訪の原を牧野と改めた。また牧野右馬允康成に命じ康親と共に城の警衛に當らしめた附二八月廿八日小山の城を攻めん事を議す、酒井忠次諫めて長陣は兵疲る

暫く軍を收めて休息あるべしと云ふ、松平康親謂へらく、勝頼長篠に大敗し宿將老臣大方討死す、恐く小山城を救ふ能はざるべしと、家康乃ち小山城を圍む、石川數正、松平康親先隊となり、松平善四郎康安、松平又八郎家忠先鋒に進む、本多忠勝が部下中村與惣、内山忠三郎、小野田與一郎槍を合す、小泉彌八郎、松下七兵衛、土屋甚助等討死した。

九月十五日勝頼先きに長篠に於て戰死せる者の一族を驅集め、或は僧徒巫醫を俗に還し、兵凡そ二萬餘を募りて駿河に入つた。

同十七日勝頼陣を大井河邊に張る由の注進あり、家康謂ふ前に堅城あり後に大敵あり兵を收めて去らんと、乃ち小山城の圍を解き山に添うて列を正して退く、榊原康政、大須賀康高を先驅とし、嫡子岡崎三郎信康先隊となりて軍を整へ備を堅くし大井河を隔て、時々矢軍を爲して徐々に引く。高力與二郎土佐守、正長、日下部五郎八重好返し合せて井呂崎井籠尾も色に至る、これよりは敵を後にするを以て信康後殿せんことを請ふ、家康許さず、信康再三請うて遂に後殿して牧野城に入つた附三

十八日勝頼兵を率ゐて小山の城に入り、感狀を狩野次郎兵衛、和太夫

正左衛門に與へた附四

是年天正三年六月十九日二股城主依田下野守信守病死し、その子右衛門信蕃堅く城を守るといへども、後援の憑なきにより十二月廿三日大久保忠世に頼つて降を乞ひ、その弟善九郎寛政重修譜に某源八郎同譜に信幸を質とした。仍て家康よりも榊原小平太、大久保新十郎を質として送つた。此日に城を開くべきなるを雨天なれば簑笠にては見苦しかるべしとて、翌廿四日に信蕃城を出で、二股川上に於て互にその質を返し、信蕃は高天神城に入りのち田中城を守つた。家康大久保忠世、阿倍四郎五郎忠政に命じ二股城を守らしめた。

これより岩村城の陥落に移る。

是年天正三年六月織田信忠岩村城を圍み信州への道を開かんとす、六月十三日附信長より謙信への書中、次信濃堺岩村と申要害從甲州相抱候條取巻候、種々雖令懇望可攻殺覺悟候不赦候、五三日中可爲落居候云々といひ、信長公記に「岩村の城、秋山、大島、座光寺爲大將甲斐信濃人數楯籠候、直に菅九郎信忠被寄御馬御取巻の間、是又可爲落着事勿論候」と云ふものである。

然るに武田勝頼甲斐信濃の土民百姓迄驅催し、後詰として打向ふ由の注進があつた。

當時信長は越前の一揆を屠つて十月十二日上洛京都に在つた。

本願寺光佐はかねて鶴首して待ちし武田勝頼の、長篠に於て大敗し、上杉謙信は容易に動かさず、長島加越の一揆も粉碎せられ全く孤立の状態に陥りしを以て、兎も角一時和を講ぜんを欲し、松井友閑、三好笑岩に依りて信長に和睦を申込み、十月二十一日に年寄平井、八木、今井等を上せて、和談の驗として小玉檻枯木花の繪三軸を贈り、三好笑岩よりも世に名高き三日月の葉茶壺を獻じた。かくて信長十月廿八日に京堺の數寄者十七人を妙光寺に會して茶會を催し以て餘暇を楽しみ、十一月四日には大納言右大將に昇進し天恩の忝きを拜謝して居つたが、東美濃の警を聞くや十四日京を出で夜を繼いで十五日岐阜に下つた。

十一月十日の夜に、敵中より水精山の河尻與兵衛秀隆、毛利河内守秀頼、淺野左近さうや猿荻甚太郎が陣に夜討を入れ、その騒ぎに紛れて城内の兵柵を破つて脱出し夜討の兵と一手にならんとする所を、信忠先驅してその城

兵を城に追入れ、夜討に紛れて山林に隠れし者を搜索し、甲斐信濃の將士廿一人卒二千餘人を討取つた。

廿一日、岩村の城將秋山伯耆守信友、大島木工之助、座光寺勘左衛門氏定は、塚本小大膳に依りて降を乞うた。信忠佯り許し、小大膳と塙傳三郎とを目付として彼の三人を城より出し、之を捕へて岐阜に送り長良の河原に於て磔刑に處した。信忠は岩村城を攻むる事ますます急、是に於て遠山の七家と稱する遠山市之丞、同次郎三郎、同三郎四郎、同三右衛門、同徳林齋、同内膳、同藤藏切つて出で、散々に戦つて終に討死し殘黨は悉く燒殺された。先きに元龜三年七月、信長伯母壻岩村の城主遠山内匠助嗣なく、信長の八男御坊丸源三郎を養嗣とす、秋山伯耆守岩村城を攻むるに當り、内匠助病死す、伯耆守乃ち遠山七家と和し、信長の援兵三十五騎を殺害し、内匠助の妻を娶り御坊丸を信玄の許に送つた。元龜三年十月八日附謙信が河田伯耆守重親に送れる書中、仍信玄、濃州之内遠山號岩村候處城主取合、敵數多討捕敵追拂候、則織田信長兄弟候織田三郎五郎河尻與兵衛遠山岩村に入置、遠山七頭織田被入手候、惣體遠山之證入信玄差置候處、

遠山兄弟令病死候付、此度信玄打不虞候、結句以此次而信長遠山入手、信長成吉事_事候とあるは、幾分相違せる所あれどこの消息を語るものである。甲陽軍鑑には酉天正元の二月下旬に、信長伯母子美濃國岩村殿後家を、信州伊奈秋山伯耆内方に織田掃部肝煎を以て祝言あり、但是は信長底意は不存、うはべは不知やうなれ共、此方家老出頭衆内々申上、信玄公御存知也云々、織田掃部、信長子息御坊を甲府へ同道仕り信玄公へ進上申候、此人質故先信長とは御無事のやうなり、御坊のめのと五十君久助と申者きたるとある。

信長は深くこの處置を憎み居りしを以て、此度伯母の岐阜に來れるを手刃した。

勝頼は後詰の効なく、岩村城陥ると聞いて空しく軍を返した。信忠岩村城に河尻與兵衛秀隆を入れ置いて十一月廿四日岐阜に歸陣した。

はじめ岩村城中糧盡くるや、商買を諸方に派し、貨財を以て糧食を購ひ求めしむ、商買刈谷に來りて糧を買ふ、水野信元その情を知らずして米糧を賣る、佐久間右衛門信盛元より信元と隙あり、信長に讒して曰く、

信元岩村城兵に通じ密に糧食を送りたりと、信長大に怒り、使を刈谷に遣してその實否を糺さしむ、信元驚いてその釋明のために我使を信長の使に副へて岐阜に送る。然るに兩使途中に於て酒を飲んで相争ひ相殺す、信長いよゝ怒り、家康をして信元を殺さしむ、家康止む無く久松佐渡守俊勝をして信元を迎へしむ、信元岡崎に至る、家康これを松應寺寛政譜大樹寺に置き、十二月廿七日石川數正、平岩親吉をして害せしむ連尺木戸とあるの下にて自殺せしむとも傳へてある、義子信政亦殺された。信長信元の舊領を佐久間信盛に賜うた。その遺子につき、松平記に下腹に男子一人あり、この變の時客人と云ふ女房が隠し置き、後土井小左衛門正利が養子となる、これが土井甚三郎大炊頭利勝なりとするす、水野家譜にも亦同意味の事を載せたるが、あり、寛政重修譜にも今寛政の呈譜、信元が末男に土井大炊頭はじめ甚三郎利勝をのせて、土井小左衛門正利が養子となると云ふ、土井系圖に、利勝信元が子たる事さらにみるところなし、よりて系にかくる事を得ずといへどもしばらく家の傳説を存すとある。

參考附記

第壹節 家康諏訪原二股城等を降す 岩村城陥る

附一 既後、家康は駿河へ働き、引取、遠州二股へ御馬をよせらるゝ、城中より人數を出しせり合を始むる、敵朝比奈彌兵衛と云ふもの進み出で、味方の先陣松平彦九郎を射倒す、彦九郎妹婿内藤彌次右衛門、無双弓の上手にてありしかば、無念に存彌兵衛をねらひ頓て射倒す、彌兵衛弟朝比奈彌藏、兄の首をとられじと馳出るを、同彌次右衛門二の矢にて射臥る、され共大勢馳出て、兄弟を引て入、そののち、朝に城中の大將葦田下總守、此矢を石川日向守が陣へ送りけるが、札を書いて付けらるゝ、其文言は、此矢は何者の射たるやらん、昔の爲朝が平家の能登殿の御矢かと書付たり、家康大に感じ、内藤彌次右衛門に陣羽織を被下。

(松平記)

附二 牧野城に周防守七箇年罷在候、其中勝頼出張、是を攻ると雖も、終に不被破候、高天神の通路故取合無止時、牧野と田中の間大井河隔りたる許りに候故、田中と掛合の戦ひ、足輕追合、菊田、踏田など一日も止む事なく、田中、藪田兩所にて相働き、周防守家來の者討死手負多し、周防守常に誓て申候は、駿河國を取得すして死するに於ては、死骸を駿州の地に葬るべし、駿河を領する者ならば、我が死後といへどもその言の謬ならざるを知るべしと申候、此儀諸人承り忠烈の程感じ候事。

(貞享書上)

天正三年、諏訪の原の城攻らるべしと、小夜の中山より菊川に下る南の方に、御旗を建させ給ふ、家康公には金谷の宿より南の原に御本陣を居ゑ給ふ、城將今福丹波守、諸賀、小泉、隨分防戦ひけれども終に不叶、八月廿三日の夜、小山の城に落行一所に籠りけり、七月八月の間に諏訪の原の城御手に入、是武田の城御手に入るの初なれば、限なく御喜悅ありしと云ふ。

牧野城跡 驛路の民家の北に在り、此城天正元年の秋甲州より築く、同三年八月廿三日、甲州守兵、城を棄夜遁れ、東照宮の御手に屬す、其後廢毀の年月は記録に見えず、甲州方の兵學者、此城、及小山、駿州久能、三枚橋を以て名城とすと云々。

高天神記云、天正元西癸年勝頼遠州表へ出馬有て、見付の臺に陣を居へ、夫より掛川を通り金谷に出馬有て、諏訪の原に城を築く、馬場美濃守繩張なり、山城の取様極秘傳、東北の澤を大堀小堀として、大手の馬出しには諏訪明神の社の森を用ひ、西南を空堀にして馬出の取様、美濃守の工夫至極の城取也、是は高天神の城を攻落し、城東郡を取べき用意也。

(掛川志稿)

附三 其より小山の城を押寄て責させ給ふ處に、勝頼は後詰を被成て、長しのにて討死のあとつぎの十二三よりうへの者、又はしゆつけちなど引つれて御出馬ありて、はやお、井河を備一そない二そない越ければ、城をまきほぐして引のき給ふ時、いらうざき迄は敵にむかはせ給ひし程は、信康何とも不被仰してのかせられ給ふが、いらうざきより敵をあとへなす時は、信康之仰には、是迄は敵にむかひ申なればこそ御先へは參たり、是よりは敵をあとにして引のき申せば、先上様家康のかせられ給へ、何方にか親をあとにれき申て子の身として先へのく事の御座可有哉と被仰ければ、大殿の御謔には、せがれのいはれざる事を申もの哉、とくゝのき候へと、千度も、度押しつおされつ被仰けれども、ついに信康はのかせられ給はれば、大殿のまけさせられて引のかせ給へば、信康は御あとをしづくと引のかせられ給へば、勝頼も河をば越給はず、河を越たる者も引取、上様もすわの原城へいらせ給ひて其より御馬は入。

(三河物語)

附四今度小山地德河取詰候處、數日籠城、勳戰功之條神妙候、彌可存忠信候者也、仍如件

天正三

九月廿一日

朱印

狩野次郎兵衛殿

和大夫正左衛門宛も同文

(駿河志料)

第貳節 家康と勝頼との對陣(其二) 三郎信康と於義丸

天正四年二月に、松平記天正四年の春とし、三河物語天正四年七月と、家忠日記増補等二月の條に係く、今之に従ふ家康兵を犬居に發し、先づ樽山の城を抜き勝坂の城を攻めた。天野宮内右衛門鹽見坂の險に據つて之を拒ぐ、味方の先隊利を失ひ、大原久助、大濱平左衛門討死した。鵜殿善六敵に追立てられ引かねたる所を、大久保七郎右衛門忠世、同治右衛門忠佐、水野惣兵衛忠重、渡邊半藏守綱等盛返して敵を追退く。鵜殿ほほづきの指物差して追立てられたるを以て、のちに濱松に於てにげほほづきと仇名せられた。家康大久保忠世に命じ、石嶺に登

り火砲を發して敵を拉かしめた。是に於て天野守る事能はず鹿ヶ鼻に退く附一此地險阻なるを以て兵を損んぜん事を恐れ家康軍を返した。大久保忠世二股城に鎮してたえずこの山中に潜む敵を攻め、悉く賊徒を蕩掃した。三河物語に、天久保七郎右衛門は、天正三年亥乙より同天正九年巳辛迄、二股高明入手をもちて、堺目にあつて日夜無隙山野にふしてかせぎけりとある。

是春三月勝頼高天神の城に糧を入れんとして、山縣衆の陣代小菅五郎兵衛元成、小笠原與八郎長忠を遣して、大須賀康高、寛助大夫正重等の守る横須賀の城を攻めんとした。助大夫兵を率ゐて城外に出で、山縣小笠原の兵と戦ふ。家康は岡崎より出陣せる信康と共に、八千餘の兵を率ゐて横須賀の丸山に屯し、松平康親をして瀧坂に陣せしめた。勝頼八千五百餘騎を十七隊とし、鹽買坂を避けて濱手を廻つて軍を出し、家康山をたろさば一戦せんと備を固むれど、家康兵を持して動かず、勝頼從騎三十を率ゐて横須賀の斥候たらんとす、高坂日春、正虎、綱昌、昌信これに諫止した。かくて勝頼は全軍を繰引きに引いて高天神に入つた。家康は手に入りた

敵をやすくと引取らす事遺憾至極なりと思ひしが、内藤四郎左衛門正成の諫によりて見ぬ様をして引取らせ附二軍を芝原に移した。勝頼は相良に壘を築き置き甲州に歸つた。此時勝頼懸川へ働かん虞ありしを以て、大久保忠世、本多廣孝を沓部に遣はしてこれを押えしめた。さてこの横須賀の對陣と、天正五年八月の際の對陣と相混する所があるやうに思はるゝ。

是年^{天正四年}七月頃より參遠の地踏舞流行し、三郎信康これを好んだ、世人今川氏滅亡當時の事を追懷して不吉の兆なりと取沙汰した。その頃大濱より踊をかけたる中に、容貌美しき少年あり、太鼓の名手なりと云ふ、信康その名を問へば大濱の名主長田平右衛門重元^{直吉の子}傳八郎と申すと答ふ、信康召して近侍とした。後の永井右近大夫直勝である。

八月勝頼遠州金谷峯の城に陣を張り牧野城を窺ふ、家康進んで佐夜の中山に陣す、其夜勝頼軍を撤して駿河に退いた。

十月三日かねて駿河に屯せる武田勢、海上に兵船を通じて往來せる由を聞き、家康中島與五郎重次を將とし、遠州舞坂湊より兵船を出し相良

浦邊を搜索せしむ、四日拂曉敵船を發見し、船を進め火炮を發して攻撃す、敵船狼狽する所を切入つて敵あまた討取りしが、その身も遂に戦死した。其子與五郎^{重好}時に年僅に十歳、母^{栗生筑前守永勝の女}板倉伊賀守勝重に再嫁せるを以て、重好また勝重に養はれしが、のち召されて麾下の士となり、參河渥美郡大崎の海邊を守衛し船手の事を奉行した。

十二月廿二日織田信長吉良に來り、三日の間放鷹し岐阜に於て越年した。

天正五年となつた家康年正に三十六。

是年七月兵糧船に甲兵あまた乗込、密に遠州今切に碇泊せるを發見した。こは高天神城に糧を入れんとしたるが、風浪の爲めしほしこゝに避難したのである。濱松勢輕舟數艘を浮べて之を乗取らんとしたるが、敵船銃を發して必死に防戦し近付がたし、その虚を量つて漕ぎ出で、逃れ去る、我が舟追ひかけたれど遂に及ばず、寺島斧之丞銃に中つて殞れた。八月廿五日武田勝頼兵凡そ二萬を率る横須賀に逼る。家康信康後詰の兵を發し、昨年の時の如く丸山に旗本を置いた。此時信康鈴木長兵衛を

從へ太平雜話には鈴木七郎兵衛とあり、松平十郎左衛門忠勝記には鈴木七兵衛近藤登二人を召連れとある勝頼の陣を候ひ、明日は是非御一戰あるべしと進言したるが家康許さず、信康に軍法を説き聞かせた。松平忠勝記に「家康公、大軍小軍ノ計ラヒモ無ク難所ヲ控へ軍スベキ様ナシトテ、其時三郎殿へ軍法被仰ケル。是ト申スモ味方原ニテ彌々御功者ニ成ラセ給フト三郎殿へ榊原申上候」とするす。

此時穴山玄蕃頭信君、山梨に屯し後方を脅さんとする由を聞き、家康軍を返して之を撃つ、信君敗績して駿河に奔つた附三勝頼また三浦右馬助義教をして安部大藏元眞の守る樽山城を攻めしむ、元眞その子彌一郎信勝と共に之を防ぎ、遂に甲州勢を打拂つた。九月十一日家康これに感狀を與へた附四

十月勝頼亦兵を遠州に出し、二十日小山の城より大井河の邊に屯した。此日家康馬伏塚に陣す、信康岡崎より濱松に来る、勝頼兵を引いて去ると聞き岡崎に歸つた。廿二日家康馬伏塚より濱松に軍を引く。此日より濱松城の修築がはじまつた。こはかねて家康の企圖せる所であつたが、軍中多忙と民力の疲弊を懼れて遷延今日に至つたのであるが、今稍々小

康を得ていよ／＼着手しはじめたのである。

二十四日家康諸將を濱松城に饗した。

二十五日勝頼の軍亦大井河筋に出でたりとの注進があつた。家忠日記

に「天正五年十月廿日卯武田勝頼、小山今城ヨリ大井河ヲ越候て引。廿一

日甲雨降。懸河より濱松迄國衆歸陣候。信康も岡崎へと越され候。廿二

日乙濱松普請候。家康馬伏塚より濱松に御歸陣候。廿三日丙同普請候。

廿四日丁同普請候。家康國衆ニ振舞被成候。廿五日戊敵大井筋へまわり

候由候。普請。廿六日己普請候。各國衆三河へ被歸候。手前普請出來候。

廿七日庚普請。廿八日辛普請出來候」

勝頼は信玄の遺言を守りて一度は旗を京都に上せんと企つる所があり、長篠戦後も其素志を棄て無かつた。一度思ひ立てば成不成を顧みずその決心を翻さぬが勝頼である。況んや足利義昭よりも毛利氏よりも武田氏相北條越上杉氏三和の勸誘があり、上方へ出兵の催促がある。されば毛利氏の大坂海上の勝利を聞くや此事第拾壹章第五節に載す義昭の侍臣に宛て、「去頃從藝州以船艦大坂糧米合力、剩信長家僕宗徒勇士船中取乗支海上防戰候處、藝

州之兵船無故押寄敵船悉擊碎、凶徒數千餘討果之由、吉事肝要之儀共に候、此鋒先片時早速公方様令供奉、輝元京表有出勢御入洛之馳走願望候、雖勝頼小身候、至尾濃國中御手合毛頭不可有用捨候、先三月中向遠州動干戈候と云うて居る。

當時北條氏は關東經營に日もこれ足らず、然もこの天正五年の正月に勝頼氏政の妹と婚を結べるを以て、この方面には警戒の必要なく、謙信は對信長との關係より、加能越の討伐に多忙にして、關東へすらも出兵の追なき折であり、然も相甲越三和勸誘によりて一時の融和を得て居る。信長も毛利氏があり大坂本願寺があり、謙信に對しては大なる決心を要する折柄であり、更にこの天正五年の八月には松永久秀その子久通の叛がある。しかるに茲に勝頼として最も懸念に堪へざるは家康である。家康は今正に信玄より受けたる瘡痕の回復に力め、兵力の充實を圖ると共に、遠州に於ける武田氏の屬城を攻略し、勝頼の出づる事ありても、逸を以て勞を待ちつゝ、軽く應對するに過ぎ無かつた。然も虎視眈々駿河を狙ひ、時々軍を大井河以東に出して機を窺つて居る。この沈着にして急

がす躁がざる所が家康の特質である。かゝる人を愚弄する如き態度が勝頼には堪へざる苦痛である。是に於て機あらば一決戦を催さんと焦り、しばしば大井河筋に兵を發しては家康を誘はんとする。勝頼のこの絶えざる駿河への出陣はあまりに兵力と民力とを消耗し去り、遂に武田氏滅亡の一因を爲したのである。當時忠實に勝頼を支持する老臣は獨り高坂日春、彈正虎綱、昌信昌宣あるに過ぎなかつた。虎綱は信玄の近習として寵を受け、附五信州小室城代となり更に箕輪の城代となつた。性温厚篤實にして智略あり、しばしば勝頼の暴舉を戒めた。然るに惜むべし虎綱天正六年五月七日に年五十二にて歿した。武田氏の武運はこれよりますます傾かんとする。

是五年の正月下旬勝頼北條氏政の妹を娶つた。北條氏より早野内匠助清水又八郎、劍持與左衛門を附人として甲府に送つた。この結婚も虎綱の斡旋によつたものと云ふ。甲陽軍鑑に「天正五年小田原より甲府へ御輿入、氏政公の御妹聲に勝頼公御成候、高坂彈正、長篠の後三年已來、初めて今夜心やすく能被寝入候と各へ御物語ありとなり」としるす。されどこ

の北條氏との同盟も何等の効果を齎す事なく程なく破裂するに至つた。

さて再び天正四年に返りて、この年の十二月信昌譜天正四年七月家康の女

龜姫信康の妹築山奥平信昌に嫁す、信長の臣西尾小左衛門隱岐吉次本能寺

康の臣安土より來りて輿に添ひ行き作法を沙汰した。

是歲諸書月日家康岡崎に來る、三郎信康、本多作左衛門重次に通じ、於

義丸を岡崎に伴ひ來らしめ、家康の坐に寛ぐや、於義丸は信康の豫ての

指圖に任せ、障子をほとくと叩いてたと様たと様と呼んだ、家康

はあれは誰ぞと尋ぬる時信康申すは、それがし弟の三歳に罷成りたるも

のに候、亂世の時代わけて喜び申候、御逢ひ下されたしと懇請した。然

らば呼べとの事に、信康いたく喜び、立ちて於義丸を抱へ來れば、家康

これへとて膝に上せつくくと見て、よき生付なりといへば、信康仰の

如く丈夫なる生付に候、それがしの良き力にて候といつた。家康顔色な

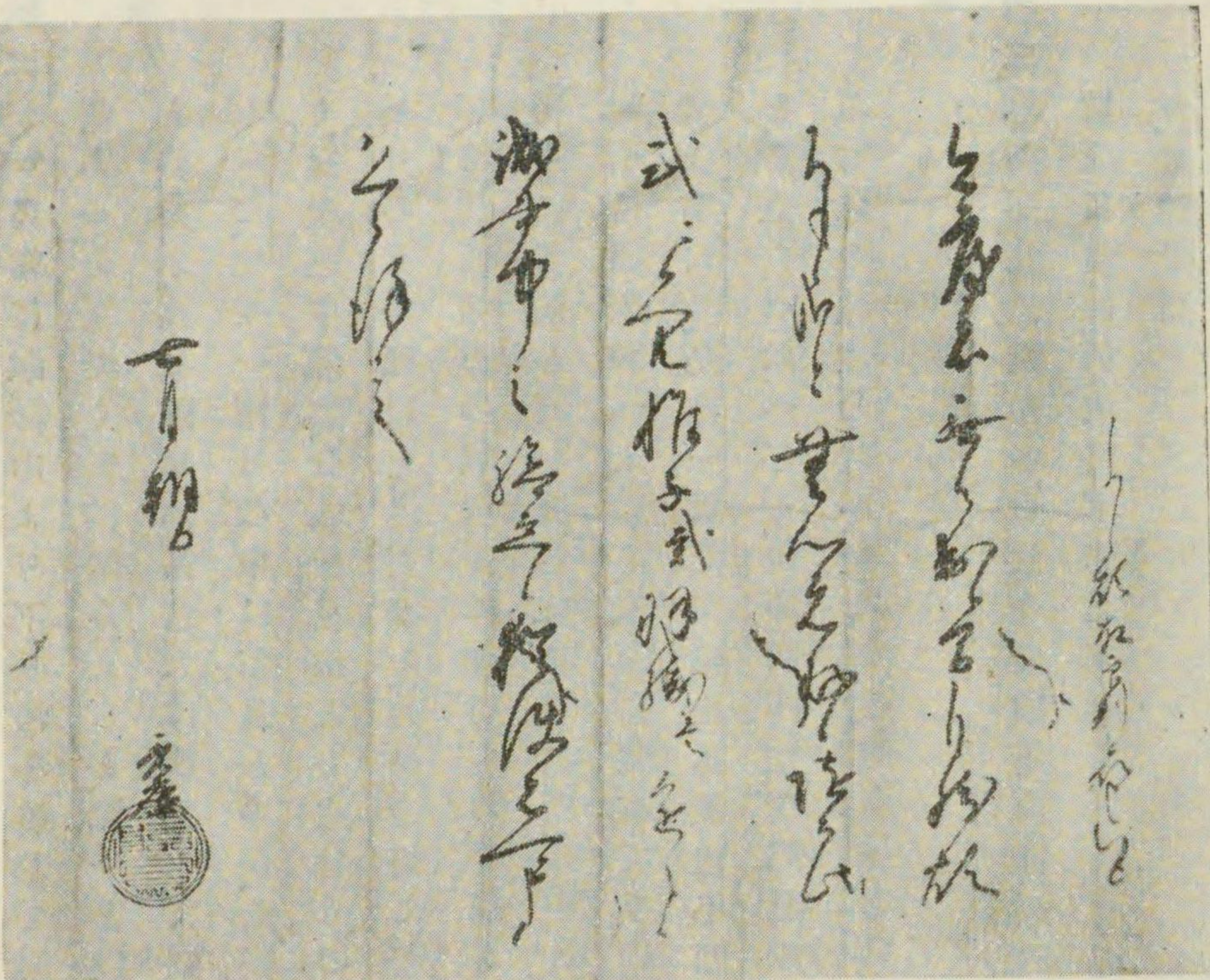
ごやかに來國光の刀を與へた附六かくて於義丸は信康の心盡によりて世

に出たのである。長篠合戦の後、武田勝頼がその家人に語りしは、今度三

河には信康と云ふ小冠者のしやれもの出來り、指揮進退のするどき成長

の後思ひやらるゝと舌をふるひしと云ふ程、信康は軍にかけて勇猛であ

(西加茂郡三好村酒井利孝氏文書)



つたが、また一面かゝるやさしい友愛の情があつた。於義丸は後の越前中納言秀康である。後のものながらこゝに秀康の書狀を掲げ置く附七

参考附記

附一 天正四年の春、家康濱松より遠州乾の城主天野宮内右衛門を御攻被成候、城中よりも突て出でせり合を始、味方先陣を追立申候、大原大助、大濱平左衛門討死いたし、鶴殿善六と申もの、敵に追立られ引かれ候所を、大久保七郎右衛門、同次右衛門、水野惣兵衛もり返し、敵を追入候、それより鶴殿、ほうすきの指物いたし追たてられしとて、濱松にてにげほほすきと申候。

厥後、乾御働、大久保七郎右衛門一組、嶽山へ上り城中見むるし相戦候間、天野宮内右衛門
第貳節 家康と勝頼との對陣(其二) 三郎信康と於義丸
一七二

不叶城を明て山中へ引籠り候。

(松平記)

附二

四年正勝頼は敵勢山より下り、河を涉して來らば、有無の一戦して長篠の恥を雪ぎ、死すとも是非一合戦無くては歸るまじと、深々と横砂^{横須}の城面迄、海邊を廻り巡見して、今や蒐る^蒐と待給ふ。高坂彈正忠昌信大に諫言して制しけるは、今にも家康山上より下り合戦致す程ならば、定て一兩日の中に信長と申合、此表へ信長可參、然らば味方對陣に及びても、本國遠く兵糧運申間敷、合戦仕り候とも生替りの若武者どもなり、老功は皆々長篠にて失ひ、今死^死殘りの某を死れと思召有か、御馬の先にて腹切可申、先づ今度は高天神へ御馬を被入、兵糧等卓散^{卓散}に味方の城堅固に仰付られ、時節を御待、長篠の鬱憤御晴し可有、良將の好まぬは強掛りにて候と涙を流し諫めければ、八千五百餘を十七手に分けて、思定め給ふ堅陣を解き、繰引に高天神へ入給ふ、家康御覽有て、手の内へ入たる敵を温々と引取らせん事無下に口惜き事なり、是非一戦して喰止、長篠程手間は入まじ、信長へ注進し、勝頼が首を見ん事此節と苛立させ給へども、内藤四郎左衛門尉正成堅く是を制し、一人も不出、見ぬ貌にして引取らせける遠慮の程を、敵も味方も一利ありと後々迄も是を感じけり。

(高天神軍記)

附三

尊翰拜見恐悅候、如貴意、今度徳川向高天神在陳候キ、無二可被遂一戦候儀、^口候處、不及手合、敗北口惜候、仍遠路軍陣之御祈禱之札並蠟燭被送下候、忝次第此事候、猶歸城之刻可得高意候、恐惶敬白

九月廿八日

名宛紙剪テナシ

信君 花押

(古時義法所寺藏)

附四

今度山中に敵罷出候處、其地堅固相働候由、無比類爲忠節、向後油斷不可仕者也、恐々謹言

天正五

九月十一日

家康

安部大藏殿

(家譜)

附五

誓詞之意趣者

一 彌七郎に類に度々申候へ共、蟲氣之由申候間、無了簡候。全我僞になく候事
一 彌七郎とぎにれさせ申候事、無之候。此前にも無其儀候。況晝夜共彌七郎と彼儀なく候。就中今夜不寄存候之事
一 別而ちいん申度まゝ、色々走廻候へば、還而御うたがい迷惑に候
此條々いづはり候者、當國一二三大明神、富士白山、殊に八幡大菩薩、諷方上下大明神可蒙罰者也、仍如件
内々法印に而可申候へ共、甲彼人多候間、白紙に而明日重なり共可申候

七月五日

春日源助との

晴信 花押

(史料編纂掛所藏)

附六

天正二年甲戌二月八日、生于遠州宇布見、義丸產生之前後、本多作左衛門每事相計之、天正四年丙子、權現様被爲入岡崎之日、以信康主之誘引、義丸初出于御前、此時來國光之御脇指、義丸拜領之、^{時三}

(譜牒餘錄)

第貳節 家康と勝頼との對陣(其二) 三郎信康と於義丸

天正二戊申年二月八日、三州遠州産見村におゐてむまれ給ふ、童名をたよし丸と申ける。御誕生の後、去子細あつて、大神君しばらく御對面なくして、本多作左衛門重次を御もりに仰付られ置給ふ。

天正四丙子年、ことし三歳に甫ひ給ふとも、大神君いまだ御たいめんなきに依て、御兄岡崎三郎信康君、常々折を伺ひ、ひそかに見せ申べきと思召ける故、本多に仰ふくめらるゝは、嚴君我居に來させ給ふ時に、およし丸を障子の外におきて、とゞさまとよばしめよ、其時首尾をはからひ御目にかくべきとの事にて、或時岡崎の城に入給へば、かれてのごとく、障子の外に置きてよび給へば、大神君御儘此支を御さとりあつて、忽御無興之體にて御歸あらんとせし時、信康君御たもとをひかへて仰けるは、某幼弟すでに三つに罷成候間、願くば御そばにおゐて養育なされ候様に存候旨仰らる。此時父の顔を見馴給はぬ故に、かほ色あしく成給へば、大神君いただきとり、御膝の上にあけてしばらく愛し給ひて後、なほもとの如く本多に御預け養育させしめ給ふ。

(越前黃門年譜)

今年天正四年家康公岡崎の御城へ被爲入、于時信康公より本多作左衛門方へ御内意有之に依て、産見より義尊いざないをいざない奉り、岡崎の御城へ罷出候所に、信康公の御差圖を以て、御座の間の御障子をたゞかせ申ければ、家康公御聞被遊、あの障子をたゞくは誰にてと御尋の時、信康公御座を御立被成、次の間へ御出有て、御義丸を御抱き被成、御前へ御出有て、是は私の弟に義丸にて御座候と申上被成候へば、家康公是へと被仰御抱被成、御膝の上に被差置、よき生れ付にて候と被仰候へば、信康公、仰のごとく丈夫なる生れ付に御座候、此者息才にて成人仕候はゞ、私のよき力にて候と被仰上候へば、家康公にも御機嫌能、暫く御寵愛被遊、

來國光の御脇指を被進候と也。是よりして岡崎は不及申、濱松の城下に於ても、義丸様と申て諸人尊敬仕るとなり。

(落穂集)

附七

尙々煩故印判を以申候。以上
今度者無御出候間、自然煩氣哉と無心元存候。隨而此式に候へ共、帷子すゐ羽織はね進之候。誠書まこと中之驗迄候。猶使者可申候。恐々謹言

七月朔日

秀康 判

宛名ナシ

(西加茂郡三好村
酒井利孝氏文書)

第參節 武田勝頼との對陣(其二)

天正六年正月十六日家康岡崎に來る、信長の吉良に放鷹するを迎へん爲である。十八日信長吉良に來つて放鷹し、廿一日岡崎に入り廿二日尾州へ歸り、廿五日安土に歸城した。信長公記に「正月十八日三州吉良へ御成、雁鶴餘多被成御取飼廿二日尾州へ御歸」とある。信長のかくしば、吉良に狩する所以は、家康の招いたるものとしても一は岡崎城内に在る徳姫を顧んとする爲でもあつた。而して家忠日記二月四日の條に「信康御母様より音信被成候」と云ひ、十日の條に「深溝へ信康參られ候」などいへる、

これと何等かの關係があるのでは無からうか、信康御母様はもとより築山殿の事である。

十八日駿府出陣之由かねて觸れおきしが此日延引、濱松城經營をはじめ。今春の事始めである。三月一日近く駿河へ軍を出さんとするを以て濱松城の造營を暫く中止の事とする。家忠日記二月十八日庚子の條濱松御ちんのひ候て新城普請と云ひ、三月一日壬子の條新城普請候。濱松より御陣ふれ候てふしんやみ候とある。

七日家康軍を發して懸川に陣し、八日に陣を大井河のほとりに移した。家忠日記八日己未懸河より大井河のはたに陣取候

九日田中城を圍んだ。拂曉酒井與九郎重頼、内藤甚五左衛門善致、小栗又一郎忠政、熊谷小一郎等拔驅して城に迫り先登せんとす、預て城中より伏せ置きたる輕兵競ひ起つてこれを撃つ、四士奮戦して敵を城中に追入る。家康これを聞きその軍令を背きたるを以て譴責した天正九年高天神城陷落の後。我軍本多、榊原、松平甚太郎家忠、松平主殿介家忠外郭に押詰、遂に柵を破つて本城に通つた。守將一條右衛門大夫信龍が兵拒ぎ戦ふ。大

須賀康高が屬士久世三四郎廣宣、榊原康政の從兵中根善次郎、本多忠勝の臣向坂惣十郎、井伊直政が輔臣近藤平右衛門秀用競ひ進む。松平主殿助家忠が從士佐野孫助、行家彦十郎首級を得、戸田三郎左衛門忠次が士黒田次郎右衛門、安形半兵衛、岸上勘三郎、福井源藏先登して功あり、敵味方共に苦戦して勝敗決せず、家康兵を損ぜんことを恐れ、渡邊半藏守綱同半十郎政綱をして一旦兵を引揚げしめた。

十日家康牧野城に兵を收めた。十一日牧野城を修築す。家忠日記九日庚申するか田中ノ城へ働、外くるをやぶり手前へも敵二人討佐野孫助行家彦十郎うつ也。十日辛酉雨降。牧野原城迄歸陣候。十一日壬戌牧野城普請候とある。

十三日家康の軍小山城を攻む。

十八日牧野城經營成る。家康軍を濱松に收めた。四月十七日信康岡崎より濱松に來りて家康に面し、翌十八日岡崎に歸つた。この用件詳ならず、家忠日記には信康濱松へ禮に被越候とある。

七月三日松平主殿助家忠横須賀の要害を築く、高天神に備へんため

ある。十五日に至つて築造の事終つた。家忠日記「七月三日丑癸よこすか取出場迄立候。四日寅取出普請候。家康よりふりりを給候。五日卯同普請候」とありて、普請の事十四日迄續き、十五日丑同普請出來候」とある。

八月七日牧野の城番西郷孫九郎家員に代りて松平甚太郎家忠在番す、八日大須賀康高天神の城下國安河の邊に軍を發して武田氏の兵と戦ふ、武田の軍利を失つて城中に逃入る。康高の兵多く首級を獲、殊に坂部三十郎廣勝戦功があつた。本多忠勝、石川長門守康通、久野三郎左衛門宗能これを録して濱松に獻じた。この日より牧野城の修築があり廿日に至つて竣功した。

十九日駿河口へ出陣のため參河の諸將濱松に集つた。家忠日記「十九日戌辰時より雨降、駿河に働にて三河衆濱松迄被越候」

廿一日家康信康小山の城に軍を發した。家忠日記「廿一日庚未刻迄雨降、家康信康小山に被動候」

廿二日家康兵を駿河當目遠目とあるに發して敵を威嚇し、軍を班さんとす望宗ともするの城より敵追躡す、石川數正反撃して數十人を討取る。

此日我軍田中城邊に刈田し城兵と戦ふ、榊原康政の兵小澤兵右衛門戦死し、康政の部下清水久三郎鈴木藤九郎、鷹野新八、中根善次郎等奮戦して城門に迫る。松平家忠等大谷表に出張す。平岩七之助親吉の士卒刈田の際負傷す、家忠これを井呂に送つた。

廿八日甚雨烈風、敵の斥候七八騎牧野城邊を窺ふ。家忠日記「廿八日丁未刻より雨降、未明に牧野城かまへ迄敵馬乗七八騎越候」此日松平家忠に代つて二連木衆戸田新六郎牧野在番となつた。

九月四日家康兵を牧野城に收めた。是日松平家忠二連木衆に代つて牧野の在番を勤む。牧野城また修築がある。家忠日記「四日壬子西駿河より家康牧野迄御歸陣候、牧野番二連木衆ニ替候、牧野取出場普請候」

六日家康信康軍を返す、參州の諸將は留つて牧野城を修築し七日に終つた。此日牧野の城兵と共に軍を小山城に發した。家忠日記「六日甲寅家康信康御歸陣候。國衆は普請候。牧野衆と今城へ働候」

遠州に於ける武田氏の城は、高天神と小山城と相良の壘とである。而して大井河を隔て、田中城がある。家康時々兵を出してこれを脅すのみ、

満を持して容易に放たず機の熟するを待った。

十二日家康岡崎に來た。家忠日記には「御祝言御いはいとして自濱松家康被越候。松平太郎左衛門振舞候」とある。吉田開城の時人質となつて駿府にありし酒井忠次の女たふうを、松平太郎左衛門景忠の子外記伊昌に嫁する事あり、この祝言の悦びのために來れるものであらう。十四日家康濱松に歸つた。

十月十九日勝頼遠州へ兵を出す由の風聞あり、廿四日甲州勢亦出づる由の風説を聞く、これに備ふる爲め參河衆に陣觸があつた。

廿七日また、勝頼兵を出す由の風聞あるによりて、信康岡崎より濱松に來た。

廿八日大地震。廿九日敵兵當目遠峠を越ゆる由牧野城より注進があり、更に牧野より敵兵大井河を越ゆる由注進あるをもて、我軍見付迄出陣した。

十一月二日勝頼小山相良の邊に陣を移す由の注進があり、家康信康馬伏塚に陣し、諸軍芝原に屯した。三日勝頼横須賀の城を攻めんとして軍

を進めた。家康信康一快戦を試みんとして大淵の三社山或は總社又は熊野熊野鎮座の三社山となすものもあるに陣し、諸軍八千は山下に屯した。勝頼入江を隔て、陣したるが、水を渡つて戦を挑まば山上より押懸けて攻破らるべしと危み、遂に軍を引いて高天神に入つた附一

四日敵の斥候横須賀の城邊を窺ふ、我軍これを追撃す、家康小笠に陣した。家忠日記十月廿七日巳辰時より未時迄雨降、信康濱松迄立なされ候。廿八日丙信康へ出仕候、酒井左衛門所へも越候、申刻に大な地へゆり候、五十年以來の大なへ之由候。半時程又同時少ゆり候。戌刻ニ又地震候。晦日丁未牧野原より敵山を越候注進候、夜なへゆる二度知時す、敵大井河を越候由牧野より注進候て各國衆見付迄出陣す。霜月二日酉巳申時なへゆる、敵小山相良筋移候由にて家康信康馬伏塚へ御陣被取候。諸人數は柴原有候。三日戌酉酉時なへゆる、敵勝頼よこすかの城むかい迄働候。家康同惣人數よこすか城きこに備候。敵高天神迄引取候。味方も本陣へ引候。四日辛亥辛よるなへゆる、敵物見よこすかへ働候。此方人數も家康も小笠へ被越候。

七日水野藤次郎より荒木攝津守村重が信長に叛く由の注進があつた。
藤次郎忠分、信長に従ひ有岡城を攻め、天正六年十二月八日戦死した。

十二日勝頼高天神より兵を引いた。十四日我先隊の諸將懸川益田迄軍を引ききたるが、敵大井河を越ゆる由牧野より注進があつた。

十五日敵の先隊川を越えて青島に陣取る由の注進があり、果して十七日敵軍三隊島田迄動き出づ、十九日に至り敵隊青島より田中城迄軍を引いた。家忠日記十七日甲子敵島田迄三備働せ候。十九日丙寅敵青島より田中迄引取候。

勝頼去レ廿五日に軍を收めて甲州に歸れる由の注進ありしをもて、家康信康濱松に軍を班し晦日信康岡崎に歸る。家忠日記晦日丁丑牧野へ鐵放衆廿人籠候。敵勝頼廿五日ニ引候由ニて各濱松迄引候。信康公三河へ通られ候此際渥美源五郎友勝が巧に謀つて敵の斥候を數多撃取つたる話柄あり附三

天正七年家康正に三十八歳。

正月十九日家康岡崎に來る、參河の國衆岡崎城に參集して年始の祝を

述べた。

二十日家康吉良に狩し、廿九日家康吉良より濱松に歸つた。家忠日記十九日乙丑家康岡崎へ御越候て岡崎へ越候。廿日丙寅家康吉良へ爲御鷹被越候。廿七日酉癸吉良大つかへ家康御鷹野見舞越候。廿九日亥乙家康吉良よりふかうす御歸候。宇谷にて御酒むかい申候。鷹の雁を被下候などある。來レ二月十八日より再び濱松城の經營を初むるを以て、二月九日松平家忠これを監すべき旨を命ぜられた。同廿一日濱松城の乾なる本多作左衛門重次が宅地の周圍に湟壘を設けて出丸と爲すべき普請今日より始まる。竣工の上は作左衛門郭と呼ぶべしとの事であつた。これも家忠日記に二月九日乙酉雨降、濱松より家康以印判來十八日ニ濱松普請に越候へ由申來候。十八日甲午濱名迄出陣候。夜より雨降。十九日乙未戊刻迄雨降。濱松迄越候。城へ出仕候。廿一日丁酉刻より雨降。本多作左衛門がかまへの普請候とある。

三月六日牧野城警備を家忠に命ぜられた。仍て家人を濱松に留めて普請の事に従はしめ、家忠此日濱松より懸川に着く、同七日家忠牧野城に

至り西郷孫九郎家員と交替した。

四月七日濱松に於て長丸忠秀生る。母は西郷の局愛子西郷孫九郎清員が養女、實は戸塚五郎大夫忠春が女、母は西郷孫九郎正勝が女、忠春歿して母養笠之助服部平正尙に再嫁す、是に於て愛子また正尙に養はれ、西郷左京進義勝に嫁す、義勝元龜二年三月四日竹廣の戦に戦死す、天正六年三月家康に召され、清員の養女として濱松に至り秀忠並に薩摩守忠吉を天生む。天正十七年五月十九日歿年二十八三十七駿府の龍泉寺に葬り寶臺院と號す。土井甚三郎勝利を附して近侍とした。

四月廿三日勝頼駿州江尻に出陣せる由の注進あり、よりて諸將に濱松に參陣すべく沙汰した。同廿五日勝頼の軍高天神の國安に陣取る由の注進あり、同廿六日夜に入りて家康馬伏塚に出陣し、信康翌曉馬伏塚に驅付けた。家康その出陣の神速なるを賞めた。廿七日參河の軍進んで袋井に至る附三勝頼の軍國安を去る由の注進があつた。家忠日記四月廿三日戊敵武田勝頼駿河江尻迄出候。やがて來廿六日ニ濱松迄被立候へ之由石河伯耆所よりふれ候。廿五日庚濱松迄日かけに出陣候。城は未刻ニ出候。敵高天神國安ニ陣取候由候。廿六日辛家康夜内ニ馬伏塚迄御馬被出候。信康も從吉田馬伏塚迄被越候。各三川國衆も見附ニ陣取候。十七日壬三河衆ふくろい迄陣よせ候。敵國安を引のき候。廿八日癸されハ河合

市場へ陣替候としるす。大須賀記に天正七年卯の五月に横須賀の大斥候と勝頼の軍と國安の江に於て戦つた事がしるしてある。即ち勝頼が高天神番替の爲め瀧坂迄馬を出し、家康馬伏塚まで驅付け、大須賀康高大物見を出し、國安の江に於て勝頼の軍と衝突し、互に弓鐵砲を發して相闘ひ、味方橋山八藏が敵の士手島助藏と云ふ者を射伏せたるを手始に、敵あまた討取つて靜に軍を引いた。その翌未明に家康軍を出したるに敵早くも退却したりと。恐く此時の事であらう。

同廿九日勝頼の軍大井河を涉つて退く由の注進あり、仍て家康信康濱松に軍を班した。家忠日記廿九日甲馬伏塚はたもとへ越候。敵大井河を越候て濱松迄御歸陣候。晦日乙亥時より雨降。惣人數ハ三州へ返候て大將衆計濱松ニ候。

當時荒木村重は信長に叛いて伊丹城有岡に在り、是に於て毛利輝元勝頼に書を寄せて、海陸二道より軍を上せ、荒木並に本願寺と相策應して足利義昭を京に入れんとす、勝頼もその手合として速に西上あるべきやう催促した。勝頼これに對して、度々申達する如く、當方よりも尾濃口

に兵を進むるにより、毛利氏も本願寺並に荒木の備堅固の内これを援けて義昭を入洛せしめ、五畿内靜謐あるべしと返書した附四勝頼は毛利氏がいよいよ京に兵を上さば、これに應じて西攻せんと企てたのであらう。されど雙方共にこは全くの空想に終つた。

參考附記

附一 天正六年十一月三日、兩君信康・勝頼横須賀の城邊、大淵の郷熊野大權現の鎮座ある三社山に陣を設け給ふ。諸卒は山下に屯す。惣軍八千なり。勝頼進みて横須賀に赴く所に、神君の陣し給ふ三社山の麓を通る事能はず。鹽買坂の本道を避けて濱邊を押通る。其麓下小笠原與八郎長忠及び山縣が陣代小菅五郎兵衛元成元忠等、海路より横須賀の城邊に至る所に、城將大須賀五郎兵衛康高が部下笈助大夫正重等出張し、火炮數百挺を以て打立つる故敵戦はずして退く。渡邊半藏守綱跡を躡し、敵一人を斬る。大久保四郎次郎其首を得たり。此所にて敵を討取るは是斗也。
(國朝大業廣記)

附二 天正六年十月晦日十月は恐く十一月の誤であらう濱松へ御馬入也。此時に横砂横須賀より渥美源五郎勝頼相良の城取有由に付、物見に夜々忍に出る。地頭方村より佐倉村に歸る時、佐倉の坂中にて甲州方の忍の者横砂へ行歸るに、夜明方上下十五六人、馬上三騎出合たり。源五郎物馴れたる男にて、坂の上より見ると等しく、槍を横へ大音聲擧げ、福岡太郎八時分は能きぞ、奸細かまきりを懸らせ掛れと叫びけり。夜明方の事なり。朝霧深くして物のあいるも定かに見えず。敵伏兵ありと大に肝を潰し、跡へ歸り、廣き所にて勝負せんとや思ひけん。馬を引返し坂より下る所を、上より槍にて馬上二騎突落し、歩行の者四人突伏首を取殘る者共は山中に欠込散りくゞに逃走る。六の首を取持、芝原に於て公へ献上し御感に預る也。扱又彼の死人の骸は、所の者坂の上に堀入置也。下藹の歌に「國と天下は上様取りやる渥美源五は首取源五返し」兎角天下は上様取りやる渥美源五は首取源五此頃遠州中にて此の如く下藹の麥搗歌に謠ふ也。或説に合戦の度毎に首を取故に首取源五と云々、兎角首取源五と世間にて云しは、此渥美源五が事也。
(高天神軍記)

附三 四月廿三日勝頼又駿州江尻に出張し、廿五日に國安村に着陣す。兼て三州へも御注進ある故、信康公も廿七日曉天に此所に御着陣まし、諸勢は見付當に陣取、家康公御感悅不淺、早速御着陣有支、左様の武者つかひ神妙也と御褒美有り、二十七日三州勢袋井迄押出し陣取、然る所に甲州勢如何なる思入にや有けん、國安村を引取る。
(高天神軍記)

附四 正月廿五日之芳墨、今月五日到着、披讀、仍荒木攝津守、信長敵對、貴國一味以來、至攝泉兩州諸卒被立懸、輝元二月五日出張、海陸之行無御油斷之由肝要候、然者、當方尾濃口手合事、度々如申達候、聊不可有用捨候、幸西國平均彼表無異儀之上者、大坂並荒木備堅固之内、程近被打寄、公儀御入洛、荒木被引救、可被屬五畿内靜謐儀、悉皆可加貴邊諫言候。委約閑齋、跡部大炊助可申候。恐々謹言

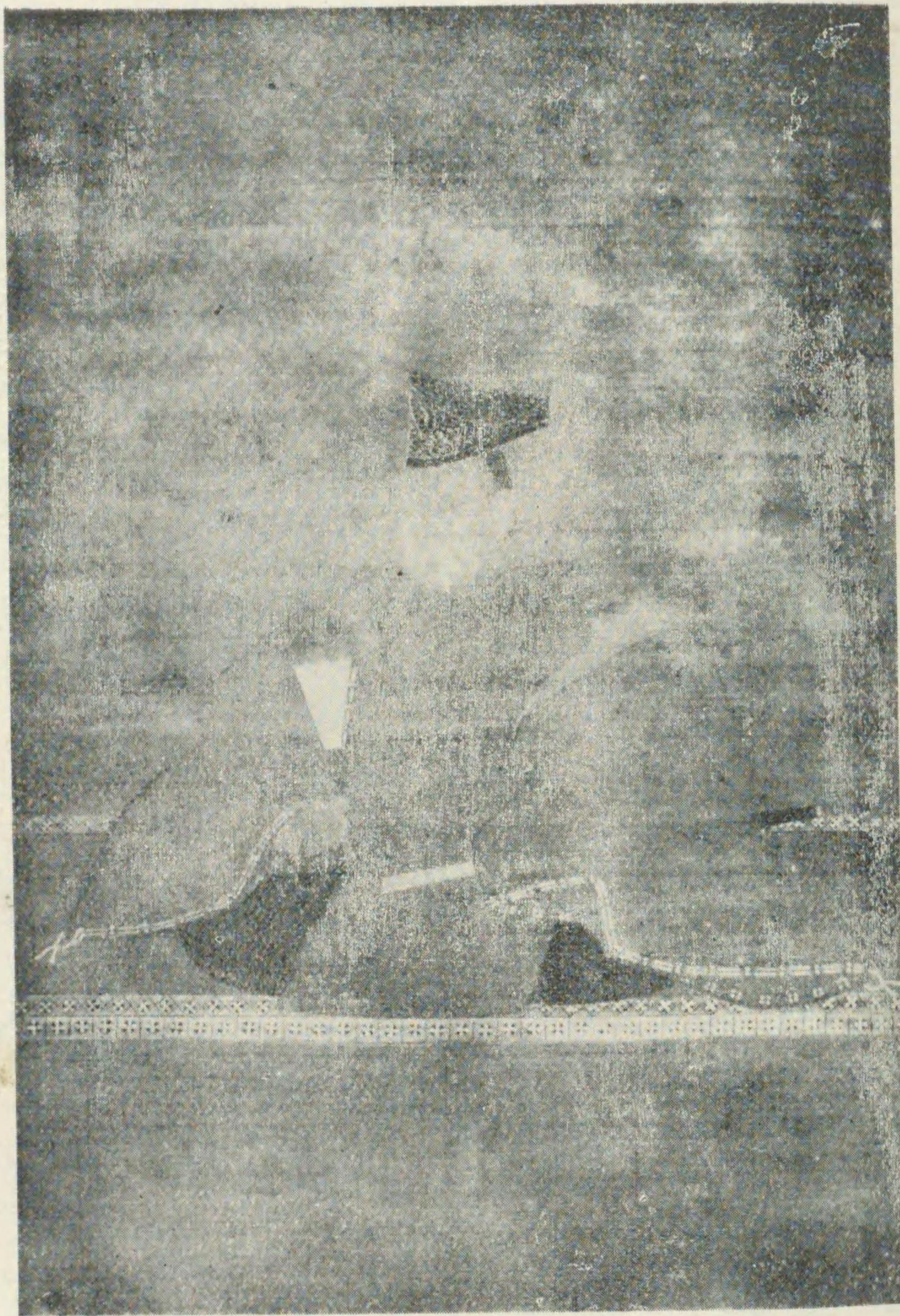
卯月六日

勝頼 花押

第四節 岡崎三郎信康

天正七年六月四日家康濱松より信康を伴ひて岡崎に來り、同七日に家康濱松に歸つた。築山殿並に信康の身邊に危険の空氣の漂ふを見て、家康は幾度か岡崎と濱松との間を往返し、それに對して如何に善處すべきか苦慮する所が多かつたのであらう。

七月十六日家康、酒井忠次、奥平信昌を安土に遣はし良馬を信長に贈る。信長公記に「七月十六日家康公より酒井左衛門尉御使として御馬被進之、奥平九八郎、坂井左衛門尉兩人も御馬進上也」と云ふものである。信長は特に忠次を引き、徳姫より申おくれりと云ふ信康の十二罪を數へて其實否を正したるに、忠次は悉くその事實なる由を答へた。是に於て信長は、忠次をして歸つて家康に告げて信康を生害せしめんとした。三河物語に、信長が忠次に云ふに「此分ならばとても物には成間敷候間、腹を切らせ給へと家康へ可被申と仰せければ、左衛門督酒井忠次此由おうけを申して罷歸



(藏寺蓮勝 作矢)

る時、岡崎へはよらずしてすぐに濱松へとをりければ、御りこんなる殿
信に候へば、頓て御心得被成成是非に不及と被仰けり」とある。忠次は此際
何故に信康の爲に辯疏せなかつたであらう。信康が常に忠次等を輕侮せ
る所ありしたため、その鬱憤のために信長の詰問に對し一言半句の辯解を
試みなかつたものとせば、それが老臣たるものゝ道であらうか。況んや
忠次の近來が、功に誇つて驕慢の振舞多かりしたため、氣銳の信康之に對
して一步も假借せざりしものとせば尙更である。松平記には、徳姫が信
康並に築山殿の悪事の數々を人の申もつすより過すて岐阜へしるし送りたれば、
信長見て大に驚き、使を濱松に發して酒井左衛門尉、大久保七郎右衛門を
呼寄せて、その實否を糺したるに、兩人の者共、爰にて申分わがを致し何様に
も陳答に及ならば、是程の大事には及まじきに、日比三郎殿と中あしく
て、兩人ながらあきはて、尤御意の通惡逆人にて御座候、御前徳事の御
恨尤なりと申としするす。然らば乞ごぎ、忠次忠世を召したのである。い
づれにしても此際老臣等の陳謝ありたらんには、恐くかゝる大事に至ら
なかつたであらう事は、この松平記の云ふ如くである。是に因て參河の

將士が憤懣して忠次等を以て信康を賣れるものとして甚しく憎惡し、生
 きながら其肉を啗はん事を希つたのは至當の事である。參河武士はまた、
 信長の中正の判断を誤つて、我が娘の爲にその夫を殺さしめんとせる無
 慈悲と没義道とを切齒して憤つた。三河物語には何たる御とがもなけれ
 ども、御前様は信長の御娘子にておはしまし給ふ、其故早御娘君も二人
 出來させ給へ共、御ぶあいにも有つるか、それとても御子も有中と申御
 夫婦の中なれば、御子のためと申人口と申方々いか様に御さへへ可有に
 はあらざる御事なれ共、さりとはむごき御仕合と申さぬ人はなかりけ
 り。そののみならず坂井左衛門督は、御家のおとなと申御普代久敷御主
 の御事を、御前様に見かへり奉りて御前と一身してよくもくちを指
 上てさへ奉りたりと、各々上下共に申てにくみけれ共、信長へおそれ
 をなしてあだはならずとある。然るに當代記に、信康の勘當は家康の意
 より出でたるものとし首尾顛倒する所がある。即ち八月五日岡崎三郎信
 康主一家康公令牢人給ふ、是信長之難爲聲父家康公の命を常違背し、信長
 公をも被奉輕、被官以下に無情被行非道間如此、此旨を去月酒井左衛門

尉を以信長へ被得内證所、左様に父臣下に被見限ぬる上は不及是非、家
 康の存分次第之由有返答、家康岡崎へ御越三郎主を大濱へ退被下、岡崎
 城へは本多作左衛門を被移、三郎主遠州堀江へ移、又二股へ移給ふ、九
 月十五日於彼地生害し給。三郎主母公も於濱松被生害と云ふのである。
 こは恐く松平記の、前に引いたる文の直後に「家康も御腹立あり、然者生
 害に及ぶべきとの事にて、天正七年八月朔日信長へ御由被仰上、信長も
 内々御腹立の事なれば如何様にも存分次第と御返事有て、八月五日家康
 岡崎へ御越有、三郎殿を大濱へ出し被申、岡崎へは本多作左衛門を移し
 給ふ。三郎殿は當座の御勘氣と思召けるに、家康は西尾の城へ御座候而
 三郎殿をば遠州堀江へ移したてまつり、同九月十五日遠州二俣にて生害
 し奉る」とあるに據つたのであらうが、信康の生害が家康の本意で無かつ
 た事は次々にしるす所に因りて明である。

八月三日家康岡崎に來り信康を大濱に移した。四日信康甚雨を冒して
 大濱より岡崎に來つて辯疏し、涙を揮つてこの夜亦大濱に歸つた。家忠
 日記に八月三日丙濱松より家康岡崎へ被越候。四日丑夜より雨降、御親

子被_レ仰談候て信康大濱に御返候とある。如何にも悲慘である。その大濱に移せるは何故であらう。更に大濱より移せる堀江の地も、一つは海邊であり一つは湖畔である。家康の心中何等か慮る所があつたのであらうか。五日松平家忠をして西尾城を守衛せしめ、家康西尾に移つた。

七日家康岡崎に歸り、岡崎城を松平上野介康忠、榊原小平太康政、北端城を松平主殿助家忠、松平玄蕃家清、鶴殿八郎三郎康定に守らしめた。家忠日記五日寅夜より雨降。岡崎に越候へは、自家康早々弓てつはうの衆つれ候て西尾に越候へ被_レ仰候てにしをへ越候。家康も西尾へ被_レ移候。會下ニ陣取候。北端城番ニあかり候。六日卯雨降。北端城番ニあかり候。七日辰午時迄雨降、家康岡崎に被_レ越候。御番松平上野、榊原小平太、北端城御番松平玄蕃、鶴殿八郎三郎兩三人也。善五左衛門所ニ陣取候。玄蕃八郎三郎ふる舞候。平岩七之助所より大鷹兄弟あづかり候とある。北端城とはいづれか、この文によりて測るに西尾城か西尾城の一郭であらう。平岩七之助は平岩親吉にして信康の傳である。その大鷹兄弟を家忠にあ

づけたるは、親吉深く決心する所があつたのであらう。

九日信康大濱より遠州堀江の城に移つた。家忠日記九日壬勘解由岡崎大澤石川伯耆さへもんへ越候。被_レ仰小性衆五人信康大濱より遠州堀江城に被_レ越候とある。

十日鶴殿善六郎を使として參河の諸將を岡崎城に集め、信康へ内音信せざる由の起請文を出さしめた。家忠日記十日未自家康岡崎に越候へ由鶴殿善六郎御使にて岡崎に越候、各國衆信康へ内音信申問敷候と御城きしやう文候とある。信康堀江より二股城に移つた日時詳ならず、此日即ち十日となすものがある

十二日家康岡崎より濱松に歸つた。本多作左衛門重次をして岡崎城の留守たらしめた。家忠日記十二日酉家康濱松へ御かへり候。鶴殿善六被_レ越候。岡崎ニ者本多作左衛門御留守候とするす。參河の動搖察すべしである。徳川家の危機此時より甚しきものは無かつた。もし長く信康を參河に置かんには、參河武士の信長並に徳姫に對する憎惡、忠次に對する憤懣は破裂して事態甚だ容易ならざるものがあり、形勢甚だ險惡に赴かんとするを以て、信康を大濱より堀江に送り、ついで二股に移して大久

保忠世をして守らしめた。一方また何等かの方法を以て信康を救ふべく考慮したものであらう。最愛の嫡子を以て一家に代へんとする家康の胸中察するに餘りがある。

さて築山殿並に信康の悪行として世に傳ふるものは

一踏舞流行の折鹿服を纏へるもの、また踊り方悪しき者は信康弓を執つて射殺した。

一或時鷹野へ出たるが、獲物無くして不興にて歸る途中一人の出家に逢うた。近侍の者云ふ、獵場にて出家に遭へば獲物無しと、信康即ち出家の首に繩を懸けて馬の脇に結び付け馬を驅け引すり殺す。

一榊原康政の幾度も諫言せるを怒り、雁股の矢をつがへて射殺さんとす、康政自若として、罪なき某を成敗あらば大殿の思召如何あるべきと云ふ。信康やがて顔色和ぎそのまゝ奥に入つた。

一信康の室徳姫、引つゞき女子二人を生む、築山殿信康に云ふに、戰國の世女子のみ生みて何かせん、兎角男子多く産ますこそ國の爲め家の爲め第一の孝行なれと、武田の家人日向守昌行と云ふものゝ妾腹の女、

さすらひて岡崎に在りしを納れて妾とせしめた。

一信康此の妾に溺れて遊宴を事とす。徳姫附の女房小侍従と云ふ者これを諫む、信康怒つて小侍従の髪を握んで膝下に押伏せ、刃を抜いて切棄て、口へ手を差入れて引裂いた。

一築山殿唐人の醫滅敬と云ふ者を近づけ不行跡ありしのみならず、滅敬を介して武田勝頼に密書を通じ、勝頼の軍を岡崎に引入れ、織田徳川兩家を滅さん事を謀る、勝頼よりは、兩家を滅さんには信康に三河と織田氏の領地を宛行ひ、築山殿を甲州に迎へて郡内の小山田兵衛の妻とせんと誓約した。

一徳姫に仕ふる藤川九兵衛と云ふ者の女二人、一人は名を琴と云ひ築山殿に仕へて髪揚を役とし、妹は徳姫の侍女であつた。或時この琴と云ふ者、勝頼の誓書を竊み見その内容を妹に告げた。妹之を徳姫に語つた。徳姫大に驚き怒り、これまでの悪行のかすくを十二個條にしるして信長の許に送つた。

一巷説に、徳姫方におふくと云ふ女房、年は三十にあまりたれど容姿

うるはし、酒井忠次これに懸想して徳姫に媚諂ひておふくを申請け、家に引取り寵愛した。信康後にこの事を聞いて大に怒り徳姫と忠次とをいたく譴責した。

右が其大體なるが、恰も支那宮廷の閹内などに起れる如き話柄にして、罪狀十二個條と十二の數に合はせたるも怪しく、いづこ迄が事實なりや全く明で無い。

築山殿は關口義廣の女にして今川義元の養女、信康の室は織田信長の女なれば、母と嫁とは全くの仇敵である。築山殿在る間織田氏在る間、其處に異變の起らざるあらば寧ろ不思議である。而して築山殿の家は既に滅亡し、徳姫の父は今や隆々の勢力を有して天下に覇たらんとして居る。家康また濱松城に移りても信長を憚りて築山殿を迎へんとせず、假令築山殿を疎外する意志は無かりしにもせよ、築山殿の家康に對する感情の險惡なりし事は想像するに難く無い。徳姫また父の權威を背景にして我儘の振舞なかりしとは云はれず、是に至つて築山殿の僻み猜み怒りは火の如く燃え、信康と徳姫とを離間せんとしたる事もあつたであらう。

引つゞき二女子を生みしを罵りしが如きも恐く事實であらう。その他狂亂に近き舉動もあつたであらう。一方また年少氣鋭情に走り易き信康は、母と妻との中に在つて苦悶懊惱の果、或は殘忍に近き所業もあつたであらう。されどそが生害に値するほどの罪惡であつたであらうか、同情に堪へざるは家康の胸中である。

天正七年八月廿九日に、築山殿は濱松の坤ひつしまの富塚御前谷に於て害せられた。築山殿をかゝる地に於て害せしめたる理由明ならず、遠江風土記傳に、或人曰、船より入野の北富塚の向ひ谷に至りて、岡本、石川、野中の三人が失ひまつるとある附一或は岡崎より濱松に入れんとしたるが、豫定を變じ途中に害せしめたるものか、或は最初より濱松郊外に於て害せんとする豫定なりしか、いづれにしても餘りに冷酷である。

介錯人は野中三五郎重政、岡本平左衛門時仲、檢使石川太郎左衛門義房であつた。富塚の西來禪院に葬つた。法名を西光院殿政岩秀貞大姉と云ひ後に清池院殿と號した。重政等歸つて家康に事の由聞えたるに、女の事なればはからひ方もあるべきに心をさなくも討取りしかと云はれた

る爲め、重政等恐れて蟄居せりと東照宮御實紀にしるしてある附二松平記には、介錯したる岡本平左衛門、石川太郎左衛門野中三五郎を脱す皆罰あたり、或はかつたいになり或は子孫斬られなどして、一人も満足なるは無しとある。「御母築山殿をも、日比の惡逆有しとて同生害に及ぶ。然にかいしやく申たる岡本平左衛門、石川太郎左衛門皆御罰あたり、或かつたいになり或子孫皆きられなどして一人もすなをなるはなし。後に築山殿のおん怨りやうとておそろしき事限りなし、平左衛門子岡本大八は、家康小性なりしが盜をしてはたもの嫌にあがり、彼等が兄弟女子までも築山殿のおん靈とて色々不思議の事とも有て、皆罰し殺し給ふと聞えしとある。築山殿所生は信康の外に龜姫と呼ばれたる女子があつた。奥平大膳大夫信昌の室となり加納殿と呼ばれた。

九月二日家康病に罹る。家庭の悲劇に心を惱ませる爲であらう。家忠日記九月二日巳乙爲牧野番日通ニ濱松迄越候。家康御煩にて城ねはいで候はず候とある。

九月十五日信康二股城に自殺した。遂に救ふ術に無かりしか、悲痛の

極である。

信康の傳たりし平岩七之助親吉は、初より代つて死なんとし、我首を打つて信長に送り信康の命乞をせられん事を頻りに願ひたれど、恐く犬死となるべければとて家康は許さなかつた。これも三河物語に「平岩七之助罷出て申けるは、聊爾に御腹をきらせ御申給ひては必ず御後悔可被成、然は某を御もりに付奉り候へば何事をも某之いたづらに被成候へて、某が頸をとらせ給ひて信長へ急ぎ指被上給ば、其時誰ぞ御頼被成て、家康も獨子にて御座候間ふびんに可被存と申上候はば、其時は信長も某が頸の參ると聞召給はゞ、疑團のやはらぐ事も可有に、菟角に某が頸を一時もはやく指つかはされ給へと思ひ入て重々指つめく申上ければ、七之助が云處尤なり、忝こそ候へ、よつくあんじても見よ、我國にはゞかる程の獨子をもちて、殊更我あとをつがせんと思ひて有るに、加様に先立申さん事、日本之はじと云いか斗めいづくこれに過ぎず、然るとは云共、勝頼と云大敵をかへて有なれば、信長をうしろにあてねばかなはざる事なれば、信長にそむきてはならず、其故汝をきりて頸をもたせやりて

三郎が命さへながらへば、汝が命もらはんすれ共、左衛門督がさへへの故は何としても成間敷に、汝までなくしてはうへがうへのちじよくなり、然ば三郎をふびんなれ共岡崎を出せと仰あつて、岡崎を御出被成て、大濱へ御越有て、それよりほり江の城へ御越被成て、又それより二俣の城へ御越被成とある。親吉は實子なかりしかど敢て養子を取らなかつた。慶長四年家康我八男仙千代を養子とせしめた。然るに翌五年此子夭折せしを以て再び子を養はず、家は終に絶えた。こは信康の事ありての爲とさへ云はれて居る。

信康の介錯は服部半藏正成、檢使は天方山城守道綱であつた。傳ふる所によれば、初め介錯を澁河四郎右衛門に命ぜられたるを、三代相恩の主の御首に又は當てられずと其夜出奔せしかば、俄に服部半藏に命ぜられたりとの事である。

信康は端然として首の座に坐り、天地神明に誓つて我に一點の疚しき心の無き事は父君能く知ろしめす。今斯く潔き最期を遂げたりと復命せよと云ひつゝ、腹搔切つた。介錯役の正成は鬼半藏と呼ばれし剛の者なれ

ど、あまりのいたはしさに首を打かね、刀を投げ棄て泣いて卒倒した。

通綱は信康の苦痛の體を見るに忍びず泣くく介錯した。

信康年僅に二十一。二股城外に葬り騰雲院殿達岩善道大居士と號した。のち家康菩提の爲に寺を興し清瀧寺と稱へた。仍て清瀧寺殿とも呼んだ。信康の墓地境内門を入ると右手に、先きに二股城を守りのち三方原に戦死したる中根平左衛門正照、青木又四郎吉繼の墓、並に信康の供腹せりと云ふ小姓吉良於初の墓があり、なほ分骨を葬つたと云ふ大久保忠世の墓もある。清瀧寺朱印五十八石。

正成道綱濱松に歸つて復命した。家康は黙して差俯いた。涙が膝にはら／＼と落ちた。座に在りし本多忠勝、榊原康政等を始としすべての將士、あまりのいたはしさと悲しさに座に堪へず、次の間に退いて聲を放つて泣いた。榊原七郎右衛門清政は悲嘆に暮れて、遂には祿を棄て、康政の第に蟄居して出で無かつた。介錯せる天方山城守は家を出でて高野山に奔つた。服部半藏は常に信康の菩提を弔ふ事を忘れなかつた。彼の江戸四ッ谷伊賀町は伊賀衆の組屋敷ありし所、こゝの西念寺は半藏の菩提所

あり」と家康の云ひしとか、悉く事實なりや否やは知らず、今その二三を附記し置く附三東照宮御實紀に家康が信康をいたく愛惜せる由をしるして、さて唐國にも漢の武帝が衛太子の事ありし後に、望子の臺を築き朝夕にその方ざまを望み見ていさちなげかれしと云ふは、悲しき事のさりとはいはれなせる事なれ、これは御父子の間に何の嫌疑もおはしませず、たゞ少年勇邁の氣すゝとくたはしませしを信長の恐れ忌しより事起れるにて、御手荒き御舉動の有しも、軍國の習にてあながち深く咎め奉る事にあらず、さるをかの兩人酒井忠次大織田家の奸計に陥り、かしこき儲の君をあらぬ事になし奉りしは、不忠とやいはん愚昧とやいはん、百歳の後までも此等の御詞につきて家康が忠次忠世に、嘗て信康を諫めし事ありやと問ひし事、忠次の我子の事願ひ出でし時、汝も子のいとほしき事を知りたりやと云ひし事、幸若舞の事、關原陣に三郎居たらばと述懐せし事など御父子の御情愛をくみはかり奉るに、袖の露置所なくたぼえ侍るにぞとしるせるは、當時の輿論を代表せるものであらうが、信長の恐れ忌みしより云々は妥當を缺いて居る。

岡崎市若宮町もとの鎮守若宮八幡宮は、岡崎三郎信康を祀り、欠町の神明社八柱神社へ合祀は築山殿を祀れりと傳へて居る。その悲慘なる最後を悼

むあまり、或は神として祀れりと云ひ或はこの地に葬れりと云ひ、種々の傳説となつて遺れるも全く同情の表現からである附四

駿河國廬原郡江尻町市中山江淨寺に信康の寶塔ありと云ふ。駿河志料に「騰雲院殿隆巖長越大居士御寶塔本堂後」に云、天正七年九月岡崎三郎信康様御遺髪を、榊原氏の女と平岩七之助と御守申上、江淨寺に埋葬申上、其處に松を植、小さき石の五輪塔を建有之候を、乍恐神君様駿府御在城之砌被爲達御聽、御檢地被仰付拾石之御供養料被下置候云々と、榊原氏女とあるは何人なるか明ならざれど、或は榊原七郎右衛門清政の女か、こゝに遺髪を埋めし理由明ならず。親吉信康死後悲嘆にくれて幽居せる事あり、或は此地に隠れこゝに菩提を弔ひしものか、寛永未の年寛永八年霜月十二日に代官村上三右衛門の江淨寺に出したる書狀に「於當國御代官就仰付候ニ何も寺社領の様子承申に付、江淨寺御寺領の儀相尋申候、然者三郎様御いはい所之由云々とあれば、こゝも御位牌所と稱せる事は明である。

また相模の足柄下郡風祭村の萬松院は、大大久保忠世が信康在世の時

就いて禪を學びしと云ふ豊橋龍拈寺新編相模風土記には本寺七世白州巖龍勅賜法輝を

招いて住職せしめ、こゝに信康菩提のために、信康の信仰したる阿彌陀

三尊の畫像を納めたと云ふ。新編相模風土記に萬松院に付いて「祝融山と

號す、曹洞宗參州吉田龍拈寺末開山白州巖龍本寺七世勅賜法輝圓明禪開基大久保七

郎右衛門忠世了源院日脱と諡す、文本尊聖觀音とある。

岡崎市福壽町に榎の大木があり、これをまた築山殿の墓標なりと傳へ

て居る。松應寺は廣忠を茶毘したる所、而してその墓標の松は家康の手

植せるものと傳ふ。その附近にまた築山殿の墓標と稱する榎あり、何か

の因縁あるやうなれど今詳で無い。

父信長をして、我が夫並に姑を殺さしめたる徳姫の當時の心中は如何

なりけん、今知るに由なし。徳姫の所生二女、一女は小笠原兵部大輔秀

政の室、一女は本多美濃守忠政の室、徳姫は天正八年二月二十日岐阜に

歸つた。松平主殿介家忠命によつて桶狭間まで送つた。家忠日記天正八

年二月十七日丁おほり御新造様、美濃へ一圓に御越候とて、濱松殿岡崎

へ御越候とある。徳姫九歳より二十二歳まで信康と同年、天正八年は二十二歳となる住へる岡

崎城を出で、岐阜に歸らんとするにより、家康訣別の爲に岡崎へ來たのである。更に同じ日記に「二月十八日子岡崎へ越候て城へ出仕候。明後日廿日御新造様御くりに越候へ之由仰にて、ふかうすかへり候」といひ、また「二月廿日寅御新造様送りに尾州おけはさま迄越候」ともある。其後の消息については詳でない。彼の小牧陣後天正十二年十一月十一日に、織田信雄が秀吉と單獨媾和を行へる際、信雄より出さんとする人質の中に岡崎殿の名がある。宇野主水記顯如上人貝塚御座所日記に「三介殿信雄ヨリハ、妹岡崎殿ト云ヲ御出シアルナリ」とする。此岡崎殿即ち德姫であると云ふ。然らば此頃はいまだ清洲あたりに居り、人質に擬せられたものと云はねばならぬ。のち京都に出で、久しく烏丸中御門の南油小路と云ふに住んでゐたと。參河東泉記には「三郎殿御前、信長の御娘にて京本多下屋敷にて八十に及死去也」と載せ、幕府祚胤傳には「信康君自裁後、久在京都烏丸中御門之南油小路共棲洛中間、於尾州岩倉二千石被進、寛永十三年丙子正月十日於京都卒去年七十八葬紫野大徳寺中總見院瑞一天寺法名見星院香岩壽桂大姉」とある。これも事實であらう。

參考附記

附一 岡崎城東曲輪、御花園ト申御曲輪ニ、築山様ニモ被成御座候由

築山ト申所ハ、築山様被成御座候故ノ名ニテハ無之、所ノ名也。築山様ノ實ノ御名ハ相知不申候。築山ト申所、上ノ馬場南ノ裏通り東へ寄り、本唐澤ト申ス所ノ南今西岸寺ヨリ西、今三好義兵衛屋敷迄ノ由、此所ニ被成御座候故、築山様ト申候由、東曲輪へ御移リハ後ノ事ナリ。
(牧信友記)

西來院、在富塚、曹洞宗普濟寺末十三派寺田高卅石、末寺五宇。

天正七年八月廿九日、築山御前生害於御前谷關口御前少輔氏母葬于西來院、明曆中燒失之時、墓所破損矣。于時玄風師者、回向於墓所、或人來弔墓所去、復四十日、大久保加賀守忠朝之使者來、爲築山御前設齋厚法會、而後玄風法師之武藏、訴于墓所之破損於公、將軍右大臣家綱公御寄附田廿町、延寶六年八月百年周忌有法會、則追號清池院涼月秋天大姉。

引馬拾遺曰、加賀守忠朝朝臣、肥前の唐津の城に在し時、ある夕べ、庭に怪き女來て、忠朝朝臣をつつく、と見て立去が如く亡たり。又明日の夕べ、朝臣の庭に向ひ居たるに、彼女、下には赤き絹、中には黄なる鳥衣を着、上には白絹をうちかけて來たる姿、昨夕にたがはず、朝臣をつつく、と見て亡たり。怪しきに、召使人々を集て、ありつることを語りて、いかなる事や有けん、と問給へば、老臣申て曰、昔築山御前亡なはれ給ひし時、着給へる衣ともの色を、我祖の如是なん有しと云ひけるを、幼少之時聞覺て侍るに、今仰ある絹の色よく似たれば、此靈にみたまもや有べからんとぞいひける。忠朝は久保忠世の曾孫に當る

或人曰、船より入野の湖の北、富塚の向ひ谷に至りて、岡本平左衛門、石川太郎右衛門、中野氏本

高殿、怒く野中の
誤寫であらう。 三五郎等失ひまつり、又を池水に洗、池水自ら濁れり。延寶六年の秋、百年のみ
とざありしより、池水自ら清たり、彼靈を清池院殿と謚す。今に至るまで其谷を御前谷とい
ひ、其池を洗池と云。
(遠江風土記傳)

附二 野中三五郎重政といへる士に、築山殿討つて參るべしと命ぜられしかば、やむ事を得ず討
進らせて濱松へ立かへり、かくと聞上しに、女の事なればはからひ方も有べきを、心をさな
くも討取りしかと仰ければ、重政大におそれ、是より蟄居したりとその家傳に見ゆ。これに
よれば深き思召ありての事ならん。
(東照宮御實紀)

附三 三郎殿二股にて御生害ありし時、檢使として渡邊半藏守綱正成の誤、天方山城守通興綱通を遣
はさる、二人歸り來て、三郎殿終に臨み御遺托ありし事共なく、言上しければ、君何と宣
ふ旨も無く、御前伺公の輩はいづれも涙流して居し内に、本多忠勝、榊原康政の兩人は、こら
へかれて聲を上て泣き出せしとぞ。
其後山城守へ、今度二股にて御介錯申せし脇差は誰が作なりと尋給へば、千手村正と申す、
君聞し召し、さてあやしき事あるものかな、其かみ尾州森山にて安部彌七が清康を害し奉
りし刀も村正が作なり、われ幼年の頃駿河宮崎にて小又もて手を疵付しも村正なり、こた
び山城が差添も同作といふ、いかにして此作の當家にさゝはる事かな、此後は御差料の内
に村正の作あらばみな取捨よと仰付られしとぞ。初半藏は、三郎殿御自裁の様見奉りて、お
ぼえず振ひ出て太刀取る事あたはず、山城見かれて御側より介錯し奉る。後年君御雜談の
折に、半藏は兼て剛強の者なるが、さすが主の子の首打には腰をぬかせしと宣ひしを、山城

守承り傳へて、ひそかに思ふやうは、半藏が仕兼ねしを、この山城が手にかけて打奉りしと
云ふては、君の御心申いかならんと思ひすこして、これより世の中何となく物うくやあり
けん、當家を立去り、高野山に入て遁世の身となりしとぞ。(柏崎物語)

平岩七之助親吉は、この若君の御傳なりしかば、若君罪蒙りたまふと聞て大におどろき濱
松へはせ參り、これみな讒者のいたす所なりといへども、よしや若殿よからぬ御行狀ある
にもせよ、そは某が年頃輔導の道を失へる罪なれば、某が首を刎て織田殿へ見せ給はゞ、信
長公もなかうけひき給はざるべきとく、それがしが首をめさるべく候と申けるに、
君聞しめして、三郎が武田にかたはれ謀反すといふを實とは思はぬなり、去ながら我今
亂世にあたり、勅敵の中にはさまれたるむ所はたゞ織田殿の助を待つのみなり、今日後援
をうしなひたらんには、我家亡んこと明日を出べからず、されば我父子の恩愛のすてがた
さに、累代の家國亡さんには、子を愛する事を知りて祖先の事を思ひ進らせぬに似たり、我か
く思ひとらざらんには、なか罪なき子を失て吾つれなき命ながらへんとはすべき、又汝
が首を刎て三郎がたすからんには、汝が詞にしたがふべしといへども、三郎終にのがるべ
き事なきゆへに、汝が首まで切て我恥をかされんも念なし、汝が忠のほどはいつのほどに
か忘るべきとて、御涙にむせび給へば、親吉もかさねて申出さん詞も覺えず、なく、御前
を退り出たりと云ふ。是等の事をおもひあはするに、當時の情體ははかりしるべきなり。ま
た三郎君御勸當ありしはじめ、大久保忠世に預けられしも、深き思召有ての事なりしを、忠
世心得ずやありけん、其後幸若が滿仲の子美女丸を討てと命ぜし時、其家人仲光、我子を伐
てこれに替らしめしさまの舞を御覽じ、忠世によくこの舞を見よと仰ありし時、忠世大に

恐懼せしと云ふ説あり。いかゞ誠なりや知らず。

(東照宮御實紀)

久米新四郎吉清、若き者に向つて「身の程を知れ」と云ふ七字大事の儀なり、身の程を知りては惡しき事なしと教へける。賤き事の様なれども身を修むる教なり云々。此久米新四郎吉清と云者は、家康公の御選みにて、岡崎三郎殿に御具足着せ奉りし者也。三郎殿御果有て後は、世の交を憂き事に思ひけるが、濱松に引取り居ける也。家康公より色々上意ありしかども、終に罷出すして相果けり。

(校合雜記)

岡崎殿御事を、信長より申さるゝ旨ありし時、酒井忠次大久保忠世兩人も、御ふるまひのあらゝしき事ども、條件にしるして御覽に入れれば、三郎が、る所行あらば、定て汝等二度も三度も諫を納し上にて、尙聞入ればこそ我に直訴するならん、聖賢の上にも過誤なしとは云ひがたし、まして年若きものゝ事をや、いかにと問給へば、兩人さむ候、若殿にはおしき御本性におはしませば、若諫言など進めて、御心になはざらんには、忽に一命をめさるべければ、今まで忠言進め奉るもの候はずと申せば、君^家今の世に比于伍子胥が如き忠臣なければ、諫を進めざるも理なれとて、又何と仰らるゝ旨もなし。其後三郎君御生害ありけるが、年経て後、忠次老かゞまりて御前に出で、己が子の事れぎ奉りしに、三郎今にあらば、かく天下の事に心を勞すまじきに、汝も子のいとほしき事はしりたるやと仰ければ、忠次何ともいひ得ずひれふしてありしか。又幸若の舞御覽ありし時、兩人にも見せしめられしに、滿仲の曲に、おのが子美女丸をもて主にかへて首切て進らせしさまを御覽じて、兩人に向はせたまひ、其事となく御落涙したまひ、兩人あゝの舞はと仰られしかば、兩人大に恐怖

せり。又或時三郎殿のかしづき渡邊久左衛門茂に向はせ給ひ、汝等は滿仲が舞見る事はかなふまじと仰せられし事もあり。また關ヶ原の役に、朝とく御旗を勝山に進められし時、さてゝゝ年老て骨の折るゝ事かな、悴が居たらば是程にはあるまじと獨言の様に仰せられしか。

(東照宮御實紀)

關東移封、諸將に領地を頒與せる時 酒井左衛門尉忠次ハ、富田左近將監ヲ頼ミ、源君へ御訴訟シケル、愚息宮内大輔ニ御知行三萬石、某ニ爲隱居料五千石被^レ宛行ノ由被^レ仰出、何共諸人ニ對シ無^レ面目仕合ニ候、兵部、中書、式部ナドニサヘ十萬石宛被^レ下問、責テ伊豆一國ヲハ可^レ被^レ下事ニテ在ツルニ、三萬石ノ御アテガヒ無^レ御情由申上ケル。源君聞召シ、左衛門ニ子ハ誰モ不便ナル者ニテアリ、堪忍可仕ノ由被^レ申ヨト仰ケレバ、富田合點不^レ參、押返シ承リケレドモ、右ノ通ニ被^レ申ハ合點可^レ致旨宣フニ因リ、左衛門尉ニ其趣申聞セケル。忠次其ニテ三郎殿ノ事ヲ思出シ行當リ、兎角ノ儀ヲバ不^レ申、近頃無^レ面目次第ニ御座候、老體ニテ目モ不見間、御暇可^レ被^レ下候、都へ上リ智恩院ヲ頼ミ後世ヲ願ヒ可^レ罷在^レノ旨申上レバ、兎モ角モ其方次第ナリト仰ケルニ付、入道シテ一知ト名付、洛陽へ引込メバ、秀吉公是ヲ聞召、櫻井屋敷並ニ於^レ江州扶持方領千石ヲ賜ル。

(東照軍鑑)

太閤天下ノ時、伏見ノ御城ニ於テ、福島正則家康公ニ向テ、御内ノ酒井左衛門尉ハ武功忠義拔群ノ者ナルニ、何トテ小身ニテ置給フゾト尋ケレバ、家康公御挨拶ニ、福島殿ハ酒井ニ御懇ト見ヘタリ、左様ニ候ハ、子ハ不便ノ者ニハナキヤト尋給ヘト仰ラレケル。正則尤ニ候、乍去何トシタルコトゾト重テ問ケレバ、斯様ニ御尋候ヘバ、左衛門尉ハ合點仕ルベシト仰

ラレケルト云々。

(當代記)

附四 靈魂山菅生八幡宮二社の内其一つなり當社は、信康公御年二十一歳の御時、織田信長の口難に依て、天正七年己卯九月十五日に、遠州二股の御城にて御生害あり、則信康公御首、並に築山様の御首、信長方へ御實檢の後、岡崎へ御戻し被成、此時に大神君岡崎城に被遊、御座上意に依りて御兩方の御首を潜に根石原觀音堂境内へ奉葬、然るに岡崎御城怪異數々故、諸人恐入候に付、菅生八幡と奉稱なり。

三國聞書集に曰く、岡崎の若宮八幡宮は、天正八年辰庚夏五月、依上意、石川伯耆守數正、岡崎三郎源信康公を祭る。菅生八幡宮と號す。俗に若宮といへり。

(以上參河聽視錄)

岡崎舊記に云、兩殿八幡宮末社於波津社。

また云、若宮八幡宮は、天正七年清水萬三郎或は清水萬五郎正教とあるべし濱松城に於て御内意あり、根石原觀音堂境内へ岡崎三郎殿を葬り奉る。同八年八幡宮と崇め奉る。

(參河名勝圖繪)

本社八幡宮は、元來は信康公を勸請し奉ると云、社境の内に御塚あり、御塚即ち兩殿の御首也云々。少將君康家御内意ありて、清水萬五郎正教奉葬、御廟を建て若宮八幡宮を勸請し奉る。

(參河名勝志)

若宮之内、信康様之御塚卯辰向、御前に石燈籠二本御座候。(信介見聞雜記)

當社神明ハ、岡崎三郎源信康公御母堂、御同心ニ依テ天正七年八月二十九日遠州濱松西來

寺ニテ御生害被遊、其後同八年庚午五月、岡崎ノ御城代石川伯耆守數正ニ被仰付、上意ニ依テ菅生八幡ヨリ四十間北ニ、神明ト勸請シ奉リケルトイヘリ。

祐傳寺由緒書ニ曰フ、築山様ハ關口刑部少輔殿御息女、權現様先ノ御簾中様ニテ在之處、天正七年八月二十九日遠州濱松西來寺ニテ御生害被遊、其後御城代石川伯耆守被蒙仰菅生村ノ内、投村祐傳寺境内ニ神明宮ト被遊候云々。其後正保三年水野大監物殿御代、足輕屋敷御用ニ付、神明森被召上、神明社ハ欠村山へ御移シ在之云々。(以上參河聽視錄)
投町ノ北ニ當リ、トウト山ト云アリ、ソノ山ノ東ニ當リテ神明宮アリ、築山様ヲ神ト祝ヒタル也ト承ル。(信介見聞雜話)

第五節 武田勝頼との對陣(其三)

天正七年九月五日北條氏政より朝比奈彌太郎みちなか道半なかに北條美濃守氏規の家臣で、
あを使として、爾來同盟の誼を結び、勝頼駿河へ軍を出さんには東西より挿撃せん事を請ひ來た。家康これを諾して誓書を交換した。家忠日記に「九月五日申戌伊豆御あつかいすみ候て朝伊奈彌太郎昨日被越候由濱松より申越候」と云ふ。家康亦周旋して信長とも好を通ぜしめた。氏政乃ち弟大石北條源三氏輝をして大鷹三聯を信長に獻じた。信長公記に「今度相州氏

政の弟大石源三氏輝、御鷹三足京都まで上せ進上とある。

氏政また榊原康政に書を發して「今度改而貴國申合儀誠本望候、此上悉皆任入候」と、此度の同盟に對していたく満足の意を表して居る附一

この北條氏の家康に同盟を求め來れる理由は、上杉謙信天正六年三月十三日俄に歿し、其二子共養子喜平次景勝初めと三郎景虎北條氏康の第七子氏秀と家督を争ひ相鬪ふに當り、景虎援を北條武田兩家に求む。然るに勝頼は景勝より賄賂を貪り、北條氏との舊誼を無視して景勝を援く、爲に景虎は戰歿するに至つた。是に於て北條氏政大に憤り、勝頼と絶つて家康並に織田氏と同盟するに至つたのである。二子の争鬪の事第拾壹章第八節に在り

この家康と北條氏との同盟は、如何に家康の積極的行動を助けたるか、いよゝゝ家康の待てる機會が到來したのである。遠慮を缺ける勝頼は、自ら好んで我が家の支柱をばづし行くのである。

是月十三日勝頼一萬六千の兵を率して駿河に入り沼津に陣す。北條氏政これと伊豆に對陣す。此日家康來十七日氏政との手合として駿州へ軍を出すべき由の陣觸を發した。家忠日記に「十三日丙辰伊豆御變彌相すみ候

て、來十七日に御手合之働候はん由は讀ままつより申來候とある。此日大須賀康高天神の城三峯山に伏兵を設け、城兵を誘ひ出して討たんとす。敵の間牒之を知りて城中に告ぐ、されど城兵何程の事あるべきかと城を出で、大須賀の伏兵を撃つ、味方地の利に據りて迎撃して敵あまた討取り、坂部三十郎廣勝は敵の魁兵中野郷左衛門の首を取る。敵兵敗れて城中に遁入つた。

九月十七日北條氏政が手合として、我軍駿河へ攻入らんとす懸河を發した。十八日家康駿河に入り田中城を左にし山駿河志料に云ふ、今に高草山、西を山西と云ふ、則ち當日なに至つて屯し、諸軍二山藤五郎山と正泉寺山とをに陣した。家忠日記「十七日申庚伊豆手合に諸人數懸河出陣候。十八日辛酉駿河二山に陣取候。われゝゝ當番にて牧野御留守居候」

十九日家康、松平甚太郎家忠、同周防守康親、牧野右馬允康成等をして、用宗望宗或は持宗持船の城を攻めしむ。家康田中の赤池に陣した。家忠日

記十九日壬戌同駿たうめ坂持舟之城牧野衆かけ河かわ衆責崩三十程打取候」とある。駿河志料に、此御陣の時酒井忠次は瀬戸崎に屯す、御陣道は青島より南海手へ通御あり、今世月林山昌泉院中村の邊を赤池と云ふ、寺より三町許へだて、瀬戸川堤の

邊、方五六間許、荊棘生繁りたる中に大樹の松あり、康親の臣岡田竹右衛門元次、用宗里人御所松と云ひ御陣場のあととなり云々と、康親の臣岡田竹右衛門元次、用宗城の將三浦兵部助義鏡を討取り首を一色左京に讓る、家康能くこれを察し、着せる鎧の片袖に紋付たる旗を添へて元次に賜うた。松平甚太郎家忠の臣尾崎半平、向井伊賀守正重を討取る。正重の子伊兵衛勝政、亦星野角右衛門の爲に討たる。此城攻と天正八年五月五日の用宗の城兵追躡の際の事と相混じたる所あれど、向井譜並に附記の勝頼の判物に據れば、向井正重父子並に三浦兵部助の戦死はこの七年九月十九日の戦の時なる事は明である。用宗城墟の山上、本丸西の隅松の下に碑あり、表に觀音の像を刻し、裏面に向井氏の事蹟を録してある附二

武田勝頼三浦義鏡の老母に書を與へて、義鏡の戦死を悼み、その名蹟相續の事、兵部助老母隱居分の事、兵部助牌所に新寄進の事などを沙汰した附三

氏政は手合として我軍の駿河に侵入せる由を聞いて大に喜び、速に榊原康政に書を出して「至于駿州御出陣心地好肝要候」といひ、なほ委細家康と談合する所あるべきを通じた附四

この時勝頼は黄瀬川に陣を張つて北條氏政と相對したるが、家康の駿河に軍を入れて當目に陣すと聞き、家康我が術中に陥りたり、いでや字津谷を越えて田中の城に移り、家康軍の後を斷ち以て一決戦を試むべしと、氏政に使を發し、家康駿河に入る我これを決戦せんとす、もし追躡せんとせばせよ、我に亦謀あり、決戦せんとせば我亦喜んで戦はんと。かくて勝頼は高坂源五郎高坂彈正虎綱の次男をして沼津城を築かしめ附五城織部和泉守景茂入道意庵、その子織部介和泉守昌茂、高坂源五郎等三千人を沼津に留め、本陣を拂つて家康に向つた。然るに富士川暴漲して渡る能はず、かゝる折柄大久保忠世の從士島孫左衛門の甥越後と云ふ者、駿府より馳來りて急を告ぐ、家康亦石川數正、大須賀康高の諫もあり、廿五日に兵を收めて井呂に歸つた附六、大須賀康高、松平康親後殿たり、大井河水嵩増すを以て、我軍馬筏人筏を組みてやうやくに渡す、甲陽軍鑑に「家康透間かぞへなる大將にて、此由を聞とうめを打越伊良に陣取被居候が、勝頼阿部川越る、時分夜半に惣軍騒立、牧野半右衛門諸手へ乘廻り敵も無きに各比興也」と下知すれど結句騒ぐ、其時大久保七郎右衛門家康旗本の陣に挑灯二つ

竹竿の先きに結付立置、扱諸手へ乗廻し只今にも敵來らば可被懸御合戰、御旗本の様子を見よと云へば、諸人忽にしづまりけり。其後御前へ參、此騒動はからたちの木故と承る、からたちは御歸國也とて、即ち陣を拂はるゝといひ、當代記には北條氏政豆州砥籠へ出張、甲州と及卒楯、是信長家康駿河へ爲入魂也、武田勝頼駿州沼津に在陣、然所に家康駿河へ被相動、氏政被押出者武田定而可引入間、此度可遂會面との内々支宅也。武田少も不引入、剩氏政陣中へ以使者申けるは、家康駿河山西へ被相動之間彼面へ可向、合戰於望者明日歟明後日何之所へ成共返答次第可出之旨也。北條不能返答、さて武田山西へ急罷向之條、家康早速に被引入とある。

此夕勝頼駿府に入る。然るに家康既に軍を班したりと聞いて切齒して悔んだ。

廿八日北條氏政より、勝頼主力を家康に向けたるにより一旦軍を駿河より班さるべしと勧め來た。仍て家康廿九日に井呂より牧野城に軍を收めた。十月一日牧野城塀の修理を命じ家康濱松に歸つた。家忠日記廿五

日辰甲州衆府中迄少々人數移候て家康井籠迄引取被成候。廿八日未伊豆より早々御歸陣候へと申越候て、井籠を牧野迄御さちん候由候也。晦日申壬牧野迄御歸陣候、十月一日酉癸卯刻より酉時迄雨降。牧野城塀普請候とて右濱松へ御歸陣候とある。

八日參河の將士の半分は參河に還つた。今川氏眞當時濱松城に滞在、此日陣中を見舞つた。九日氏眞家康の諸將を濱松城中に饗した。家忠日記八日辰庚侍衆半分三河に返候。氏眞様をれゝ陣所へ御越候。九日巳辛戌刻より雨降。氏眞様御ふる舞被成候。

廿一日遠州川上に於て、大須賀康高伏兵を設けて敵を討ち首級を獲た。この十九日に家康懸河迄出陣し廿四日に牧野に進んだ。家忠日記十九日卯辛未時より丑刻迄雨降。家康掛河迄御出陣候。廿四日申丙家康かけ川より牧野迄御出陣候。

廿六日牧野城番交替し戸田丹波守康長衛る。十一月四日松平主殿助家忠、命によりて井呂崎に兵を伏せ、狼煙を以て合圖とし、不意に起つて敵を討つべき約を定めたるに、附近の野に放

火せる者ありし爲め、約相違して空しく歸つた。放火せる者は鳥居彦右衛門の同心であつて即ち成敗せられた。家忠日記霜月四日丙午井籠にかまり候てのろし次第にかけ候ちやうざちがいにて歸候。野に火つけ候鳥居彦右衛門同心にて御成敗候とある。

七日家忠命によりて瀧坂表に兵を伏せ、敵十四五人を討ち小荷駄廿駄を奪ひ取つた。これも家忠日記に「七日己酉城普請候。瀧さかへかまり越候て敵十四五人荷物十駄取候」としるす。

十一日家康濱松を發して懸河に陣し、諸軍は附近の村邑に屯した。高天神に逼らんとためである。十二日家康馬伏塚に移り、諸軍勢は河合市場に屯した。十三日諸勢横須賀に陣を移す、家康大さか萩村を焼拂つた。廿日本多百助をして諸將に各休養すべき由を傳達せしめた。

廿四日敵軍田中城に出でたる由の注進あり、諸將亦兵を發した。廿六日には敵軍高天神へ移れる由の注進ありしたため、味方の諸勢見付に屯した。然るに程なく敵勢國安を引き、廿九日には敵軍昨日大井河を越えたりとの情報があつたが、我軍なほ見付に屯した。家忠日記霜月廿四日丙寅

うす雪降。家康よりたか被下候。酒左より敵田中迄出候由申來候。廿五日丁卯刻ニ岡崎天野三郎兵衛兵所より敵出候間早々越候へ之由申來候てあら新い迄出陣候。廿六日辰戌濱松へ越候。松玄蕃所ニふる舞候。城々出候。敵高天神へ移候由注進候。廿七日己巳見付迄出陣候。敵國安を引候。廿八日庚申牧野へ飛脚越候。晦日辛未敵昨日大井川を越候由ニて濱松へ歸陣候へ之由本田作左衛門申候て歸陣候へハ、家康より路次迄今日ハ先々見付ニ陣取候へ之由申來候て又歸候

先きに天正五年家康鷹師中村市助忠保をして遠く奥州に向つて鷹を求めしめた。然るに此年また忠保をして奥州に下らしめ、書を伊達左京大夫輝宗に遺つて市助に對する配慮を請ひ、併せて向後懇誼を相結ぶべき事を希望し「上方御用之儀可蒙仰候」と述べ、更に伊達家の臣遠藤出羽守基信にも書を遺つて市助に對する懇志を謝し、向後伊達輝宗に好を通ずるについての斡旋を依頼し、更に此年十二月輝宗よりの書簡に對して謝狀を遺つた附七

天正八年となる、家康年正に三十九歳。その一月十六日岡崎を巡視し、

廿四日西尾に鷹狩を催し、廿七日に西尾より岡崎に還つた。

二月十四日吉田の酒井左衛門尉方より、參河の諸將に來廿二日濱松へ出陣すべきやう觸れ知らせた。家忠日記二月十日辰酉刻より雨降。吉田より近日陣候はん由申來候。十四日申辰刻より雨降。南風あら吹、吉田より來廿二日濱松迄出陣候へ之由申來候、岡崎へ越候

三月十六日高天神城攻撃のため家康濱松を發した。此日大須賀康高中村の砦より兵を發して天王が馬場に出勢せる高天神の城兵と戦ひ、久世三四郎坂部三十郎氏家金次郎近藤武助菅沼兵藏鷲山傳八郎進んで槍を合せ、本多忠勝が士内山忠三郎日置小左衛門先鋒となり、忠勝の軍競ひ進んで遂に的場曲輪の柵を破つた。此時久世三四郎は槍下に討取りし首を谿間に落したれば、走り來つてこれを拾はんとす、城兵七八間を隔てたる柵内より鐵砲を放つ事急なりしが、三四郎悠々として首を拾つて引上げた。

十七日諸軍鎌田に陣した。十八日高天神城を攻むる足溜として砦を大坂に築き、廿五日までその修築を續けた。廿五日中村の砦を築き、廿八

日にその修築が終つた。廿九日には大坂と中村との中間田中にまた砦を築く、かくして高天神城を包圍せんとする。閏三月九日家康一旦濱松に還つた。家忠日記三月十三日丑來十六日ニ出陣候へ由吉田左衛門所より申來候。高天神之御取出候由候。十四日寅吉田より人足めしつれ候て越候へ之由申來候。十五日卯夫丸いたし候。十六日辰日かけに濱松へ越候城に出候。十七日巳松玄蕃所にふる舞候てかまた迄出陣候。十八日午大坂取出場迄越候。十九日未午刻より亥刻迄雨降、旗本へ出候。廿日申大坂堀取出普請候。廿四日子同普請候。從家康着給候。廿五日丑相坂に出普請しかけ候て中村取出越候。普請候。廿九日巳相坂中村之中ニ取出ニ而普請候。閏三月一日庚相坂田中手分にて普請候。二日未又相坂普請候。三日申同普請候。從家康樽給候

この月十五日北條氏政深澤に出陣して所々に火を放ち、家康に軍を出さん事を乞うた。勝頼穴山信君雪に書を發して、近く駿河に出軍すべきを以て敵陣の狀況を報ぜしめ、併せて駿河表諸城の守備を嚴にすべきを命じた附八

この月廿四日勝頼軍を率ゐて駿河に出で浮島が原に陣し、先鋒は原吉原より沼津千本松原に及んだ。北條氏直伊豆に軍を發して三島に屯し、黄瀬川を隔て、相對した。氏直、梶原備前守、その子同兵部大輔、志水越前守、山角治部少輔、松下三郎左衛門、山本信濃守等の船大將に下知し、豆州重須ぢゅうじゆすの湊より兵船を出して駿河の海上を警戒せしめ、また沿岸に屯せる武田勢を砲を放つて攻撃せしめた。勝頼乃ち沿岸の砂を堀り上げて假塹濠を造り、兵をその中に入れて銃を立て列ねて北條氏の兵船を撃たしめ、更に清水湊に在る船奉行向井兵庫助、小濱民部、間宮造酒之丞、伊丹大隅守、岡部次郎右衛門等に命じ、兵船を發して應戦せしめたるが、日暮れたるを以て交綏した附九

四月十八日牧野城番交替、松平主殿助家忠、西郷孫九郎家員に代つて在番。廿七日參河の諸將池田迄出陣した。五月一日家康駿河に入らんとため濱松を出で、懸川に陣した。

二日に諸軍牧野城に着き、遠州の兵は井呂崎に陣を張る。三日我軍田中城を攻めた、二股城を開いたる依田信蕃は田中城に移つ

て今これを守つて居る。四日我先鋒當目に至り、八幡山に陣して花澤の苗を踏む。

五日輕卒をして田中城の麥を悉く刈らしめ、さて家康軍を收めた。石川伯耆守數正後殿となる。用宗の城より朝比奈駿河守信置初め兵衛大夫軍のち駿河守を出して急に襲撃す、數正並に酒井與四郎河内守、重忠、松平周防守康親、牧野右馬助康成、内藤彌治右衛門家長、松平左近眞乘、平岩七之助親吉、鈴木喜三郎重時、石川八左衛門正次、大久保荒之助忠正、小林勝之助正次等反撃して忽ち敵軍を討破り、數正の士安藤次右衛門正次は矢部彌三郎を、天野小麥右衛門重次は朝比奈市兵衛を、菅沼藤藏定政は朝比奈隼人正を撃ち、眞乗の士松平久助、同隼藏、河合帶刀重光、梅村喜八郎正胤、鈴木源太郎重貫等奮戦し、敵の究竟の士長谷川左近大夫、須藤左門、石川五郎作、天野角右衛門、櫻井兵庫助、庵原傳内等三十貳人を討取つた。家康懸川まで馬を入れた。家忠日記五月一日巳家康かけ川迄御馬出候。二日庚午牧野迄諸人數付候。遠州衆井籠迄陣取候。三日辛未田中へ御働候。四日壬申彼地陣取候。五日癸酉のき口ニ持船朝伊奈兵衛尉人數付候て、石川伯耆守手衆へ隨分者三拾二人う

ち取候て、家康かけかゝまで御馬被入候」

勝頼駿河の軍を轉じて遠州に入り、高天神の守備を檢察し、五月廿四日甲府に歸り上杉景勝に其由を報じた附一〇

參考附記

附一 今度改而貴國申合儀誠本望候、此上悉皆任入候、無二被遂入魂、家康追日被重御深甚候様、猶以御馳走可爲專要候、恐々謹言

九月十四日天正七年

氏政 花押

榊原殿

(榊原文書)

附二 向井伊賀守正重碑

銘曰、上代當城者源姓仁木氏號向井、其謂昔應永四丁丑年二月朔日、自將軍義持公、仁木四郎長宗數度依武功、伊賀國向井庄下賜、故改向井、尾張守長宗、同七代孫向井伊賀守正重、天正七己卯年九月十九日守此城戰死、同四代之孫向井兵庫助政眞、寛文五己年九月十九日建之畢。

(駿河記)

附三 定

一 息兵部助用宗にむひて討死、忠節ひるいなく候間、惣九郎を以、兵部助妹に嫁せしめ、名跡相續の上は、しぜん至後々年離別之儀あらば、知行家人等悔かへし、兵部助妹かくごに脱まかせ名跡をたてべき事

一 老母隱居分參拾貫文、惣九郎妻女いしやう免、次女合力拾貫文、兵部助時のごとく不可有相違之事

付、母儀居住の屋敷諸役免許之事

一 兵部助牌所新寄進五貫文、永代相違あるべからざる事

付、寺中普請役めんきよ之事

右如此のぞみにまかせ令領掌の上は、ながく不可有相違者也、仍如件

天正七年己卯

かつ頼 花押

十一月五日

三浦兵部助老母

(須山渡邊文書
靜岡縣史料所藏)

附四 至于駿州御出陣、心地好肝要候。委細家康へ爲可申談、以鈴木申候。此時御稼專一候。恐々謹言

九月廿日天正七年

氏政 花押

榊原殿

(榊原文書)

附五 以吉田十右衛門尉 酒兵衛尉富永酒兵衛尉兩口、蒙仰旨具其意誓詞等相認之進之候。仍不圖當口出馬、於豆州境新城相

築候。普請、任存分成就候之間、可御心易候。委曲說與彼口上候之間、不能具候。恐々謹言

九月十七日天正七年

勝頼 花押

上杉殿

(上杉家文書)

附六 同年に田中へ御はたらき被成て、とうべのしたに御陣之取らせ給ふ。勝頼はきせ河へ出て、北條ほうちやうの民政と合戦をとらせ給ひしが、家康のとうべのしたに御陣のとらせ給ふ由

第五節 武田勝頼との對陣(其三)

を聞召、是は家康をふつばへ引入たり、其儀ならば、うつの谷をゆきて、田中の城にうつりて、あとを取りりて、一合戦してはたすべしとて、氏政へ使を被立、家康山西へはたらき、とうべに陣取て有由承候間、明日は爰元を引はらい候へて、家康へむかい可申間、御したい被成候はゞ、其御心得ありて御付可有、又合戦を被成んと思召給はゞ、尤の御事可仕と仰被入て、合戦をはらひ給ひて、きせ河より藤河へ押寄給へば、藤河が事之外出ければ、こす事もならざる處に、是をば夢にも家康御存知なき所へ、大久保七郎右衛門内に嶋孫左衛門と申者之に、越後と申出家、府中よりはしり入て、此由を申上ければ、取あふす引のき給ふ。石河ほうきにしつばらいを仰被付たり。

(三河物語)

十月廿五日、相模國北條氏政、御身方之色を立られ云々、木瀬川を隔、三島にて氏政在陣之由注進也。武田四郎も甲州之人數打出し、富士のねかた三枚橋に足懸拵、對陣也。家康公も相州へ爲御手合、駿州へ相働、所々に被揚煙。

(信長公記)

勝頼、駿州三枚橋を新地に取申候時、小田原氏政も御出にて相陣に罷成候。其後詰として、九月十九日に、權現様御馬を出され、持船の城を乗崩し、三浦兵部、向井將監を始め、皆々討取り、府中を焼拂ひ、田中の近所赤池と申所に御陣を成され、數日御座候處に、勝頼府中まで就け討申候由申來り、其折節雨降り、大井河水出申候、其跡を大須賀五郎左衛門松平周防に仰付られ、曉御馬入申候處、早や藤目、宇津の谷二口に、敵の旗先見え申候。先には敵の城、田中、小山、高天神、未だ三つ御座候、道城の近所にて御座候間、深田を一面に退き、大井河まで參り候得共、川水胸へ打申候處を、馬箠人箠にて、二百三百宛取付々々一人も流れず、跡の衆まで越申候。其刻も五郎左衛門覺悟を以て、權現様御馬を入られ、五郎左衛門無比類由諸軍申候事。

(大須賀記)

附七

雖未申通候、以一簡令啓達候、仍鷹爲所持鷹師差下候。路次往還無異儀候様、被仰付給候者可爲怡悦候。兼又向後之儀、別而可申談所存候。於御同意者可爲本望候。次、上方御用之儀、可蒙仰候、不可有疎意候。委細猶彼口上申含候。恐々謹言

七月一日

家康 花押

伊達殿

(伊達文書)

天正七年

七月壬申小、東照大神君ヨリ始テ御書ヲ通セラル。遠藤山城基信ニモ御書を賜フ。去五年御鷹師中川市助下向ノ時、基信親切ニ取持テ馳走ス、因テ今度又鷹御用トシテ市助ヲ差遣サル。向後當家ニ懇ニ仰談セラルヘキ旨、種々丁寧ニ示賜フ。

雖未通候、令啓候。抑去々年中、河市助鷹取ニ差下候處、路次上下馳走之由、殊更最上迄被副一書之由申候。爲悦候、此度鷹爲所持下候之間、往還無相違候様頼入候。兼又向後輝宗に可申談心中候。畢竟其方才覺可爲本望候。委細彼口上相含候。恐々謹言

家康 御書判

七月一日

遠藤山城守殿

去頃中河市助差下候、飯路之時分無御存知故、追御報喜悅之至候。何様來春自是可申候之間、不能一二候。恐々謹言

家康 御書判

十二月廿八日

伊達左京大夫殿

(惟山公治家記録)

附八

覺

一 氏政者十五、向深澤出張、御厨中之民家少々放火、昨日者無指儀、足柄麓居陣之由候事付、敵退散たらば可及、一左右候之間、可有出府之事

一家康重而催促之由候き、虚實如何、聞届度候事

一 其表之諸城へ、用心普請等無油斷様、節々可被加催促事

一 丸子之當番無衆之由風聞候哉、一段不審候事

付、小幡内藤人數積之事

一 樹木屋敷事

付、金柑事

以上

閏三月十八日

陸奥守殿

朱印

勝頼

(甲斐國志)

附九 するか浦に氏直兵船かけ置くべき湊無き故、伊豆重須の湊に兵船ことごとくかけ置く、沼津よりは二里へだゝりぬ。梶原備前守子息兵部大夫、かしらとし、清水越前守、富永左兵衛尉、山角治部少輔、松下三郎左衛門尉、山本信濃守など、云ふ船大將、此重須浦に居住す。氏直伊豆國に於て軍舟を十艘作り給ひぬ。是をあたけと名付たり。一方に艦二十五挺、兩方合五十挺立の兵船也。常にひとりさくる鐵炮にて、十五間前に板を立、玉のぬけぬ程にむくの木板をもて、舟の左右艦舳をかこひ、下に水手五十人、上の矢倉に侍五十人、有て、矢さまより弓鐵炮はなつ様に作りたり。舳さきに大鐵炮を仕付きたり、然るに天正八年の春、勝頼駿河に

出陣す。氏直下知に付て、毎日駿河海へ乗出す。勝頼旗本は浮島ヶ原、諸勢は沼津千本の松原より吉原迄、寸地のすきまなく、眞砂の上、海きは迄陣取。然るに十艘の舟にかけ置きたる大鐵炮をばなしかくる。敵こらへす皆ことごとく退敗し、へいゝたる眞砂地、自妙に見えたり。扱又敵の諸勢濱へ来て、砂をほり上、其中に有て、鐵炮を數百挺かけ置き、舟を待所に、十艘の舟汀をつたひこぎ行く。陸と舟との鐵炮いくさ、雨のごとく舟にあたるといへども、兼ての用意板垣とほる事なし。敵船は清水の湊にかけ置くといへども、小船故終に出あはず、日暮ぬれば伊豆へ歸海す。然所に勝頼下知として、三月十五日の夜、いまだ明ざるに、敵船三艘重須の湊へ来て、鐵炮をばなす。すは敵船こそ來りたれと船を出す。敵船は艦二十挺立にて、小船なり、此舟を追ひ行所に、沼津河へも入らずして、勝頼の陣所浮島ヶ原下へこぎ行所に、又沼津川より舟二艘出し合五艘になりぬ。濱邊に付てこぎ行を、十艘の舟追ひかくる。此五艘の舟、沖へこぎ出てはまた浮島ヶ原へこぎかへる。勝頼はふないくさ見物として、濱へおり下り、旗馬じるし見へたり。諸勢濱へ打出、鹽水の中腰たけに入て弓鐵炮を放つ。十艘の船あつまりて評定してはいはく、敵船清水沼津へもにげ行かず、又勝頼が旗本浮島ヶ原の前海に來る事、勝頼下知として舟いくさ見物としられたり。敵船を取まはし、討取らんと智略をめぐらすといへども、小船にてはやければ追ひ付がたく、廣き海中に算をみだし追ひめぐる。勝頼五艘の船共にぐるを見てはらわたをたつ、其節持出たる旗馬じるし甲冑、ことごとく其仕場居にて焼す。本陣に歸り給ひぬ。日も暮ぬれば十艘の舟伊豆へ歸海す。

(北條五代記)

附一〇 遠州表之備任存分明、隙候之條、昨廿四令歸府候。先以可御心易候。仍其表不相替、奥郡越能

第五節 武田勝頼との對陣(其二)

等逐日御靜謐候哉、承度候。委曲小山田信茂可申候。恐々謹言

五月廿五日天正八年

上杉彈正少弼殿

勝頼 花押

(上杉家文書)

第六節 家康高天神城を包圍す

天正八年六月十日家康横須賀に出陣し高天神包圍の指揮を執る。諸軍勢鎌田に屯した。

十一日高天神に對して砦を鹿ノ鼻ノに構へ、諸勢鹿ノ鼻に陣した。十二日鹿ノ鼻の砦を修築し、十七日に修築を終つた。此日松平主殿助家忠、高天神の根小屋に放火して敵を多數討取つた。味方の士板倉喜藏定重等戦死した。

十八日輕卒を發して高天神の稻を刈らしめ家康濱松に歸陣した。家忠日記六月十日申家康よこすか迄御出陣候。かまた迄出陣候。十一日酉高天神取出場し、かはな陣取候。十二日戌取出普請候。十四日子同普請候。從家康さかな給候。寅刻夕立有。十五日丑同普請候。北ニほしあいなり

子刻ニほしあい南へまゐる。月しよくいぬるの時かいかいけん。十六日寅同普請候。家康よりふり給候。十七日卯取出普請出來候。高天神ね小屋放火働候て家中ニも二人手負候。十八日辰稻なぎ働候て三河衆濱松迄歸陣候。

廿日に松平玄蕃允備後清宗相州より歸つた。家忠日記に廿一日己松平玄蕃殿廿日相州より被歸候由申來候と云ふものである。氏政の使者朝比奈彌太郎を送ると共に、氏政に音信のため遣はしたものであらう。これより家康軍の行動を家忠日記に據りて日次にしるし置く。

七月十九日諸軍見付に出陣した。廿日家康懸河迄出陣、諸勢懸河山口に陣した。廿一日井籠崎に川原陣を取つた。廿二日小山筋に軍を進め、松平家忠の兵二人傷を負うた。廿三日先きに酒井忠次田中城を圍みしが、此日石川數正忠次に交替して田中城を攻圍した。廿四日小山筋刈田の押えとせる本多忠勝の從士三人敵の爲に討たれた。廿五日小山筋に軍を出した。廿六日家康軍を懸川に收め諸軍亦懸川に歸陣した。廿七日家康並に諸軍濱松に歸つた。

八月十四日北條氏政より小笠原兵部少輔康高を使として濱松に來し、勝頼と對陣の由を告げ來る。家忠日記^{十六日}、^丑相州氏政より十四日ニ濱松に小笠原殿御使ニ被_レ越候と云ふものである。此時氏政海岸見張の者に令を發し、敵船を見出さば狼煙を揚ぐべく、これを見届けたる浦々相ついで狼煙を揚げて合圖とせよと命じた附一

九月廿三日信長故水野信元の冤を覺知し、其弟惣兵衛忠重をして舊領刈谷城に復せしめた。これより先八月十二日、信長は佐久間信盛を高野山に放つた。こは大坂城攻圍五年の間、僭越の所置多かりしのみならず、何等の功績をも擧げ得なかつた事を責めたのである。

この九月の十三日に家康、本多百助正俊、菅沼新八郎定盈を將として、七百餘の兵を以て遠州浦川のほとり中部^{磐田郡}の城を攻屠らしめた。城主奥山美濃守俊純防ぎかねて出降つた。

十月十二日家康また高天神を攻撃せんため濱松城を出陣した。十九日參河の諸將大阪須賀に屯した。廿日廿一日の兩日諸將夫卒を發して附近の山より柵木を伐採せしめた。家忠日記^{十月九日}、^乙來十二日の陣ふれ從

吉田折紙越候。十二日^申日かけに濱松出陣候。十三日^酉城々出仕候。初雪降。十七日^丑かまた迄出陣候。十八日^寅かまたニ逗留候。十九日^卯大阪すかニ陣取候。廿日^辰さくの木切候。廿一日^巳同さくの木切候

さて勝頼は先きに上杉景勝より上州の地を譲られたるを幸とし、この天正八年九月に上野に軍を出し、まづ沼田城へ攻寄す。藤田能登守、河田伯耆守等、城を開いて三國峠越に越後へ退く。勝頼これを眞田安房守昌幸に預けて、矢澤薩摩守頼綱を城代とし、その附近の森下、吳桃、猿原、小川、岩櫃、中城、新城、尻高以下の堡壘を攻降し、北條丹後守景廣の持城たりし厩橋城を陥れて入城し、武田左馬助信豊を將として、小幡上總介信貞、同左衛門佐信秀、同豊後守昌成、後閑長門守、白倉掃部頭、多田治部衛門等に、檢使として小山田八左衛門昌久、初鹿野傳右衛門昌次を副へ、北武藏と西上野の界なる廣木、大佛の城を攻め、轉じて大胡、山上、伊勢崎、太田等の諸城を攻落し、小泉、館林等に放火し、由良信濃守國繁が持ちし善城をも陥れ、河田備前守をはじめ城兵千餘人を討取つた。勝頼、十月十二日に北條氏政兵を出したれど戦はずして退去せる由を上杉景勝に報じた附二^{關東古戦録これ七}

の事と
なす

家康の軍は十月廿二日に高天神城に逼り、須賀橋、谷、鹿ヶ鼻、中村、小笠、萩原或は野部坂、火が峯、鹿ヶ鼻、大坂山、小笠山、萬福寺の六砦となすもあるの砦に兵を籠め、高天神の城を廻つて濠を深くし柵を結び、一間に兵一人を配置して堅く城を圍ましめ、後詰に備ふるため後方にも廣く深く大濠を掘りまはした。この濠柵の修築砦壘の建造は着々竣工し長圍の備全く終つた。當代記に「十月廿日家康公高天神に出馬、是於遠江も肝要之地也、即構陣城其間々掘堀柵三重付、緊被留通路」とあり、なほ三河物語を見れば、如何に包圍の嚴重であつたかが推測せらるゝ。附三家忠日記には「廿二日戊午高天神城きりに陣をよせ候。廿四日庚申四方堀きり普請候。廿五日辛酉へい普請候。廿六日壬戌さく付候。廿七日癸亥家康よりはいたか給候。廿八日甲子家康も馬伏塚へ馬を被入候。晦日丙寅自家康兵糧給候。霜月一日丁卯へい普請候」と云ひ、堀並に砦の普請年末までつづき、翌天正九年正月もまた普請の事をしるす。

然るに此時句坂甚大夫と云ふ者、密にこの重圍をくぐつて城中に潜入し、勝頼の書を致した附四されど勝頼は最早後詰の効無きを知つて、來援の意志は無かつたのである。

家忠日記増補に、十一月十二日に松平主殿助家忠家康の命を承け、高天神城攻の状況を信長に報告せん爲め安土に赴くとするす、即ち此日十一月十日大神君高天神ノ城多勢ヲシテ堅ク是ヲ圍マシメ給フ由信長ニ告給ハシ爲、松平主殿助家忠ヲ御使トシ安土ノ城ニ赴カシメ給フ。家忠命ヲ奉テ濱松ヲ發シ安土ニ到リ、信長ニ謁シ御使ノ旨ヲ述テ濱松ニ歸ル、是ニ依テ信長ヨリ高天神ヲ攻ルノ援兵來ル」としるす。また寛政重修譜に援兵を乞はんために赴くと載す。甲陽軍鑑には、其使は西之郡松平玄蕃頭といひ、援軍として佐々内藏助野々村三十郎來れりとある。松平玄蕃は清宗を指したものであらうが、寛政譜清宗の條にこの事を載せず、また家忠使者たりし事全く家忠日記にしるさず、十一月十二日の條には「たち花かや普請候」とありて家忠は正に高天神城包圍の砦を築いて居つたのである。されば此使者の事今明で無い。信長公記には天正八年の條末に「遠州高天神之城武田四郎人數入置相拘候を、家康公推詰、し、垣結まはし取籠たかせられ、御自身御在陣候之也」といひ、また天正九年正月三日の條

「武田四郎勝頼遠州高天神之城爲後卷甲斐信濃催一揆罷出之由風説に付て、岐阜中將信忠卿御馬を被出、尾州清洲之城に御居陣也」とある。こは事實であらう。更に正月四日の條横須賀之城爲御番手水野監物水野惣兵衛大野衆三首被指遣」とある。家忠日記にも正月三日の條に「大野、小川、かりやの衆出陣候」とあればこれも事實である。

十一月廿八日家康陣を高天神より馬伏塚に移した。十二月五日酒井忠次の陣、同六日石川數正の陣に失火があつた。

同廿日信長より檢視と慰問の使者猪子兵助一福富留平左衛門次長谷川た竹藤五郎西尾小左衛門岐守吉次來る。諸將これを小笠に迎へ、家康同道した。家忠日記「十二月廿日卯乙從信長様御使いのこ兵助、ふくつみ平左衛門はせ川た竹、西尾小左衛門陣場見舞候。各國衆むかいニ小笠迄越候、家康同心被成候」とある。

廿一日信長の使者高天神城周圍の濠柵を巡見した。

廿二日家康及び酒井忠次、四使を伴ひて濱松に歸りこれを饗した。家忠日記「廿一日辰丙御使衆陣場被見候。廿二日巳丁御使衆被歸候。家康酒左濱

松迄同心被成候」とある。四使は高天神包圍の備の嚴重なるを感嘆して安土に歸つた。

この八年十二月に勝頼亦駿河に出で、用宗の城將向井伊賀守の遺跡をその子兵庫に宛行ひ、これより伊豆表に働き、三島附近に放火し、湯川に砦を築いた。此時戸倉の城は北條氏の老臣松田尾張守憲秀の長子笠原新六郎政堯守りたるが、新六郎北條氏に叛いて勝頼の兵を納れた。勝頼大に喜び、戸倉の加番として信州先方海野衆を入れ置き、十二月十九日甲府に歸つた附五氏政は大平に城を構へ、北條右衛門大夫氏光氏堯氏光を入れて戸倉の押えとした。相接する武田氏の持城は、興國寺と沼津三枚橋とにして、北條氏の城は、泉頭いづみがしら長久保、志師濱、戸倉駿東郡であつたが、戸倉は遂に武田氏の有に歸した。

參考附記

附一敵船相動に付而者、見出次第狼煙を可揚、一ヶ所に狼煙を見届、諸浦一同に狼煙を可揚のろしを見届候者、隣單之者は相互に可揚候。致見除候者可爲重科候。猶以のろし次第味方舟乗出、敵を可討留候間、少も不可油斷候。仍如件

辰八月三日

朱印 文 藤原

追而江梨相談可致之

井田

さなき山

(井田高田文書)

附二 其以來者依無指題目絶音耗意外候。近日者加越能之様子如何候哉。承度候。仍爲始佐竹義重、東方之諸家、至于足利表出張當方手合之儀、類被相憑候之條、去月廿日不圖出馬、則被越利根河、至于新田近陣、太田宿以下之根小屋悉擊碎、生城計被成、剩自城中執出候勇士百余人討捕之、然、小泉、館林、新田領之民屋不殘、一字放火、其上向善之地押寄、則時に責破、爲始城主河田備前守指籠凶徒千余人討果、彼表之仕置明瞭候之條、歸陣候之處、氏政爲後詰、武州本庄之臺着陣候之間、所願幸候之條、越還利根川乘懸候之處、見届當手之旗先敗北候之間、今般不討留、條無念至極候。然、別可申付備無之候、條令歸陣候。可御心安候。委曲從、甲府可申候。恐々謹言。

十月八日天正八年

勝頼 花押

上杉殿

(上杉家文書)

附三 然間、天正七年己卯の春、田中へ御はたらき有て、なまなきて引給ふ、同年高天神の取出、中村に二つ、同じ、がはな、同なふが、坂に取出を被成ければ、おがき、大坂、中村に二つ、し、がはな、なふが、坂以上六つ、取出をとらせ給ふ。然間、天正八年庚辰の八月より高天神へ取寄給ひて、四方にふかくひろくほりなほらせたかどいなつきたかべいなか、け、同へいには付もがりなゆい、ほりむかひには、七重八重に大きくを付させ、一間に侍一人づゝの御手あてを被成、きつても出ば、其上に人をまし給ふ御手だてを被成ければ、城中よりは鳥もかよはぬ斗なり。

うしろには、後づめのためと被成、而、ひろくふかく大ほりをほらせ給ひて、城のごとくに被成けれども、何としてこもり申哉、さぎ坂甚大夫と申者が入て、又出たると申たり。然るとは申せども、林之谷と申は、山高くして可出様もなし、たとへ出たりと云共、行ききは國中、其外おがき、懸河、すはの原、南は大坂、よこすかには上様の御座候へば、出て行へきかたもなし。

(三河物語)

附四 兩度之書狀何及披見、各存分具聞届無是非候。依之近日使者可指遣候條、其意得尤候。城内用心堅固之仕置等、各相談無疎略勤仕專一候。猶釣閑齋可申候。恐々謹言。

十月十七日

勝頼 判

- 栗田刑部殿
- 岡部丹波守殿
- 江間右馬允殿
- 横田甚内殿
- 直參衆
- 浦野彈正忠殿

(松榮紀事)

附五 陣中之様子無心元之趣預介使候。欣然候。豆州表之仕置無殘所申付、明瞭候之條、去十九日令歸府候。可御心易候。先廻以寶藏院大石右馬允神文之儀承候之條、任御作意候之處、御祝着之由本望候。恐々謹言。

十二月廿六日天正八年

勝頼

上杉殿

(歴代古案)

第六節 家康高天神城を包圍す

第七節 高天神城陷落

天正九年家康年正に四十歳。

正月十一日松平家忠の陣に火を失した。家忠日記に據れば、高天神城外の濠渾並に萩原口の砦の修築が、二月に迄及んで居る。如何に家康が用意周到に所謂虫の這出づる隙も無き迄に嚴しく包圍したるかゝ窺はるゝ。

この二月に勝頼また一萬六千の兵を率ゐて豆州に出た、北條氏政小田原より三萬餘の兵を發して三島に來つて對陣した。勝頼一戦を試みんとしたるが、武田信豊、長坂釣閑の諫により沼津に高坂源五郎を留めて守らしめ、興國寺、戸倉等の仕置を沙汰し置いて甲府に軍を引いた。高天神城中頻に勝頼の後援を待ちしが、勝頼軍を引いて還り遂に再び來らず、是に於て氣屈し力盡き、このまゝ空しく餓死せんよりは突いて出で、逃るゝ丈は逃れ見んと議決し、三月二十二日の戌刻午後八時頃に城門を開いて二隊に別れて突て出で、一隊は大久保七郎右衛門忠世が守る林、谷口

を破らんとす、林、谷は險阻の地なるを以て、常にはたゞ衛兵六名づゝを交替に指置きけるが、此夜は大久保平助門彦左衛門忠教に究竟の十九騎を添へて守らしめたる所へ、岡部丹波守長教五郎兵衛正信眞幸ともある、横田甚五郎、尹松、相木市兵衛昌朝の一隊突進し來るを、大久保平助は丹波守に槍を付け、從士本多主水首を取る。横田甚五郎、相木市兵衛は、大久保の陣と大須賀康高の陣との間の柵を破つて遁れ去つた。更に一隊は石川長門守康通並に足助、小原勢の守る龍谷に切つて出る。此地も入江の如き險難の地なれば、備も薄かるべしと遮二無二破らんとするを、石川勢並に鈴木喜三郎、同越中守、本多彦次郎重康、久野三郎左衛門能宗等挿撃つ。敵破れて谷に陥り死する者數百人、死骸谷に滿つ。翌朝悉く其首を討つた。殘兵水野國松日向勝成の陣に殺到す。國松年少なるを以て家康の旗本に在り、陣代として水野太郎作清村越與左衛門守る。柵固くして破れず、水野勢奮ひ戦ふ。相並べる大久保忠世の軍來り救ひ敵あまた討取る、附一殘兵猶遁れんとするを、本多忠勝、鳥居元忠これを討つて肘金曲輪に追入れた。水野惣兵衛忠重は男勝成を伴つてほつちかね曲輪より二、丸に攻入つた。其士清水治右衛門、

山本市作先登して討死し、權田兵八郎創を蒙つた。松平源七郎上野康忠命を承けて追手の櫓を燒落した。戸田孫六郎守丹波康長は家康に請うて的場曲輪に火を放ち、戸田三郎右衛門忠次また進んで力戦し、遂に的場曲輪を攻破つた。忠次の士石原孫次郎、大屋喜助、植田十兵衛、芳賀清助等先登した。家康のちに芳賀石原等を召し、松平主殿助家忠が士板倉木工右衛門忠重、敵を破つて堀の中に落し入る、忠重追つて堀に飛入り遂に首を討つた。大須賀康高が部下坂部三十郎廣勝以下亦功名を顯し、久世三四郎疵を蒙るといへども遂に依田木工左衛門を討取る。寄手の軍競進み城遂に陥つた。初め家康内藤三左衛門信成、菅沼次郎右衛門忠久をして國安に陣せしめ、敵の敗兵必すこゝに遁れ來るべし、待伏せて討取れと命じた。果して遁れ來るものあり、即ち悉くこれを討つてその首を刎ねた。此日高天神の城に於て獲たる所の首級凡そ七百三十餘、その主なるものは岡部丹波守長教甲陽軍鑑に、大久保七郎右衛門内本多主水組討をして頭を谷へ取落し、夜明で波守長教 彼處へ行取つて戻、何ものやらんと云所に、大久保が同心鶴殿石見、今川家に奉公の時、傍輩なれば見知て是は岡部丹波なりといへば、俄に土を洗ひ落し三方にすゑけるとぞ聞えしとある。三浦右近大夫、森川備前守、孕石和泉守、朝比奈彌六郎、近藤與兵衛、油井嘉兵衛、油井藤大夫、岡部帶刀、松尾若

狹守、名倉源太郎、武藤刑部丞、小笠彦三郎、神應但馬守、安西平右衛門、安西八郎兵衛、三浦雅樂助、栗田鶴壽丸兵家茶話に其男永壽母は山縣昌景の女なりとある栗田刑部、栗田彦兵衛、及弟二人、勝股主税助、榎本庄左衛門、山上備後守、和根川雅樂助、水島備中、大戸丹後守、その従士浦野右衛門尉、江戸右馬丞、横田甚五郎の士土橋五郎兵衛、福島求馬、依田能登守の士依田美濃守、依田木工左衛門、依田武兵衛、大子川原三藏、江戸力之助等、信長公記、家忠日記増補、その他の書に首帳を載す附二城包圍せられたる時、幸若大夫家康の陣中にありと聞いて、城中より申出づるは、我等が命今日明日を期し難し、あはれ願くば大夫が一曲承りて此世の思出に致したしと、家康哀に思ひ、大夫を城際に進ませて高館の一曲を奏せしめたりと、やさしき極である附三天正二年六月十七日に勝頼に攻落されてより八年に及んで居る。是に至つて武田氏の屬城たゞ小山城と相良の壘のみとなり、相良は随つて潰え小山城兵は天正十年二月十六日に守を棄て、遁走したれば、やがて遠州は全く家康の手に歸するに至つた。先きに略一定したるを武田氏のために蹂躪せられ、凡そ十年餘の歳月を費して苦心慘憺漸く再び我手に復

歸せしめた。誠に絶えざる努力の結果である。これを織田信長の成功に比しては甚だ遅々たるものであるが、これは絶えざる甲州おろしに惱まされた結果である。されどその倦ざる努力は次第に酬いられて、やがて大なる收穫を齎らすに至るのである。

廿三日山林に隠れたる殘兵を搜索した。家忠日記に「三月廿二日丙戌刻ニ敵城をきつて出候。伯耆、手前、足助衆、所々にて百三十うたれ候。相のこり所々にてうたれ候。頸數六百餘候。廿三日丁亥山々さがし候」とある。

この日石川數正城中に入つて、先年虜となつて城内石獄に幽閉せられし大河内源三郎政局を搜し出す、足痿痺して立ち難きをやう／＼家康の前に伴ひ來る。家康深くその忠烈を賞し、のち遠州稗原の地を賜ひしが、長久手の役に戦死した。彼の家康の駿府に質たりし時、參河の小悴にはあき果てたりと罵りし孕石主水和泉守元泰は、この城に籠り居りしが擒となりて誅せられた。三河物語に「その原見石石孕と申者、我昔駿府につめてありし時に、上原ね鶚つかひに出るに、原見石が林ね鶚のそれて入時、すゑ上に入候ば、三河のせがれにあきはてたると度々に置おて申つる、我

もたばえたり、原見石も可存、とても我にあきたる原見石なればとくとく腹をきらせとの御誼なり」とある。

廿四日家康濱松に歸陣した。高天神城を圍みし諸將の功を賞し、各休暇を興へて居城に歸らしめた。

信長公記に家康の武功を賞し、一向一揆と三方原、長篠戦を家康の是迄の重大事件とし、これに打勝つて邁進せる勇武の一方ならぬ由をしるして居る。即ち武田四郎御武篇に恐、眼前に甲斐信濃駿河三國にて歴々の者上下不知其數高天神にて干殺にさせ、後卷不仕天下失面目候。信長公之御威光と申ながら家康公未被及壯年ユメ以前に、三州國端に土呂、佐座喜、大濱、鷺塚とて、海手に付て可然要害富貴にして人多湊也。大坂より代坊主入置、門徒繁昌候て既國中過半門家に成也。無二に彼一揆可被成御退治の存分にて、經年月無御退屈爰かしこにて御自身數度之被成御戰、御高名度々不知其數、一度も不覺無之、終に被達御本意一國平均に被仰付、年來之御辛勞御名譽不可勝計、此後遠州於身方原武田信玄と打向御合戦、又武田四郎と長篠御合戦、何れも／＼御手柄一方ならぬ御事也。併御武

德兩道御達者御冥加不申足とたへて居る。

六月廿八日家康濱松を出で、見付に陣し、武田氏の殘黨を蕩掃せんとす。

七月三日遠州相良の砦を修し、松平主殿助家忠爰に陣を張る。砦の修築十一日に了つた。

是年^{天正九年}九月晦日より家康亦濱松城の經營を始め、十月十四日その工一先づ成つた。家忠日記「九月晦日^卯普請初候」とありて、十月十四日の條「十四日^巳普請出來候」としるす。

十二月十五日家康馬伏塚に狩した。十七日松平家忠、牧野城番西郷孫九郎家員に代つて警衛した。家忠日記「十二月十五日^巳牧野爲番本坂を日かけに濱松へ越候。家康ハ馬伏塚へ鷹野ニ被越候。十六日^丙懸川迄越候。十七日^丁雨降。牧野番西郷孫九郎ニ替候」とある。

參考附記

附一 ^{山林之谷}陣之可取らるもなければ、大久保七郎右衛門うけとりなれども、はるかにへだりてとなく^遠に陣を取上よりの御狀^詔には、とても林之谷へ出る事はあらず、然は時之番之

者を六人づ、指置申せと御狀^詔なり、然間天正九年^{辛巳}三月廿二日之夜之四時分に、ふた^手にわけてきつて出る、あす^{足助}け、を原、石河長門守之^口ちは、いりゑの様なる處なれば、城より是をよとみと見てきつて出ければ、間はほりなれば、それへことごとくかけ入れれば、三方より指はさみて打ける間、ほりいづばい打ころして夜明けて頭をば取、岡邊丹波と横田甚五郎は、林之谷へ大久保七郎右衛門手へ出る、番之者六人指越候へとは御意なれども、七郎右衛門は大久保平助に相そへてこゝは之者を十九騎指越ける。然間城の大將にて有ける岡邊丹波をば、平助が^{太刀}ち付て寄子の本多主水にうたせけり。丹波と名乗りたらば、寄子には打たせまじけれども、なのらぬ故なり、其場にてことごとく五三人づ、は打けれども、せいきも切れて皆打とめる事はならず、然る處に七郎右衛門より、はやすけてきりけれども、はや事終りぬ。然る處に、石河長門守、あすけ、を原之手にて打もらされ共が、又まつくるに來りて、水野日向守手をやぶりけるが、其時は日向守は年若くして御旗本につめられて、名代として水野太郎作と村越與惣左衛門がいたりしが、出てふせがす、七郎右衛門とならびければ、すけ合之者どもかけきたれば、ふせぎて大方打取。
(三河物語)

附二 二月廿五日亥刻、遠江國高天神籠城之者、過半及餓死、殘黨こほれ落、柵木を引破罷出候を、爰かしこにて相戦、家康公爲御人數討捕頭之注文

- 百三十八 鈴木喜三郎
- 拾五 水野國松
- 七ツ 内藤三左衛門
- 五ツ 三宅宗右衛門
- 拾八 本田作左衛門
- 六ツ 菅沼次郎右衛門
- 貳拾一 本田彦次郎

第七節 高天神城陷落

- | | | | |
|------|--|-----|----------|
| 七ツ | 戸田三郎左衛門尉 | 五ツ | 本田庄左衛門 |
| 四拾二 | 酒井左衛門尉 | 貳拾六 | 石川長門守 |
| 百七十七 | 大須賀五郎左衛門 | 四十 | 石川伯耆守 |
| 拾 | 松平上野守 | 貳十貳 | 本田平八郎 |
| 六ツ | 上村庄右衛門 | 六拾四 | 大久保七郎右衛門 |
| 四拾一 | 榑原小平太 | 拾九 | 鳥居彦右衛門 |
| 拾參 | 松平 | 一ツ | 松平玄蕃允 |
| 一ツ | 久野三郎左衛門 <small>家忠日記增補編年集成三ツさある</small> | 一ツ | 牧野菅八郎 |
| 一ツ | 岩瀬清介 | 二ツ | 近藤平右衛門 |

頭數六百八十八

(信長公記)

附三 高天神の城責られし時、城中より幸若與三大夫が御陣中に供奉せし由聞て、今は城兵の命けふ明日を期しがたし、哀れ願くば大夫が一さし承りて、此世の思出にせんといひ出ければ、君にもやさしき者共の願よなと思しめし、大夫を召して、高館が望にまかすべし、かゝる時は哀なる曲こそよけれと宣へば、大夫城際近く進みより、高館かたちをうたひ出たり、城兵皆辨際により集り、城將の栗田刑部丞も櫓に昇り、一同に耳を傾け感涙を流してき、居たり。さて舞さしければ、城中より茜の羽織着たる武者一騎出きて、その頃關東にて佐竹大ほうと云ふ紙十帖に、厚板の織物指添等とりそへて大夫に引たり、かくて明日の戦に城兵皆いさぎよく戦て討死す。殊さら茜きし武者は晴なる働して死ぬ云々。(落穂集)

第拾壹章 織田信長の成功

第壹節 足利氏滅ぶ

足利義昭と信長との間次第に疎隔し、爲に宸襟を惱まし奉るまでに至れるを以て、兩者の間に協約を制定し一時和親を遂げたる事は先に述べた。然れども其協定たるやます／＼義昭の手足を束縛せるものにして、是に至つて實權は確實に信長の掌中に歸する事となりたれば、義昭憤懣措く能はざる所ありしも道理である。武田信玄は早くもその隙に乗じ、先に既に述べたる如く、駿河山西に於て一萬疋の料地を義昭に獻じ、五千疋の地をその侍臣一色式部少輔藤長に與へんと約し、以て信長を圖らしめんとし、義昭はまた上杉謙信の許に使者を發して、信長の横暴を告げて謙信の援助を借らんとせるなど附一協約を無視せる事屢々なれば、信長元龜三年に意見書十七條を呈して義昭を諫めた。そは次の如き長き

ものである。

條々

- 一 御參内之儀、光源院殿御無沙汰に付て、果^無御冥加次第事舊く、依^之當御代之儀、年々無^懈怠様にと御入洛の刻より申上候處、早被^思食忘、近年御退轉無^勿體存候事
- 一 諸國へ御内書を被^遣、馬其外御所望之體、外聞如何に候之間、被^加御遠慮尤存候。但被^仰遣候は、不^叶子細者、信長に被^仰聞添狀可仕の旨兼て申上、被^成其心得の由候つれ共、今は^さも無^御座、遠國へ被^成御内書御用被^仰之儀、最前首尾相違候。何方にも可^然馬なと御耳に入候は、信長馳走申進上可仕の由申舊候。左様には候は、以^密々直に被^仰遣義不^可然存候事
- 一 諸侯の衆方々御届申忠節無^疎略輩には、似相の御恩賞不^被宛行、今々の指者にもあらざるには、被^加御扶持候。左様に候ては、忠不^忠も不入に罷^成候。諸人のおもはく不^可然事
- 一 今度雜説に付て、御物をのけさせられ候由、都鄙無^其隱候。就^其京都以外^忿意たる由、驚存候。御構に普請以下苦勞造作を仕候て、御安座之儀候處、御物を被^退候て、再何方へ可^被移^御座候之哉、無^念之子細候。左候時は、信長辛勞も徒に罷^成候事
- 一 賀茂之儀、岩成に被^仰付、百性前堅糺明の由、表向御沙汰候て、御内儀は御用捨の様に申觸候。惣別加様の寺社方御欠落如何にと存候へ共、岩成堪^忍不^屬令難儀の由候間、先此分にも被^仰付、御耳をも被^休、又一方の御用にも被^立候様にと存候處、御内儀如此候へば、不^可然存候事
- 一 信長に對し無^等閑輩、女房衆以下までも思^食あたらる、由候。令^迷惑候。我等に無^疎略者

一 諸侯の衆方々御届申忠節無疎略輩には、似相の御恩賞不被宛行、今々の指者にもあらざ
 るには被加御扶持候。左様に候ては忠不忠も不入に罷成候。諸人のおもはく不可然事
 一 今度雜説に付て、御物をのけさせられ候由、都鄙無其隱候。就其京都以外忿意たる由驚存
 候。御構に普請以下苦勞造作を仕候て、御安座之儀候處、御物を被退候て、再何方へ可被移
 御座候之哉、無念之子細候。左候時は信長辛勞も徒に罷成候事
 一 賀茂之儀、岩成に被仰付、百性前堅糺明の由、表向御沙汰候て、御内儀は御用捨の様に申觸
 候、惣別加様の寺社方御欠落如何にと存候へ共、岩成堪忍不届、令難儀の由候間、先此分に
 も被仰付、御耳をも被休、又一方の御用にも被立候様にと存候處、御内儀如此候へば不可
 然存候事
 一 信長に對し無等困業、女房衆以下までも思食あたらる、由候。令迷惑候。我等に無疎略者

永福
 七月廿六日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

永福
 八月廿一日
 御用上候女

と被聞食候はゞ、一入被懸御目候様に御座候てこそ忝可存候を、かひさまに御意得なされ候、如何の子細候哉の事

一 無恙致奉公、何の科も御座候はれども、不被加御扶助、京都の堪忍不届者共、信長にたより歎申候、定て私言上候は、何とぞ御憐も可在之かと存候ての事候間、且は不便に存知、且は公儀御爲と存知候て、御扶持の義申上候へ共、一人も無御許容候。餘文緊なる御詫共候間、其身に對しても無面目存候。觀世與左衛門、古田可兵衛、上野紀伊守類の事

一 若州安賀庄御代官之事、粟屋孫八郎訴訟申上候間、難去存、種々執申參らせ候も、御意得不斷過來候事

一 小泉女家預置雜物、再買物に置候腰刀脇指等まで被召置の由候。小泉何とぞ謀叛をも仕造意曲事の子細も候はゞ、根を斷葉を枯しても勿論候。是者不計喧嘩にて果候間、一旦被守法度は尤候。是程まで被仰付候儀は、御欲徳の儀によりたると世間に可存候事

一 元龜之年號不吉候間、改元可然の由天下之沙汰に付て申上候。禁中にも御催の由候處、聊の雜用不被仰付、于今延々候。是は天下の御爲候處、御油斷不可然存候事

一 烏丸事被蒙勸氣の由候。息の儀は御憤も無餘儀候處、誰哉覽内儀の御使を申候て、金子を被召置出頭させられ候由候。歎敷候。人により罪に依つて過怠として被仰付候趣も可在之候。是は賞性之仁候。當時公家には此仁の様の處、如此次第、外聞咲止に存候つる事

一 他國より御禮申上、金銀を進上歴然候處、御隱密候ておかせられ、御用にも不被立候段、何の御爲候哉之事

一 明智、地子錢を納置、買物のかはりに渡遣候を、山門領之由被仰懸、預置候者の御押の事

一 去夏御城米被出、金銀に御賣買の由候。公方様御商買の儀古今不及承候。今の時分候間、御

倉に兵糧在之體、そ外聞尤存候。如此の次第驚存候事
一 御宿直に被召寄候若衆に、御扶持を被加度思食候は、當座々々何成共可有御座事候處、
或御代官職被仰付、或非分之公事を申つかせられ候事、天下褒貶沙汰限候事
一 諸侯の衆、武具兵糧以下の嗜はなく、金銀を專に蓄之由候、牢人之支度と存候。是も上様金
銀を被取置雜說砌者、御構を被出候に付て、下々迄もさては京都を捨させらるへき趣と
見及申候て之儀たるべく、上一人を守候段不珍候事
一 諸事に付て御欲がましき儀、理非も外聞にも不被立入由其聞候。然間不思儀之士民百姓
に至迄も惡御所と申成由候。普光院殿を左様に申たると傳承候。其は各別の儀候。何故如
此御影事を申候哉、爰を以て御分別參るべき歟の事。以上

(信長公記)

されど義昭この諫言を容れんとする意志も無く、信長亦義昭のこれを容るゝ容れざるは不關焉として、寧ろ義昭の罪と我が誠意とを天下に發表して、後日の利用に資せんとする底意であつた。折しも武田信玄は、上洛の名義を義昭の勧誘に因れるものとし、公儀御威光を以て上洛せば云々と稱して遠參に亂入し、遂に三方原の合戦となり、この戦に信玄勝利を得たりとの報導は近畿地方に多大の衝動を與へたる事は先に述べた。是に於て義昭は時節到來と心密に悦びたれど、表面は信玄に向つて「信長

家康と和睦有之て、國々物いひ無きやうに被仕尤に被思召候」と、信長家康との和睦を勧めて信長の心を宥め、以て信玄の西上を待ち、信玄の參河に入るに及んで、天正元年二月近江の今堅田、石山に壘を構へて、信長の罪を鳴らして諸國の士を招いた。

信長は今や四方に敵を受くる際なれば、義昭と戦ふ不利を知り、朝山日乗村井長門守貞勝、島田所之助をして和を請はしめ、人質並に誓書を送りたれど、これ元より一時のものなるを以て、義昭の老臣等は義昭に勸めて云ふ、敵既ニ降服ノ情ヲ表スル此ノ如シ、是怯懦ノ徵ナリ、信長ハ人ヲ侮慢スルコト甚シキヲ以テ、天下ノ諸侯誰カ之ヲ忌憎セザルモノアラシ、殊ニ佛僧等ハ其寺院ヲ破却セラレ殿堂ヲ焼亡セラレタルヲ以テ、信長ヲ忌ム尤甚シ、今公若シ兵ヲ擧ゲテ信長ヲ伐タントセバ、佛僧等モ亦必強兵ヲ擧ゲ以テ公ヲ援クベシ、信長ハ人民及ビ神佛ノ怨敵ナルヲ以テ、人民モ亦此機ニ乗ジテ起ルベシ、故ニ兵ヲ擧グルハ唯此時ヲ然リト爲ス、京師ノ住民ハ家ヲ焼カレ、其餘烟未ダ消滅セズ、比叡山ノ僧徒ハ其法友等ヲ斬殺セラレ、鮮血ヲ以テ靈山ヲ汚染セラル、信長ニ因テ生ジタル禍

ナリ、是ヲ以テ今日一タビ令ヲ發スレバ、衆皆響應シ信長ニ向テ戰鬪スベシ、加之君主タル者其下ニ屈シテ屬奴トナランヨリ、寧ロ兵ヲ手ニシ戰死スルノ愈ルニ如カザルナリト云々日本西教史と、この勧めには義昭の決心を促す事が大であつた。然るに信長は早くも機先を制し、柴田修理亮勝家、明智十兵衛光秀、丹羽五郎左衛門長秀、蜂屋兵庫頭頼隆を將として、二月天正元年廿六日に石山、同廿九日に堅田を攻破らしめ、明智光秀は坂本に在城して餘燼に備へた。信長の二月廿三日附長岡細川兵部大輔藤孝への書中に「志賀邊之事一揆等少々就蜂起、蜂屋、柴田、丹羽出勢之儀申付候」といへるは此事である。當時の落首に

かそいろもやしなひ立てし甲斐も無くいたくも花を雨のうつつ音とあつた。

是に至つて義昭大に苦しみ、諸國の將士に書を發し、また信玄の上洛を急がしむると共に上杉謙信にも書を遣り「甲越並に本願寺三和を遂げ、速に天下再興頼入候」と述べて居る附二信長の與黨も與黨、大の與黨たる家康にまで、甲州と和睦して天下靜謐のため周旋するやう依頼して居る

附三 信玄の上洛を急がしめんためかゝる内書を發したものと察せらるゝが、是に至つてはやゝ本氣の沙汰と思はれぬ所がある。

然るに信長は、武田氏の軍の野田城を圍めるあり、秋山伯耆守信友の美濃に策動するあり、江北の形勢亦如何に變化すべきかも測られざれば、京洛の活動意の如くならざりしが、幸にして信玄病の爲に一旦軍を引きたるを以て、天正元年三月廿五日岐阜を發し、廿九日智恩院に陣を置き、四月三日まづ洛外の堂塔寺庵を除いて悉く放火せしめた。信長の上洛を聞いたる本願寺顯如は大に驚き、急ぎ書を朝倉義景に遣つて、信長の所々放火し、洛中の安危の境たる由を云ひ、此度信長歸國の途を遮らんとめ早々江州表に向つて進發あるべきやう勸告して居る附四然れども謀すべて齟齬し、義昭も止む無く和を請ひしを以て、誓書を交換し四月七日軍を岐阜に收めんとし、歸途佐久間信盛、丹羽長秀、柴田勝家、蒲生右兵衛大輔賢秀をして、義昭に應じて蠢動せる六角承禎の鯨江城を攻めしめ、また鯨江城に同心せる百濟寺を燒拂ひ、四月十一日岐阜に歸りしが、義昭再舉の際の用意として、江州佐和山に於て長さ三十間横七間鱗百挺舳艫

に櫓つらを構へる大船を製せしめた。案の如く七月五日義昭兵を起して宇治
 槇島に陣し、二條城に日野大納言輝資、高倉宰相永相、伊勢伊勢守貞忠、三淵
 大和守藤英等を入れて守らしめた。七月六日信長は彼の用意せる軍船に
 乗じ、佐和山より湖水を渡りて坂本に泊し、七日に入洛二條妙覺寺に陣
 して二條城を攻破り、七月十六日槇島を攻撃し、忽ち十八日にはこれを
 攻落した。信長乃ち羽柴秀吉をして義昭を衛らしめて河内の若江に放つ
 た。八月十日附信長から謙信への書狀中「一七月二日公儀京都有御退座、
 槇島要害御移候、則取懸宇治川乗渡外構追破數多討捕、本城可攻崩之處、
 種々有御懇望若君様涉被置御退城之事」といへるものであり、河上中務丞
 富信の河田豊前守長親への書中「上方之義、信長御上洛ニ付公方様被去御
 座候而、被成御懇望、二才之御曹子様人質ニ信長へ有御渡御無事之由」と
 あるもこれを指したのである。

義昭の槇島に移るや、本願寺へ書を發して速に兵を發して救援せん事
 を要めた附六されど本願寺はまづ三好義繼、三好康長入道等の内訌を和せ
 しめ、これをして軍を出さしめんと謀る内、信長の出兵速なりしたため、

遂に期に合はなかつたのである。

是年七月信長、村井長門守を所司代に任じ、併せて京中に掟書を發し
 た。

定

一京中地方錢永代令赦免畢。若從公家寺社方地子錢之内收納有來る分者、相計替地を以可
 致沙汰事

一諸役免許之事

一鰥寡孤獨の者見計、扶持方可令下行事

一天下一號を取者何の道にても大切なる事也、但京中諸名人として内評議有て可相定事

一儒道之學に心を碎き、國家を正さんと深く志を勵す者、或忠孝烈之者、尤大切なる事候條、

下行等他に異て可相計、又其器の廣狹能尋問可告知事

右條々相計可申付者也

元龜四年七月吉日

信長

村井長門守

京中地子錢免除之事、諸役免許之事、鰥寡孤獨を慰む事、名人を表す
 事、儒道を勵む者、忠孝の者を褒彰する事を定めたるもので、よく信長
 の一面を語るものと云ふべきである。

この七月廿八日に天正と改元があつた。是に至つて室町幕府は名實共に滅亡したのである。

義昭のち紀伊に入り、更に備後に下つて毛利氏に據りしが、其間種々の策動を催し、毛利氏を上洛せしめて本願寺を援けて信長を伐たしめんとし、或は上杉謙信の上洛を促し、或は武田勝頼を誘うて毛利氏と策應せしむる等、勝頼がしばしば軍を遠參に出し、或は東濃に兵を發せるなど、皆義昭の誘導に因つたものである。

東照宮御實紀に、姉川の戦も三方原の戦も長篠の合戦も秀吉の中國征伐も、その起る所は義昭の詐謀に因るものであると爲して居る。大方は當れる論評と云ふべきであらう。即ち當時天下の形勢を考るに、織田殿足利義昭將軍を翊戴し、三好松永を降參せしめ、佐々木六角を討ち亡し、足利家恢復の功をなすに至り、強傲專肆かぎりなく、跋扈のふるまひ多きを以て、義昭殆どこれにうみくるしみ、陽には織田殿を任用するといへども、その實は是を傾覆せんとして、ひそかに越前の朝倉、近江の淺井、甲州の武田に含めらるゝ密旨あり、これ姉川の戦たこるゆゑなり。ま

た其後にいたり、甲州の武田、越後の上杉、相模の北條は、關東北國割據中、最第一の豪傑たるよし聞て、この三國へ大和淡路守等を密使として信長誅伐の事をたのまれける。しかれば織田氏を誅伐せんには、當時徳川家與國の第一にて織田氏の頼む所は徳川家なり、故に先徳川家を傾けて後、尾州へ攻入て織田氏を亡し、中國へ旗を擧んとて、信玄盟約を背き無名の軍を興し遠三を掃掠せんとす、これ三方原の大戦たこる所以なり。勝頼が時に至り、また義昭より、北條と謀を同じくして織田を亡すべき事をたのまるゝ。その使は眞木島玄蕃允なり、是勝頼がしばしば三遠を襲はんとする所にて、長篠大戦の起るゆゑなり。義昭遂に本意を遂げず、後に藝州に下り毛利をたのまる、これ豊臣氏中國征伐のおこる所なり。しかれば姉川三方原長篠の三大戦は、當家において尤險難危急なりといへども、その實は足利義昭の詐謀におこり、朝倉武田等おのれが姦計を以て、また篡奪の志を成就せんとせしものなり。すべて等持院將軍よりこのかた、室町家は人の力をかりて功をなし、其功成て後また他人の手をかりてその功臣を除くを以て萬古不易の良法として國を建し餘習、十

五代の間其故智を用ひざる者なし。終に其故智を以て家國をも失ひし事豈天ならずや」と。

参考附記

附一 元龜二年^{辛未}輝虎四十二歳、九月上旬公方義昭公ヨリ、松原道友、尼子兵庫、上使トシテ來告テ曰ク、近年織田彈正信長、己ガ武威ニ傲テ公命ヲ畏レズ、放肆ノ行迹前代未聞ノ事ナリ、輝虎ニ非ンバ誰カ能ク此ヲ踏壓セン、速ニ信長ヲ追討セラル、ニ於テハ本懐ニ相慚フ者也ト云ヘリ。輝虎即上使ニ對面シテ曰ク、逆臣織田信長ヲ追討スベキノ命ヲ蒙ル、謹テ此ヲ奉承ス。委細ハ兩使奏達セラルヘシ、此事深ク隱密ナルガ故ニ、翌日兩使歸洛セラル。

(謙信軍記)

附二 度々雖申越追々染筆候。甲越井本願寺門跡半儀、此節遂和與天下再興儀頼入候。令三和於上洛者、諸國輝洛者、諸國輝虎可任覺悟事案中候。然末代可爲名譽、爲其差越最勝院、猶藤長、昭光、可申候也。

三月廿日

判 義昭

不識庵

(松平義行文書)

追々染筆候。甲越井本願寺門跡半儀、此節遂和與天下再興儀頼入候。令三和於上洛者、諸國輝虎可任覺悟事案中候。然末代可爲名譽、得其意、上杉可加異見儀肝要、爲其差越最勝院、猶藤長、昭光、可申候也。

三月廿一日

判 義昭

智光院

(古狀書寫)

追々染筆候。甲越井本願寺門跡半儀、此節遂和與天下再興儀頼入候。令三和於上洛者、諸國輝虎可任覺悟事案中候。然末代可爲名譽、得其意、上杉可加異見儀肝要、爲其差越最勝院、猶藤長、昭光、可申候也。

三月廿一日

判 義昭

川田豐前守とのへ

(歷代古案)

附三 就近般信長恣儀相積、不慮城郭取除候。然此節甲州令^和談天下靜謐馳走頼入候。爲其差越一色中務大輔、猶藤長可申候也。

三月廿日

判 義昭

徳川三河守殿

(歷代古案)

附四 芳札之旨具遂披見得其意候。仍信長事既至東山着陣候。公儀へ雖懇望申不能御承引由候。就其所々令放火候。洛中之儀此度安危之境候。攝津池田遠江守、公儀へ參候。島山遊佐已下同前之由候。是者當分露顯之體如此候。當寺之儀者三好家種々申候間、可令出勢由相談候。此度信長歸國相支之様、江州表早々御進發、片時も可被急事肝要候。委細之趣頼充可申入候間、開筆候。

四月四日

(顯如上文案)

左衛門督殿

第壹節 足利氏滅ぶ

附五 御内書謹而令拜見候。仍三日至真木島御移座之由蒙仰候。然處近日信長可馳上之通風聞、就

其條々被仰出候。隨分不可存如在候。將亦三好内輪並高屋邊之儀切々申遣候。聊油斷無之候。

一途之御左右聽而可申入候。猶御使ニ申渡由可被申入候。恐々

七月八日天正元年

真木島玄蕃頭殿

一色式部少輔殿

(顯如上文案)

第貳節 淺井朝倉氏の滅亡

信長は元龜元年十二月足利義昭の勸誘により、一旦淺井朝倉兩氏と和を結びたるが、信長機を見て兩氏の擊滅を期したれば、密にその諸將を誘致せん策を執り、まづ元龜二年二月廿四日には佐和山城主磯野丹波守員昌を降して丹羽長秀を佐和山に入れ、横山城に在る羽柴秀吉と共に太尾淺尾諸城を降さしめられたれば、淺井長政大に惱み、大阪本願寺と謀りて、近江の本願寺門徒を嘯集して、元龜二年五月六日自ら之を率ゐて姉川に出陣し、その將淺井七郎をして箕浦城を攻めしめた。羽柴秀吉横山より來り援けて淺井氏の軍を破つた。

かく淺井長政は自ら媾和の約を破りしのみならず、八月には朝倉義景長政を援けんため近江に軍を出したるを以て、八月十八日信長横山に張陣して小谷城を攻め、餘吾木の本に放火し、八月廿八日に佐和山へ軍を收め、志村、小川の城を攻落して小谷城を封鎖し、九月三日に常樂寺に陣を移して本願寺一揆の立籠る金森を屠り、南方攝津方面へ軍を發すと聲言し、九月十二日急に比叡山に攻かり、上坂本より火を放つて燒討にした。延曆寺が常に淺井朝倉氏を援けて執拗に信長に反抗する憤怒の破裂である。信長は先きに既に延曆寺の歴史的横暴を憎める上に、更にこの事あり、遂に堪忍袋の緒を切つたのである。是に至つて根本中堂、山王廿一社をはじめ、堂塔坊舎一字も残らず灰燼に歸した附一

信長志賀郡を明智光秀に與へて坂本に居らしめた。

さて本願寺は、先きに元龜二年八月十五日附を以て淺井下野守入政、備前守長政父子に對して、信長と對陣の勞を慰藉し「其邊敵對城之由彌御計策此節候哉」と云ひ、また「就中其近所敵對城之體調略等察申候」と申送りしが、此度

叡山焼亡を見るに及んで苦慮措く能はず、朝倉左衛門督景、同式部大輔景、同孫三郎景に、十一月廿四日附を以て、殊更今般北嶺之儀非所及言詞候。隨而江北表之儀淺父子被相談無御油斷御調略此節候といひ、或は仍江北表之儀當分第一候。貴國憑入之外不可有他事候。切ニ淺被相談御調略肝要候また仍江北表之儀爲貴國於無合力者果而可爲難堪候。愈御才覺此刻候などと述べ、更に折返し淺井父子に其表堅固之由珍重候。切々越州被相談調略肝要候。右之趣對義景景鏡具ニ申贈事候また仍就敵對城調略寔不可有油斷候。併御一身之勞令推察候。越州被相談愈於不被得大利者、果而不可有其曲候哉、彼方へ此旨申候。悉皆可在御才覺候以上顯如人文案と慰めもし勵ましもして居る。淺井朝倉氏滅亡せんか、直に信長の兵を受くるは本願寺であるからである。

さて元龜三年に至り、三月六日信長また江北に兵を出して横山に陣し、小谷城下に迫り、また餘吾木の本に放火して戦を挑みたれど、淺井長政出でず、自重して信玄の西上を待つた。仍て信長は三月十二日上洛した。此時三好左京大夫義繼、松永彈正少弼久秀、其子右衛門佐久通、本願寺に

通じて兵を擧げた。これ足利義昭を援けんためである。義繼は河内若江に、松永久秀は信貴の城、右衛門佐は多聞城に據つた。信長佐久間信盛、柴田勝家、坂井右近、森三左衛門、蜂屋兵庫頭、不破河内守、稻葉伊豫守、氏家左京亮、安藤伊賀守、丸毛兵庫頭等をしてこれを討たしむ。久秀父子は程なく降り、義繼は天正元年十一月佐久間信盛に攻められて自殺した。

元龜三年七月十九日信長近江に入り、廿一日小谷城へ押詰め、虎御前山に陣して民家に火を放つ。廿三日に越前境に人數を押出し所々放火、堂塔、伽藍、名所、舊跡、悉く焼拂はれた。廿四日には草野の谷放火、廿七日より虎御前山に要害を構へ、また八相山、宮部に砦を築き、いよ／＼小谷城を屠らんとした。注進により朝倉左衛門督義景一萬五千の兵を以て來援し、大嶽つづに陣したるが、越前の前波九郎兵衛吉繼父子、富田孫六長秀、毛屋猪助、増井甚内など信長に降る者が多かつた。信長堀久太郎秀政を使として義景に決戦を挑みたれど、義景出で戦はず、信長は信玄の出陣を聞いて、まづ淺井朝倉氏を粉碎し置かんと謀り、義景等は豫て信玄と約して信長を挿撃にせんとし、その機を窺つて居つたのである。

此頃上杉謙信は、義景が加賀一揆を教唆せる風聞を耳にし、信長に對してその實否如何と問ひたるに、信長答へて、義景今や小谷城に押詰められたる躰たらくなれば、一揆加勢等は思ひもよらざるべしと答へた附

かくて信長は、信玄いよ／＼遠州に入れりとの報に接し、急に軍を收めて岐阜に歸つた。元龜三年十月十八日附謙信の河田伯耆守長親に送れる書狀前に引に「信長ハ朝倉義景對陣、向義景要害多取立、陣中堅固申付、息奇妙丸爲差向、信長は濃州へ歸陣候而、家康令談合如何共駿州へ打籠、此度可討果候」といへるものであり、信長の十一月廿日附謙信への書狀に「江北小谷表之事落居不可有幾程候。朝倉義景歸國之調儀無油斷候へ共、懸留候間不任心中由相聞候」といひ度々如申候、虎御前山其外諸城に人數陶々入置、信長自由に可働支度聊無落度様ニ令覺悟候」といふものである。然るに朝倉義景は大軍を擁しながら信長の軍を追撃せんともせず、同じく亦軍を收めて十二月三日越前に歸つた。これが信玄の作戰計畫上大なる齟齬を來す事となるを以て、信玄怒り書を義景に送つて詰責した。

また本願寺顯如よりも、信玄の旨を承けて義景の歸國を責め、火急御出馬肝要候」と述べ、折返し顯如より信玄に對して、義景への御書札届けしむるため使者を越前に遣し、彼の出馬見届けたる上罷歸るべき様申付置きたれば、義景程なく出馬すべきであらうが、當春は處々の大雪の爲め人馬通ひ難き由を啣つて居つた。いづれ吉左右わかり次第また／＼御報申上ぐべき旨を陳べ遣つた附三

既にして信玄歿し、叡山先きに亡び、義昭も亦若江に放たれ、江北越前全く兩翼を斷たれ、その餘命旦夕に迫り來た。

天正元年八月八日信長近江に入つて淺井氏を伐つた。山本山の阿閉淡路守雲雀山の淺見大學助忽ち降つた。信長は今度こそは徹底的の攻撃を試みんとした。急を聞いたる義景はこれを援けんと、二萬ばかりの兵を率ゐて余吾木の本たべ山に陣取りたれど、大嶽の下焼尾の城將淺見對馬信長に降つてその兵を導入。信長乃ち信忠を虎御前山に置き、風雨を冒して大嶽へ攻入る、立籠る越前兵皆降り、つゞいて丁野山亦降つた。義景敵し難きを知り、十三日の夜中野河内口、並に刀根口より退却した。

信長これを刀根口より追撃して刀根山の麓にて追着、敦賀迄に三千餘の首を討取つた。越前勢中名ある者の多くはこゝに討死した。

十七日信長木目峠を越えて越前に亂入し、十八日府中龍門寺に陣を置いた。義景は一乗谷にも支へかねて十五日一乗谷を退き、十六日大野郡の内洞雲寺に隠れたるが、平泉寺の大衆叛きたれば十九日六坊賢松寺正賢寺に移つた。然るに二十一日一族朝倉式部大輔義鏡信長に降りたれば、最早これまでと、七顛八倒四十年中無他無自四大本空の辭世を遺して義景自殺した年四十一。信長其首を京都に送り、その母廣徳院並に室家齋藤氏嫡男愛丸を搜り出して殺した。獨りその女は大阪に忍び、豫ての約により四歳のち本願寺光壽如教の室となつた。元龜二年六月八日光佐顯如より義景に宛て「今度縁邊之儀彌以深重可申談自他之旨趣、入眼之段珍重候」とあるは附四恐くこの婚約の事を云へるものであらう。光壽の父光佐の室が信玄の室と姉妹なる事は先に述べた。この關係が本願寺の頑強に信長に抵抗する一原因である。八月廿六日信長虎御前山に馬を納めた。

廿七日の夜、羽柴秀吉京極つぶらに上り、淺井久政と長政との中間を

取切り、久政の居城を攻取りたれば、下野守久政自殺した年六十一歳。

翌九月朔日或は八月廿九日本城陥り、備前守長政は其室織田氏並に女子三人を信

長の許に送り還して自殺した年廿九歳。其子萬福丸十歳は搜し出されて殺された。かくして淺井朝倉兩氏遂に滅びた。翌天正二年正月朔日、義景

の首久政長政の首を箔彩はくさいにしたるを三方に据ゑ、これを肴として酒宴したとの事であつた。信長公記に「去年北國にて討とらせられ候一朝倉左京大夫義景首、一淺井下野首、一淺井備前首、已上三薄濃はくだんにして公卿くわうに居置、御肴に出され候て御酒宴、各御謠御遊興、千々萬々目出度御存分に任せられ御悦也」と。當代記にも同じ様の事を載す。信長は實に兩肩の重荷をおろしたる心地がしたのであらう。さるにても三鬮體に金銀箔を施して、これを肴として年始の祝杯を擧ぐるなどは一珍事である。

此度の戦秀吉の功多きを以て、淺井郡、坂田郡半分犬上郡を與へた。秀吉乃ち今濱へ城を移し名を長濱と稱した。

九月四日信長佐和山に入り、柴田勝家、佐久間信盛をして石部城、鯉江城を攻めしむ。六角承禎その子義治いづこともなく退散した。

さて信長は、此年十二月伊達輝宗左京大夫の懇なる音間に對して我が周圍の状況を報じ、足利義昭の熊野流落、武田信玄の病死、朝倉義景の撃滅を報じて更に云ふ、今や若狹能登、加賀、越中すべてわが領土に歸し、五畿内は云ふに及ばず、中國もわが下知に任せたるを以て、明年は甲州に發向し關東之儀成敗すべしと、堂々たる威風四邊を拂つて既に天下を吞むの概を示して居る附五

參考附記

附一 九月十二日、叡山へ御取懸子細者、去年野田福島御取詰候て、既及落城之刻、越前の朝倉、淺井備前、坂本口へ相働候、京都へ亂入候ては不可有其曲之由候て、野田福島被成御引拂、則逢坂を越、越前衆に懸向、つば笠山へ追上、可被成于殺御存分、山門之衆徒被召出、今度對信長公へ御忠節仕に付ては、御分國中に在之山門領如元可被還附之旨、被成其金打其上被成遣御朱印、併出家之道理にて、一途の最肩於難成者、見除仕候へと、事を分て被仰聞、若此兩條違背に付ては、根本中堂三王廿一社初として、悉可被燒拂、趣御誼候へき、時刻到來之砌、山門山下僧衆雖爲王城之鎮守、行鉢行法出家之不拘作法、天下嘲哂も不耻、不顧天道之恐、嬉亂魚鳥令服用、耽金銀賂、淺井朝倉令最肩、恣相働之條、隨世隨于時習、先被加御遠慮被屬御無事、乍御無念御馬を被納候へき可被散御憤爲に候。

九月十二日叡山を取詰、根本中堂三王廿一社を初奉り、靈佛靈社僧坊經卷不殘一字時に如

雲霞燒拂爲灰燼之地社哀なれ。山下の男女老若右往左往に致癡忘、取物も不取敢、悉かちはたしにて八王寺山へ逃上り、社内へ逃籠、諸卒四方より鬨音を上げて攻上る。僧俗兒童智者上人一々に頭をきり、信長之懸御目、是者於山頭無其隱、高僧貴僧有智之僧と申、其外美女小童不知其眞、召捕召列、御前へ參り、惡僧之儀者不及是非、是者被成御扶候へと聲々に雖申上候、中々無御許容、一々に頭を打落され、目も當られぬ有様也。數千之屍算を亂し、哀成仕合也。年來之被散御胸臆、去て志賀郡明智十兵衛に被下、坂本に在地候之也。

(信長公記)

元龜二年九月

十二日 織田彈正忠從曉天上坂下被破放火、次日吉社不殘、山上東塔西塔無童子不殘放火、山衆悉討死云々。大宮邊八王寺兩所持之、數度軍有之悉討取、講堂以下諸堂放火、僧侶男女三、四千人伐捨、塹田等放火、佛法破滅不可說々々。王法可有如何事哉。大講堂、中堂、谷々伽藍不殘一字放火云々。

十三日 織田彈正忠、叡山横川、わらぎ、みな上、其邊東塔之燒殘等悉放火之。

十四日 叡山殘坊少々放火云々。

十五日 山上殘之坊、今日も放火了。

(言繼卿記)

九月大

一去廿八日於攝州池田表合戰、和田伊賀守一類悉以打果了。則和田方諸城一時四ッ落居了云

第貳節 淺井朝倉氏の滅亡

第拾壹章 織田信長の成功

一七日 一昨日朝於攝津合戦在之、池田方數多打死云々。
一十二日比叡山ワニ、カタ、坂本、悉以信長ヨリ放火了ト云々。實否不知候。
黑煙見へ揚了ト、則尾張守在京ト云々。如何可成行候覺、心細者也。
一信長一昨日十二日ニ在京云々。

(多聞院日記)

附二 朝倉義景至于江北小谷籠城候。種々歸國調儀之由候へ共、懸留リ候間、難測一日一日、在之

旨候、是非共打果候。但夜中敗北ニ付てハ、不及了簡候。此爲體に候條、其節一揆等に朝倉加勢不實候。爰元之趣、山崎秀仙柳齋如見及候。小谷を押詰、虎御前山と申ニ地利三ヶ所申付候。此山と横山之間に宮部と申地候。是にも一城相構、人數陶々入置候。信長ハ横山ニ移候。東國邊事彌可申合候。其表備堅固、可被仰付儀簡要候。追々可申候。恐々謹言。

九月廿六日

信長

不識庵

進覽之

(溫故足徵)

附三 以使僧承候條、得其意候。仍二僕之普請出來候間、三易進軍之砌、家康出、人數候之條、去廿二日於當國見方原、遂一戰得勝利、三遠兩國之凶徒並岐阜之加勢衆千餘人討捕、達本意候間、可御心易候。又如巷説者、御手之衆過半歸國之由驚入候。各勞兵勿論候。雖然此節信長滅亡時刻到

來候處、唯今寛宥之御備勞、無功候歟、不可過御分別候。猶附與彼口上候。恐々謹言。

拾貳月廿八日

信玄 花押

謹上 朝倉左衛門督殿

(伊能文書)

來翰披閱令得其意候。今度任于大坂並朝倉義景催促、至遠州出馬候。大坂之事は法中之義無是非候。畢竟義景申合候處、歸國失途轍候。雖然其以後數度之戰功、就中野田之城責落、城主以下生捕、信易へ遣し候。此處悉皆使僧見聞候條、不能紙面候。漸義景可爲出張歟。申合可及行候。委曲從板坂法印所可申越候。恐惶謹言。

二月十六日

信玄

東芳軒

(武家事紀)

懸染禿筆候。仍自法性院殿嚴札從是、可令傳達由候。儘可被遂、御披見候。然三州野田儀、自身被取請、落城不可有程、由候。就中江北表御歸國之儀、兼御催促之答相違候へ者、天下外聞等無其曲由候間、火急御出馬肝要候。越中表之備彌第一之由候條、猶以堅申下候。先日示給廻帖にも具令申候。今又法性院依來札、重如此令啓達候。委細之趣、賴充法眼可申入候。御同心所希候。

二月六日

左衛門督殿

第貳節 淺井朝倉氏の滅亡

第拾壹章 織田信長の成功

三六六

仲春^{十六日}嚴札具遂披覽候、野田城落居、就其被越飛脚段御恫情之至候、隨^四城主並松平同名已下之凶徒三百餘人被生捕、已信州へ被遣由、所々即時被責伏在御存分之趣、古今無比類事候歟、千萬々々珍重候。越前衆之儀、被對義景御札爲其届、則遣使者、彼出馬見立可罷歸由申付候。其一左右到來候者、不日以使者可進之候、當春及度々大雪、人馬通路難叶様候由候。雖然廿六日可爲出馬由、從方々申來候。兎角不可有程候。次越中表之儀承候。兼杉浦ニ御約談之旨有之歟、然者以其筈、信州へ者急ニ軍兵ヲ被差越、越後口可被成御行候。御自身之儀者於其表有御張陣、彌被廻御計策、敵國之儀可被打果段、此刻候哉。江州西路事、當門家中慈敬寺以調略屬本意候。委細爰許之様子頼充可申入候。

二月廿七日

法性院殿

(以上、顯如上文文案)

八月十六日^{三年}には、信長横山城を引取給へば、朝倉も淺井に加勢として、齋藤刑部少輔は、小森彦六左衛門、西方院を侍大將として一千餘騎、大嵩^六の城に残し置かれ、信長當國を引取給ふと均しく、朝倉も越國を差して引きにけり。其後虎御前と小谷山と敵味方の若者共、田川野迄來り躍りける。其歌に曰く、淺井が城は小さい城や、嗚呼善い茶の子、朝茶の子と諺ひ躍りければ、淺井が若者共返し歌に、淺井が御城を茶の子とオシヤル、赤飯茶の子、強はいひ茶の子と躍り、次の躍、信長方へ懸ける歌に、信長殿は、橋の下の土龜、ヒヨットと出て引込み、ヒヨットと出て引込み、最一度出たら首を取ると掛合ひける。今に當國草刈童の口すさみなり。

(淺井三代記)

附四 今度縁邊之儀、彌以深重可申談、自他之旨趣、入眼之段、珍重候。仍十種十荷推進之段、表祝儀計

候。猶頼總法印可申入候間、不能詳候。穴賢

六月八日 十一日

朝倉左衛門督殿

附五 去十月下旬之珍簡、近日到來令拜披候、誠遠達示給候、本懷不淺候。殊庭籠之鴉鷹一聯、同菓主

大小被相副候。希有之至、歡悅不斜候。鷹之儀、累年隨身異于他之處、執之送給候、別而自愛此節候。則構鳥屋可入置候。秘藏無他候。仍天下之儀、如相聞候、公儀御入洛令供奉、城都被遂御安座、數年靜謐之處、甲州武田、越前朝倉已下諸侯之倭人一兩輩相語申、妨公儀被企御逆心候。無是非題目無念不少候。然間爲可及其斷上落之處、若公被渡置、京都御退城、紀州熊野流落之由候。然而武田入道令病死候。朝倉義景於江越境目、去八月遂一戰、即時得大利、首三千餘討捕、直越國へ切入、義景劊首一國平均に申付候。其以來、若狹、能登、加賀、越中、皆以爲分國、屬存分候。五畿内之儀不單申、至中國任下知候次第、不可有其隱候。來年甲州令發向關東之儀、可成敗候。其砌深重可申談候。御入魂專要候。猶以芳問大慶候。必從是、可申展之條、拋筆候。恐々謹言。

十二月廿八日

信長 朱

謹上 伊達殿

(伊達文書)

第參節 長島一揆滅ぶ

長島は木曾揖斐兩河の間に挿まりて攻むるに難き地の利を得たる上に、集まれる者數萬、水火をも辭せざる命知らずの我武者どもが、西は本願寺並に其與黨と相應じ、東は武田信玄と相通じ、信玄の援軍亦こゝに籠り附信長を苦しめたる事は甚しかつた。

先きに元龜元年十一月、信長の朝倉淺井軍と叡山に於て對陣の際、この長島一揆蜂起し、信長の弟彦七郎信與の籠れる小木江城本城を攻め、爲に十一月廿一日信與自殺したる事は既に述べた。信長悲憤骨髓に徹し、いつかはこれを殲滅せんと期した。

是に於て元龜二年五月十二日に先づ第一回の攻撃を開始し、信長津島まで出張して軍を督した。中筋口よりは佐久間右衛門、淺井新八、山田三左衛門、長谷川丹波守、和田新介、中島豊後。川西多藝山の根へついて太田口からは、柴田修理、氏家ト全、稻葉伊豫守、不破河内守、丸毛兵庫、布施九郎左衛門等、五月十六日に在々所々に放火して兵を引く所を、一揆險に據り、或

は河上に舟を浮べて弓鐵砲を放ち、柴田勝家は傷を蒙り、氏家ト全は討死し、この攻撃は何等の功を奏せず、ますく敵に氣勢をつけるに過ぎなかつた。

天正元年八月淺井朝倉兩氏の滅亡するや、信長再び軍を發し、九月廿六日桑名に陣し、西別所深谷部、東別所、桑部等の諸壘を攻破りて長島の羽翼を斷ち、矢田の城を普請して瀧川一益を入れ置き、十月廿五日歸陣せんとするや、多藝山の麓一徑漸く通する所に、甲賀、伊賀のよき射手を集めて待伏し散々に射る。林新二郎等殿戦して討死し、信長折柄の風雨の中をやうく大垣城に入つた。

かくて再度の攻撃も亦功を奏せなかつた。天正二年六月廿三日、信長高天神後援の爲め發したる軍を長島攻撃に差向け、此度こそは徹底的に長島を殲滅せんと決心し、此日津島に陣した。信長公記に「隣國之佞人凶徒等相集り住宅し當寺崇敬す。本願寺念佛修業の道理をば本とせず、學文無智故誇榮花朝夕亂舞に日を暮し、構俗儀數々所端城を拵、國方之儀を蔑如に持披背御法度、御國にて御折檻の輩

をも能隠家と拘置、御領知方依致押領、一年信長公御舍弟織田彦七殿、河内小木江の郷に至り既打越、足懸を構御在城の處、先年信長公志賀御陣淺井朝倉と御對陣半、御手塞と見及申一揆令蜂起、既逐日攻申織田彦七御腹めさせ、緩怠の條々不可勝計、日比御鬱憤候へつれ共、信長天下の儀被仰付御手透無御座御成敗被成御延引、今度者諸口より取詰急度可被成御對治の御存分とある。

その地の利を得て要害堅固なりし様も、信長公記にしるし盡されてある。即ち抑尾張國河内長島と申者無隠節所也。濃州より流出る川餘多へ、岩手川、大瀧川、今洲川、真木田川、市の瀬川、くんぜ川、山口川、飛彈川、木曾川、養老之瀧、此外山々の谷水の流れ末にて落合、大河となつて長島の東北西五里三里之内幾重ともなく引廻し、南者海上漫々として四方の節所申は中々愚也といふものである。

信長軍を部署して三方より進む。中筋早尾口よりは、木下小一郎、淺井新八、丹波五郎左衛門、氏家左京助、安藤伊賀守、飯沼勘平、不破河内守、同彦三、丸毛兵庫、同三郎兵衛、佐々内藏介、市橋九郎左衛門、前田又左衛門、中條將監、河尻

與兵衛、津田大隅守、飯尾隱岐守先鋒となつて信長自ら進み、東は市江口より、嫡男信忠を將として織田上野守、津田半左衛門、津田又十郎、津田市介、津田孫十郎、齋藤新五、築田左衛門太郎、森勝藏、坂井越中守、池田勝三郎、長谷川與次、山田三左衛門、梶原平次、和田新介、中島豊後守、關小十郎右衛門、佐藤六左衛門、市橋傳左衛門、塚本小大膳等進み、西は香取口より、佐久間右衛門、柴田修理亮、稻葉伊豫守、同右京助、蜂屋兵庫頭、松木の渡をわたつて押寄す。海上よりは北畠信雄を將として九鬼右馬允、瀧川左近、伊藤三之丞、水野監物、島田所之助、林佐渡守等戰船を列ねて攻寄す。

一揆はしのはせ、大鳥居、屋長島、中江、長島の五ヶ所へ楯籠る。しのはせをば津田大隅守、津田市介、津田孫十郎、氏家左京亮、安藤伊賀守、水野下野守等、大鳥居を柴田修理亮、稻葉伊豫守、蜂屋兵庫頭等取り圍み、海上より大船數百艘、しのはせ、大鳥居に向つて大砲を討込み、塀櫓打崩し干殺にせんとしたるに、八月二日風雨の夜、大鳥居籠城の者逃れ出んとしたるが、男女千餘人切り捨てられた。八月十二日に至りしのはせまた落城し、島中の男女悉く屋長島、中江、長島に逃げ入つたれど、兵糧乏しく過半餓死した。

信長公記に「今度長島長陣の覺悟なく、取物も不取敢八月十三日に島中の男女貴賤不知其數、長島又は屋長島中江三ヶ所へ逃入候。既三ヶ月相拘候間過半餓死仕候」とある。

九月廿九日には長島の一揆遂に堪へ得ず、城を開けて舟に乗る所を、鐵砲を揃へて悉く川へ打沈めた。中に死物狂の七八百人窮鼠猫を嚙む勢を以て切懸り、爲に信長はその庶兄大隅守信廣、叔父右衛門信次、叔父孫三郎の子市之助信成等を失つた。是に於て中江、屋長島の四方に柵を結び廻らし、一人も逃れ得しめず、八方より火を掛け男女二萬人程を焚殺した。信長公記「中江城、屋長島の城兩城に在るの男女二萬計、幾重も尺を付け取籠被置候。四方より火を付焼ころしに被仰付屬御存分」と云ふ。九月廿九日信長岐阜に凱旋した。

かくて元龜元年より頻りに暴威を逞くしたる一揆は全く平定した。

こゝに長島の殘黨海上より駿河に通れんとする者ある由を聞き、家康は寺島鐵之丞をしてこれを邀撃たしむ。十月十四日鐵之丞白須賀の海邊に要撃し、大にこれを破りたれど鐵之丞も戦死した。家康大に愍み、孤

子竹松に亡父の遺領相違なく與ふる由の印章を與へた。

參考附記

至勢州長々在陣、炎天之時分、苦身推察候。各被抽忠功之間、定而近日可屬御本意候。尙武藤左衛門可申候。恐々謹言

七月五日 元龜三年であらう

稻村兵部丞殿

信豐 在判

(甲斐國志附録)

第四節 關東と北陸の形勢

是より暫らく筆を轉じて關東並に北陸の形勢について述ぶる所あらんとする。

さて元龜二年十月北條氏康の卒するや、氏政越後との同盟を破棄して信玄と和睦し、翌年正月氏政軍を上野に出し、信玄またこれを援けて謙信と利根川を挿んで對陣せる由は先に述べた。然るに幾程も無く信玄は深谷城を陥れて軍を引き、謙信また四月に越後に歸りしが、元龜三年十一月に至り信玄の遠參に侵入するや、遙に相應して氏政兵を率ゐて武藏を侵した。然るに當時謙信は越中の陣に在り、關東の諸將に令して守備

を嚴にし緩急相救ふ所あらしめた。天正元年三月五日附謙信が會津大行院の遊息庵に與へたる書中、氏政の武藏に兵を出して却て佐竹並に宇都宮氏に擊退せられて岩槻城に通入れるを嘲つて「岩付に一騎にて氏政逃入候由申候。加様に東方之衆にさへ出合令敗軍候、増而愚之越山に可合旗歟、腹筋に候新篇會津風土記」と。腹筋とは振つて居る。

既にして武田信玄の歿すと知るや、上杉氏を牽制せる同盟者を失へる氏政は、謙信の容易に關東に軍を出す能はざるを知り、假令軍を出すとも長く留るべからざるを知れる上、是迄の他力主義が何等の利得を齎らざるのみか、却て我家を破滅に導く虞あるを覺つて、傳來の退嬰主義を棄て、奮然起つて關東諸州を攻略せんと決した。謙信また信玄の歿するについて、關東攻略の機會を得、天正二年二月には上州沼田に在陣した。こは主として北條氏政の爲に攻撃を蒙れる關宿城東葛飾郡を救はんとせるのであるが、おのづから武田勝頼牽制の策とも爲つた。初め古河公方四代足利左兵衛督晴氏は、その近臣築田中務大輔晴助の女を納れて、藤氏藤政を生みしが、北條左京大夫氏綱は我が門地を高めん策として、その

女を晴氏に娶し義氏を生んだ。氏政の父氏康我が勢を恃んで、藤氏藤政を幽して義氏を立て、古河公方とした。是に於て晴助その子持助は大に怒り、關宿城に據つて北條氏に反抗し、或は援を信玄に請ひ、信玄の北條氏と同盟するに及んでまた救を謙信に求めた。さてこそこゝに謙信の出陣を見たのである。而して謙信は書を家康に發して、駿河に入つて北條氏を牽制せん事を乞ひ、家康これに應じて駿河に亂入し所在に放火したる事は前に述べた。謙信は三月に上野の諸城を連陥し四月に入つて軍を越後に收めた。氏政この間に乘じ、亦自ら軍を率ゐて關宿城を攻め、併せて下野の諸城を攻撃した。七月に至り北條源三氏照、同左衛門大夫氏繁また關宿城を攻め、抜くを得ずして退きしが、關宿城の一味たる常陸の佐竹次郎義重は、蘆名修理大夫盛氏と兵を構へて容易に來り救ふを得ず、關宿の運命危殆に瀕せしかば頻に援軍を謙信に請うた。十一月に入つて謙信また上野に入り武藏に出で、鉢形城を攻め、松山、忍、成谷、深谷等の諸城を燒いて小山に至り、再三佐竹義重の出陣を促したれば、閏十一月に入つて義重漸く小山に來會した。仍て義重をして關宿を救はしめし

が、謙信は義重の態度の甚だ曖昧なるを怒り、附一遂に軍を班した。是に至つて關宿城は閏十一月十九日遂に陥つた。是より北條氏政の威大に關東に振ひ、佐竹氏も里見氏もその下風に立たざるを得ざるに至つた。

先きに信長は、信玄ある間はその西上を妨げんため、禮を厚くし言を卑くして謙信と結びたるが、信玄既に歿し淺井朝倉兩氏の亡ぶるに至つては、その勢力次第に加越の地に及び、こゝに早晩謙信との衝突の免れ得ざる事となつたが、いまだ西に足利義昭とその與黨とあり、本願寺あり毛利氏あるを以て、全く謙信と交りを絶つての不利なるを知り、表面は懇勸を盡して好を變へざると同時に、密に越中守山の神保安藝守氏張に娶すに我が妹を以てし、更に加越に於ける不平の黨を煽動して謙信の西上の途を塞がんとした。こは後の事ながら、天正四年六月に信長が奏して常陸の佐竹次郎義重を從五位下常陸介に叙任せしめたるも附二謙信牽制策の一である。信長は全く信玄の轍を踏襲したのである。是に至つて謙信は信長の胸中を看破し、天正二年七月越中を平げ八月には加賀に侵入した。直接信長と鋒を交へたるにあらねど、これが謙信と信長との衝突の初である。

さて信長は越前の朝倉氏を滅したる後、前波播磨守九郎吉繼桂田兵衛長俊を守護代たらしめたるが、富田彌六郎長秀と云ふ者恩賞に漏れたるを憤り、且つ吉繼の横暴を憎み、兵を起して天正三年正月廿日前波を一乗谷に攻殺す、是に於て國中騒然たりであつた。この虚に乗じたる一向一揆は、杉浦壹岐法橋、下間筑後法橋を統領とし、七里三河守を軍將として二月十四日府中城へ押寄せ、富田長秀を殺し勢甚だ猖獗、先きに朝倉義景に敵したる平泉寺を襲ひて放火し、こゝに隠れたる朝倉式部大輔義鏡の首を刎ね全く越前を占領した。本願寺大に喜び、下間筑後を越前守護代、杉浦壹岐を大野郡司、下間和泉を足羽郡司、七里三河守を府中の總司とし、我意に任せて暴虐を極めた。これを聞いたる信長は大に怒り、三年八月十四日敦賀に軍を出して武藤宗右衛門邸に居陣した。

是に於いて一揆は軍を部署して、虎杖の城に下間和泉、久末の昭嚴寺、宇坂の本光寺、木目山、鷹打嶽には和田の西光寺、石田の本覺寺、鉢伏城には杉浦壹岐、阿波賀三郎、同與三兄弟、今庄火打城には下間筑後、藤島の超照寺、

荒川の興行寺、府中龍門寺には三宅權之丞、中河内には七里三河守、河野の新城に若林長門守、同甚七郎父子、杉津口には大鹽の圓光寺、浪人堀江中務丞景忠等を籠めたるが、八月十五日風雨を冒して三萬餘騎の織田勢は諸口より亂入し、海上よりも數百艘の船を浮べて沿岸を攻略した。杉津の圓光寺、河野の若林長門等防戦せるを、羽柴筑前守、惟任智明日向守何なく切崩して二三百を打取りその居城を燒拂ひ、十五日の夜府中龍門寺を乗取り附近に火を放ちたれば、木目峠、鉢伏、今庄等にある一揆は後を燒立てられ、大に狼狽して府中を指して退く所を、秀吉光秀府中にあつて加越兩國の一揆二千餘を斬捨てた。阿波賀兄弟降を乞ひたれど首を刎ねた。十六日に信長は敦賀を發し、木目峠を越えて本營を府中龍門寺に移した。所謂破竹の勢である。是に於て先きに一揆に降りたる朝倉孫三郎景健、同三郎景胤は、山林に隠れ居たる下間筑後、下間和泉、專修寺等の首を刎ね、これを引出物に出で降りたれど、信長その反覆常なきを憎んで生害せしめた。

八月十八日柴田勝家、惟任、羽長秀、津田七兵衛は鳥羽の城を責破つて五六

百人を斬捨てた。

金森五郎八長近、遠藤新六郎慶隆等の濃州口より大野郡へ打入れる一隊は、數所の砦壘を攻破りて火を諸方に放つた。

信長は山林谿谷に隠れ潜める者どもを嚴に搜索し、男女を問はず斬捨つべきを命じた。信長公記に「國中之一揆既致廢忘、取物も不取敢、右往左往に山々へ逃上候。推次第山林を尋搜而不隔男女可斬捨之旨被仰出、八月十五日より十九日まで御著到候而、諸手より搦捕進上候分一萬二千二百五十餘と記すの由也。御小性衆へ被仰付誅させられ候。其外國々々奪取來男女不知其員、生捕と誅せられたる分、合可及三四萬にも候し歟」とあり、總見記に「寺院坊舎民家商屋迄、開袋の底をふるふ様に不殘搜し出されて、爰にては百二百、彼處にては五十七十、高手小手に繩をかけ、袖より袖へ繩を通し、五十人三十人づゝ一繋に搦められて珠數の如くに引貫き、五十人繩、三十人繩と數に應じ札を付けて、或は本陣に引て參り、或は當座に切殺し、又は弄り殺にむしり散らし、或は生ながら首を挽抜かれ、其外驛所々々のつまりくにては五十、七十、百、二百づゝ磔にあ

げ、鳶や烏の餌食となる」とするす。残忍至極なる大殺戮であつた。

八月廿三日に信長一乗谷に陣を移した。稻葉伊豫守良通長通、その子右

京亮貞通、惟任明光秀、羽柴秀吉、永岡細川兵部大輔藤孝、別喜右近は加賀に侵入

し、能美、江沼兩郡はその手に屬した。因に、信長公記天正三年七月三日の條に、御家

印、明智十兵衛は惟任日向になされ、築田左衛門太郎は別喜右近

に被仰付、丹羽五郎左衛門は惟住になされ、忝之次第也」とある

廿八日に信長豊原に陣を進めて檜屋大聖寺に城を築き、九月二日に北

庄へ馬を納め、足羽山に陣屋の普請を命じ、九條の掟書を發した。これ

信長の施政の方針を知るべきものにして、その文また簡易にして通俗的

のものであつた。

掟 條々 越前國

一國中へ非分課役不可申懸、但差當子細有て於可申付者、我々へ可相尋隨、其可申出事

一國に立置候諸侍を雅意に不可扱、いかにも惻にして可然候。さ候とて帶紐を解候様には

有まじく候。要害彼此機遣きぢかひ簡要候。領知方嚴重に可相渡事

一公事篇くわん之儀、順路憲法たるべし、努々最負偏頗を不存可裁許、若又双方存分不休におゐて

は、以雜掌我々に相尋可落着候事

一京家領之儀、亂以前於當知行者可還附、朱印次第たるべき事。但、理有之

一分國いづれも諸關停止之上ハ、當國も可爲同前事

一大國を預置之條、萬端に付て機遣油斷有ては曲事に候。第一武篇簡要候。武具兵糧嗜候て、

五年も十年も隨に可拘分別勿論候。所詮欲を去、可執物を申付、所務候様に可爲覺悟候。子

共寵愛せしめて猿樂遊興見物等可停止事

一鷹をつかふべからず。但、足場とも可見たれには可然候。さも候はずは無用に候。子共之儀

は不可有子細候事

一領中之員數に雖可寄候と二三ヶ所も給人不付、是は忠節之輩それ〴〵に隨て可扶助す地

に候由申、可抱置候。武篇働候へども、可恩賞所領無之と諸人見及候は、□には勇も忠義

も可淺之條、其分別尤候。給人不付候間は可爲藏納事

一雖事新き子細候、於何事も信長申次第に覺悟肝要候。さ候とて無理、非法之儀を心におも

ひながら、巧言不可申出候。其段も何とぞかまひ有之者理に可及、聞届可隨其候。とにもか

くにも、我々を崇敬して影後かげのちにてもあだにおもふべからず、我々あるかたへは足をもさ

ゝざるやうに心もち簡要候。其分に候へば侍の冥加有て長久たるべく候。分別專要に候

事

天正三年九月 日

越前國の儀、多分柴田令覺悟候。兩三人をば柴田爲日付兩郡申付置之條、善惡をば柴田が

たより可告越候。互に磨合候様に分別專一候。於用捨者可爲曲事者也

天正三年九月 日

不破河内守殿

佐々内藏助殿

第四節 關東と北陸の形勢

三二

かくて越前八郡を柴田修理亮勝家に、その他を金森五郎八長近、不破河内守道真、前田又左衛門利家、佐々内藏介成政、原彦次郎に分割し、敦賀郡はもとの如く武藤宗右衛門に與へ、なほ永岡藤孝に丹波の桑田舟井兩郡を與へ、丹後國を一色左京大夫義定に安堵せしめた。信長がその唯一の驍將勝家を撰んで越前を統率せしめしは、一揆の再發を鎮壓せしむると共に加越方面を攻略する機を窺はしめ、併せて謙信に對する警戒を怠らざらしめん爲である。

かくて九月廿三日信長は北庄より府中迄歸り、廿六日に岐阜に歸城した。

是に至つて越前の宗徒蹙迫疎怖施すに術なく、止むを得ず強顔にもこれまでの深敵たる謙信に向つて哀を乞ひ援助を求め、尾州勢依爲勇兵越前の諸牢人賀州の士卒、雖爲武威之行戰功未成候。御屋形様非出勢各難、遂還國之望候歴代古案など、哀嗟して居る。

參考附記

附一 去十四日之以日付承分者、三日之内ニ可有向陣由ニ候つる條、謙信事も廿日、多田木山へ打着、一日休人馬、佐野、藤岡之間沼尻へ廿二打着、今日、秀綱、築中相招令相談、明日者小山へ押下候。如此候得者、既敵陣十四五里不足ニ打詰候。明日之内ニも一戰は難計、例式悠々御覺悟事口惜候。若被渡加様此之一戰ニ有見除者、佐竹名字中ニ後難も候歟、同者以夜繼日小山ニ面同陣、兩衆同事ニ不被擊歟、もとか可しき砌候。猶荻原主膳可申候。萬吉令期、面候。恐々謹言。

霜月廿四日申刻

謙信 花押

佐竹次郎殿

(安得虎子)

附二 八日

右大将にはかにあつちへ下る、御とかしゆう佐竹常陸さたけひたちのすけ申す、大将はむらゐに申て、ひたちのすけのことあとにて申す。

廿七日、佐竹常陸さたけひたちのすけくせん口宣の事、からす丸右申辨に仰せらるゝ。

(御湯殿上日記)

關東佐竹源義重同天正四十六同日常陸介

(歴名士代)

第五節 足利義昭と本願寺と 越甲相三和

足利義昭が、天正三年二月に紀州より備後鞆津に下りて毛利氏の擁護を請ひ、既信長對輝元逆意之段露顯之條、先至備後鞆津被移御座條、此度被抛萬事公儀御馳走候様にと依頼して居る。信長が輝元に對して逆意云々は、尼子勝久、山中幸盛、立原久綱等が、但馬より因幡に入つて再舉を企つるに當り、信長密にこれを援助せるを指したのである。而して一方本願寺は、先きに天正三年十月信長と和睦したりといへども、こはもとより一時的のものにして、再度の衝突は豫め期する所なれば、頻りに毛利氏に向つて援助を請うた。

義昭はまた天正三年の冬使を上杉謙信の許に發して、義昭が毛利氏の援助によりて海路上洛信長征伐に着手するにより、謙信もその覺悟を以て京都に攻上り信長を挿撃せんと頼んで居る附一

やがて天正四年となり、信長は安土城の普請を始めたが、本願寺再

舉の企あるを聞いて、四月十四日荒木攝津守村重、永岡細川兵部大輔藤孝、惟任明智日向守光秀、原田備中守直政をして大坂を攻撃せしめ、荒木村重は尼崎より海上に活動して野田に砦を作り、光秀と藤孝とは大坂の東南森口、森河内に、原田直政は天王寺に要害を構へ、更に本願寺宗徒のかねて籠の岸、木津の兩所に備を置いて海上通路を爲すを以て、まづ木津を攻略して海上通路を杜塞せんと謀りたるが、五月三日宗徒は籠の岸より出で、一萬五千の大軍を以てこれを押つゝみ、數千挺の鐵砲を打かけたれば、原田備中守をはじめ塙喜三郎、塙小七郎、蓑浦無右衛門、丹羽小四郎、枕をならべて討死した。宗徒は勢込んで佐久間甚九郎、正勝、惟任明智光秀等の籠る天王寺の砦を取卷いた。

これを聞いたる信長は、明衣めいひの仕立したたのまゝわづかに百騎ばかりにて若江に驅つけ、五月七日に佐久間信盛、松永久秀、永岡藤孝を第一段とし、瀧川一益、蜂屋兵庫頭頼隆、羽柴秀吉、惟任丹羽長秀、稻葉伊豫守、氏家左京助、安藤伊賀守を第二段とし、第三段は信長の馬廻合せて纔に三千の勢を以て雲霞の如き敵中に突入し、信長は薄手を負ひ足に鐵砲の中りたるをも意とせ

す、勵聲叱咤し遂に大に敵を破り、頸二千七百餘を打取り大坂城戸口まで押詰めた。かくて大坂城の周圍に十所の砦を築いてこれを取巻かしめ、一先づ安土に歸つた。

こゝに至つて本願寺は大に窮し、特に兵糧に苦しみ、毛利氏に向つて頻りに應援を求めた。是に於て毛利輝元毛利元就は元龜二年六月十四日卒年七先立つて卒す年四十一。次子吉川元春、三子小早川隆景、而して輝元は隆元の嫡子であるは坐視するに忍びず、兵糧を輸してこれを援くると共に義昭また大館兵部少輔藤安を使として上杉謙信に書を發して來援を求め、更に勝頼氏政と和睦し、所謂越上杉氏甲武田氏相北條氏の三和を遂げ、以て速に上洛せん事を請はした附二これと同時に眞木島玄蕃頭昭光よりも、はた吉川元春、小早川隆景等よりも武田左馬助信豊に宛て、此際勝頼に勸めて速に三和を遂げ、西上あるべきやう言を盡して居る附三これと同時に本願寺光佐顯は、紀州の門徒に宛て、毛利勢海陸より攻上るにつき急ぎ淡路の岩屋に至つて軍を出し、毛利氏と相應するやう命じて居る附四

かくて能島來島の水軍、並に毛利氏の將兒玉大夫、粟屋大夫、浦兵部の率

ゐる軍船八百餘艘は大坂川口へ乗つけ、七月十五日木津川口を防いだる織田氏の兵船三百餘艘を打破つて糧を大坂城に入れた。信長公記に「海上者はほうろく火矢など、云ふ物をこしらへ、御身方の舟を取籠投入々々焼崩、多勢に不叶まなべ七三兵衛、沼野伊賀、沼野傳内、花くまの野口、尼崎小畑、宮崎鎌大夫、宮崎鹿目介、此外歴々數輩討死候。西國舟は得勝利大坂へ兵糧入人數打入也」とある。

是に於て毛利氏の威大に振ひ、本願寺亦大に力を得たりしかば、中國の諸豪欸を本願寺に通ずる者も生じた。されば毛利氏はこの戦勝を謙信に報じ、速に加州の一揆と和談を遂げ遲滯なく軍を出さんやう促して居る附五謙信乃ち西上を諾したるを以て、足利義昭は本願寺に勸告して、謙信上洛の通路を開かしめんため加州一揆に謙信と和睦すべきやう諭さしめた附六されど事實謙信は今直に西上する意志は無かつた。西上はもとよりその希望する所なりとしても、まづ眼前の加能越の攻略と鎮撫とを先決問題とし、完全にこの三州を掌握し得たる後、更に關東に於ける勢力の根柢を確立し、さて徐に西上について畫策する所あらんとしたの

である。

さてまた越甲相三和については、先きに義昭より謙信に諭し、更に直木島昭光よりまた毛利氏より武田信豊にも勸めたる事は先に述べたるが、また一色藤長よりも信豊に「此度被對太守被加御異見、御入眼之段簡要由云々」と催促し、附七北條氏政にも義昭より内書を下し、ついで昭光よりも勸誘これ力めたのである。附八かくて兎も角も謙信まづ承諾したるを以て義昭大に喜び、松田左兵衛尉を使者として謙信に國俊の太刀を贈り、附九三寶院義堯よりもその承諾を謝し、併せて「火急御入洛之儀御馳走頼被思召之由、以御内書被仰出候」と達て入洛を促して居る。附一〇而して北條氏政も「氏政是非とも御下知之外不可有之」と異議無き意を示し、武田信豊よりも後馳ながら「勝頼御手合御催促尤奉存候、其旨無猶豫候」と承諾の意を表した。附一一

甚しく利害關係を異にせる此三者が、かく容易に同盟を結び得らるゝものか、特に謙信と氏政との關東に於ける勢力爭奪は、謙信の北陸平定と共に一層深刻に赴かんとする形勢であり、また氏政の如き關東を活躍

の舞臺として、關西方面の出來事には馬耳東風何等の痛痒を感ぜざる者が、かゝる同盟を忠實に履行するであらうか、たゞ一片の辭令の上のみにて成立せる空中の樓閣の如き此三和が、何時しか夢幻の如く消滅し去つたるも不思議ではない。

一方信長は、先きに本願寺に應じて起れる紀州岩室城主畠山左衛門佐貞政、並に紀州雜賀根來一揆を鎮壓し、以て本願寺の手足を斷たんと決したる折しも、雜賀の内三緘みからみ並に根來寺杉之坊欸を通じ來れるを以て、信長天正五年二月九日に上洛して諸國の勢を催し、十五日若江に着陣、十六日和泉の香庄に陣取つて貝塚に籠る一揆を攻破り、十八日佐野の郷に陣を移し、二十二日志立に進み、軍を兩分して山手は杉之坊、三緘衆、案内して佐久間右衛門、羽柴筑前守、荒木攝津守、堀久太郎等、濱手は瀧川左近、惟任日向守、惟住五郎左衛門、永岡兵部大輔、筒井順慶等攻寄せ、頑強に抵抗せるを攻詰めたれば、遂に堪へかね、鈴木孫市、土橋平次、岡崎三郎大夫、松田源三大夫、岡本兵大夫、島本左衛門大夫、栗木二郎大夫の七人連署を以て誓書を出し降を乞ひたればこれを許した。畠山貞政は城を開いて逃亡した。

毛利輝元は謙信に書を發して、信長雜賀根來征伐に向ひたれど城堅固にして抜く能はず、利を失ひて軍を引いた實にあらざれど此際速に越前江州に亂入せんやうに勸めて居る附一ニされど謙信は遂に動かなかつた。是に至つて全く困憊せるは本願寺であつた。仍て光佐は書を諸國の門徒に發して窮迫を訴へ、籠城の諸人疲勞甚しく、當流の法儀破滅に至るべきにより、佛法再興の志を勵まされ、兵糧の馳走別て頼入ばかりであると述べた附一三

參考附記

附一 舊冬差越富藏院候處種々入魂之由尤快然候。則至東國可被移御座處海路難合期故御延引非御油斷候。得其意可申越旨被仰出候。越甲相三和之儀謙信於被應上意者御入洛可爲眼前候。然者謙信以御覺悟御當家御再興之條年來被止宿意入眼候様可被取成儀併被對公儀御忠功不可過之候。馳走之段内々達上聞候尙河伊可申候。恐々謹言

五月十六日
天正四年
義堯
長連殿

附記して三寶院
僧正也とある

(歷代古案)

附二 今度至當國被移御座之處毛利可致馳走旨言上、既海陸被及行候。此節越甲相被遂三和可被

勵忠功段偏被頼思召候。仍被成御内書候。委細被仰舍大館兵部少輔被差越候。猶得御意可申入由候。可得御意候。恐々謹言

六月十二日
天正四年
彈正少弼殿
人々御中

橫島玄蕃允
昭光
(上杉年譜)

附三 今度至當國被移御座、毛利出勢之事被仰出候處、則捧御請狀既海陸被及行候。委細輝元被申越候。勝頼可有御相談段肝要被思食候。仍被成御内書被差越大藏院候。雖御鬱憤繁多候。此節甲相越被遂三和被勵戰功者、尤可爲御感悅旨、對光祿可被加意見候。猶得其意可申由被仰出候。恐々謹言

六月十二日
信豐
武田左馬助殿

昭光 判
(古今消息集)

公方様至當國被移御座、輝元可致馳走之由被仰出候條、存其旨通捧御請文、既及海陸行候、然者播州之事ハ從此方申付候、其外五畿内并隣國之儀御武略最中候。浦邊者今度警固船差上付可、爲始淡路屬一味候。仍貴國事此節可被抽御忠義之由、被成御内書候。被對申上意急度境内御出勢肝要候。將又相州越州御和睦之義被仰操候之條、被應御下知、於一同之御働者、猶以當方可爲本望候。委細上使大藏院可有演說候。恐々謹言

六月十二日

小早川
隆景 判

第五節 足利義昭と本願寺と越甲相三和

第拾壹章 織田信長の成功

武田左馬助殿
御宿所

顯如 御判
貞俊 判
通良 判
吉川 判
元春 判
(古今消息集)

附四 態染筆候仍藝州海陸出勢火急に付、兼て申ごとく早々紀州警固、至岩屋打渡其働肝要候。羽柴播州に在陣之處、國衆數多心替之條、及難儀由候。此砌手前にそく候へば無曲候。萬事をさしなき岩屋着岸可喜入候。猶刑部卿法眼可申候也。穴賢々々

三月十一日
紀州門徒惣中へ

顯如 御判
(顯如上人文案)

附五 先日捧書狀候之處、爲御返書去六月十一日芳墨到來致拜見候。誠以珍重之至候。如仰就公方様御動座之儀、致御請候趣得御意候喜、御懇被仰下畏入候。抑貴國賀州被成御和融、當秋可被及御行之由尤肝要存候。從上意様、去比以上使被仰進之條、漸可爲著國候。彌被加御下知御馳走此節候。將又此方事、至大坂御警固船差上、於木津河口去十三日敵船數船切崩、千餘人射捕之、至寺内兵糧入置之得、大利候。先以本望存候。西口之事如此無寸暇相催候。早々賀州被仰談、御出馬不可有御遲滯候。於然者此御報嚴重示預、尙以當方海陸軍勢不可存油斷候。猶小早川吉川元老共、可窺貴慮候。恐惶謹言

八月二日
上杉殿 參

輝元 花押

人々御中

(上杉家文書)

附六 就歸洛儀即令出馬兩國存分申付手合相待由喜入候。殊對當家彌無二覺悟旨感悅候。然者依賀州之儀、出陣相滯之由候間、本願寺達而加異見無異存候。此上者急度至越前亂入肝要候。毛利于今遂在陣、方々得勝利、抽粉骨之條、無油斷可動干戈事可爲神妙候。重而大館兵部少輔差越候。猶輝元隆景可申也

八月十三日
不識庵

花押 義昭
(歷代古案)

附七 就御入洛之儀、甲相越三和之儀、并其表御動爲可被差急、委細被仰含信興差越之候。仍被成御内書候。此度被對太守被加異見、御入眼之段簡要由、猶得其意可申被仰出候。御馳走可爲尤候。恐々謹言

八月三日
武田左馬助殿

一色式部少輔入道
藤長
(古今消息集)

附八 就甲越相三和之儀、被指下大和淡路守、御内書謹致頂戴候。去春以陽春軒被仰出候砌、如及御下知之外不可有之候。此旨可預御披露候。恐惶謹言

八月六日
謹上 眞木島玄蕃頭殿
第五節 足利義昭と本願寺と越甲相三和

左京大夫氏政

就三和之儀、被指下大和淡路守候。民政是非共御下知之外不可有之候。可然之様御披露頼入候。恐々謹言

八月六日

左京大夫氏政

眞木島玄蕃頭殿

(南行雜錄)

附九 今度其表儀平均申付、靜謐段珍重候。仍太刀一腰國俊遣之候。隨而至攝津指上諸勢及行條、此

節相談勝頼、急度手合可悦喜爲、其差越松田左兵衛尉候。猶藤安可申候也

七月廿三日

花押 義昭

上杉彈正少弼殿

(上杉家文書)

附一〇 今度條々被加上意候處、以朱印早速被及御請段御感不斜候。御本意眼前候。彌火急御入洛

之儀御馳走頼被思召之由、以御内書被仰出候。當表之様躰今村猪介に申含候。期來信候恐

々謹言

八月五日

義堯 花押

不識庵

(上杉家文書)

附一一 御内書謹而奉頂戴過分忝存候。仍至播州中國之御勢被指立、既上月之地被責落、楯籠凶徒

被加御退治之間、御上洛之行被差急候。由誠天下貴賤歡喜不可知之候。然者勝頼御手合御

催促候。尤奉存候。其旨無猶豫候。此等之趣宜預御披露候。恐惶謹言

九月十三日

武田左馬助

進上

信豐

眞木島玄蕃頭殿

(古今消息集)

附一二 爾來御無音之條被成下御内書候。御面目之至候。抑信長到紀州雜賀相働、雖送數日候。城郭

堅固故失軍利引退候。海陸依遠、即時懸付不討果無念候。雖然如令兼約候。此堺之儀去十

六日令出張、近日到播州表打越候。其表之儀急度到越江御亂入肝要候。不可有御油斷候。猶

吉事重疊可申候。恐々謹言

卯月朔日 天正五年

右馬頭輝元

謹上 上杉彈正少弼入道殿

(上杉家文書)

附一三 態染筆候。當寺之儀、去年籠城付而、諸人之疲可有推量候。當流法儀破滅候べき事愁歎至極

候。門下之輩取披忠節者、聖人にたいし奉報謝不可過之候。當國之太守累年申談之旨相か

はらず本望候。就其調略之子細たる、千萬無心之儀ながら、兵糧之馳走別而頼入候斗候。い

かやうにも佛法之再興之志をばげまれ候べく候。殊坊主分之儀は勿論、將又法儀不可有

油斷、老少不定のならひにて候。いそぎ々信心決定候はゞ、其上にも佛恩報謝之念佛可

申候。委曲按察法橋可被演説候也。穴賢々々

六月十三日

顯如

相州坊主衆中

武州惣門徒中

(相州文書)

第五節 足利義昭と本願寺と越甲相三和

當寺長々籠城につきて、萬事不如意之式候間、近比無心之至耻入候へども、此折ふし、いかやうの懇志をもはげみ、諸城兵糧つゞき候様馳走頼入候。當國門徒之儀者、毎度一戦に粉骨をつくし無比類上に、又かやうの事まで痛入候へども、ひとへに聖人の御素意に可相叶候間、隨分、此度退屈なく報謝の心懸難有候。それにつき西光寺差下候將又佛法之一儀無油斷能々嗜候はんずる事肝要候。もし不信にて命終候はゞ、永世可爲後悔候。其心得をなされ候べく候。猶刑部卿法眼可申候也。穴賢々々

三月十一日

紀州門徒惣中へ

顯如

(顯如上人文案)

第六節 信長と謙信との衝突

松永久秀並に荒木村重の叛

さて信長が天正三年八月越前の一揆を屠り、併せて加賀の能美江沼兩郡を略したる事は先に述べた。然るに天正四年二月能登七尾城に内亂起り、能登の守護職の家なる畠山修理大夫義隆死し、老臣長對馬守續連、三宅備後守長守等の一派は信長に援を乞ひ、溫井備中守景隆、長九郎左衛門綱連、遊佐四郎左衛門續光の一派は謙信に通じて互に相争ふ。此時越中大

に亂れたれば、此年三月謙信は越中に攻入り、礪波郡蓮沼城を攻撃し、椎名肥前守康胤を殺し、富山城に神保氏張を攻走らせ、一旦軍を越後に還した。是年足利義昭並に毛利氏より頻に越甲相の三和を勧め、義昭はまた本願寺をして加州一揆に諭して、謙信西上の途を開かしめんとしたる事は前に述べた。然れども信長の策動によりて加賀また動搖し、鎬木右衛門大夫頼信、奥近江守政堯等は謙信に叛き去つた。是に於て謙信また越中に攻入り、更に加賀に進み能登を略し、天正五年三月また一旦軍を越後に返したるが、更に閏七月に至つて再び能登に入り、九月十五日七尾城を攻陥れ、十七日末森城を降して能登を平定した。彼の霜滿軍營秋氣清の吟は七尾陣中の作である。是に至つて謙信と信長とは全く衝突するに至つた。信長ぬからず速に使を伊達輝宗に發して「就謙信惡逆急度可加追伐」と述べ、以て遙に策應する所あらしめた。附一信長は謙信七尾城を攻め、また松任城に鎬木頼信を圍める由を聞き、天正五年八月八日柴田勝家を大將として四萬八千の兵を以て加賀に侵入せしめた。信長公記に「八月八日柴田修理亮大將として北國へ御人數被出候。瀧川左近、羽柴筑前

守、惟任五郎左衛門齋藤新五、氏家左京亮、伊賀伊賀守、稻葉伊豫、不破河内守、前田又左衛門、佐々内藏介、原彦二郎、金森五郎八、若狹衆、賀州へ亂入。湊川手取川打越、小松村、本折村、阿多賀、富樫、所々燒拂在陣也。羽柴筑前御届をも不申上歸陣仕候段、曲事之由被成御逆鱗迷惑申され候とある。羽柴秀吉は無斷に歸陣したものと見ゆる。恐く勝家と合はざる所があつたのであらう。

然るに此時天王寺に在番せる松永久秀、その子右衛門久通、八月十七日信長に叛いて大和志貴城に立籠り、紀州雜賀の徒も再舉を圖らんとするを以て、信長一旦北陸表の軍を歸還せしむるの止む無きに至つた。謙信は信長の軍を加賀に出すを聞き、一戦を試みんとしたるが、信長の軍の退却に會し、九月廿三日の夜追撃してその後隊を破つた附二

然るに謙信は關東の形勢の樂觀を許さざるものあるを以て、また軍を越後に返し、關東に向つての活動の準備に着手した。

松永久秀の叛については信長もその理由を知るに苦しみ、宮内卿法印松井友附をしてこれを質さしめ、所望あらば満足せしむべき由を以て諭さし

めたれど、久秀は遂に聞かずして叛いた。信長公記に「大坂表へ差向候付城天王寺に、爲定番松永彈正、息右衛門佐被置候處に、八月十七日企謀叛取出を引拂、大和之内信貴之城へ楯籠、何篇之子細候哉存分申上候て望を可被仰付之趣、宮内卿法印を以て被成御尋候へとも、挿逆心之間不罷出」とある。傳へて云ふ家康信長對顔の折、一老人參與す、信長家康に謂つて云ふ、是松永彈正なり、公方を弑し其主三好に讐を爲し南都大佛殿を燒く。此三大事は古來人の爲し難き處なりと。久秀恥ぢ憤りて顔面蒼白、而して頭上烟の上るが如くなりしと。かゝる事もあつたであらうか附三然りとせばこれも謀叛の一因となつたものであらう。されど主としては本願寺に勧誘せられ、併せて周圍の事情を顧盼して、早晚我身邊の危険なるを感じ、遂に叛心を起したるものと思はるゝ。

久秀は先きに信長の義昭を奉じて京に入るや、三好義繼と共に逸早く降參し、元龜三年三月にまた義繼と共に信長に叛いて信貴城と多門城とに據つた。然るにその年の冬再び降り、元龜四年元年正月八日には岐阜に下つて名器を獻じたりし、是に至つてまた叛いた。まことに叛服常な

き危険性の人であつたが、信長降る毎にこれを許したるは、無道人なれどもその才略の凡ならざるを惜しんだ爲であらうと。

信長乃ち嫡子秋田城介信忠を總帥として久秀を討伐せしめた。久秀に一味せる片岡の城へは、十月一日永岡細川兵部大輔藤孝、惟任明智日向守光秀、筒井順慶等攻向ひ、この十月一日に信忠は安土を立ち、三日には信貴城へ推詰め、城下を悉く放火した。北陸表の諸軍は御幸塚、大聖寺の城を堅固に普請し、佐久間玄蕃盛政を入置いて守らしめ、この十月三日に軍を班した。十月十日の夕佐久間信盛、羽柴秀吉、惟任光秀、惟住長秀の諸將、夜討にかけてひた責に責立る。秀吉は先きに無斷歸陣せるため長濱に謹慎し居りしが、本願寺の久秀に應じて大坂城外に兵を出すに及び、信長秀吉の謹慎を解いてこれを伐たしむ。秀吉直に馳向ひ、本願寺の兵を城内に攻め蹙め、直に軍を返して信貴城を攻めた。秀吉この時箇條書を以て信長に注進し、某日外側を破る、某日二丸を破る、某日本丸を破る、某日霜臺彈正少弐久秀が首を取ると、祐筆如何あらんと云ひしに、秀吉はかくせずば信長我をいかさじ、もし成らずば我死なんのみと云ひしと附四眞僞は

知らず、されど秀吉が信長に對して力めたる一面を窺ふ材料ともならう。

さて此夜久秀は防戦力盡きて天主に火を懸けて焚死した附五 秘藏の平蜘蛛の釜と我が首とは、信長の目に懸けまじと微塵に碎いて死んだといふ久秀が東大興福兩寺の衆徒と戦つて大佛殿を

焼いたるが永祿十年の十月十日であり、時刻までも違はざるは不思議の因果といふべく、これ春日明神の神罰なりと取沙汰したと云ふ。信長公記にも「大佛殿炎上之月日時刻不易事、偏に春日明神の所爲なり」と諸人舌を卷事とするす。かくしてまた義昭と本願寺との興黨は仆れたが、此度は天正六年十月に荒木攝津守村重の信長に對する謀叛が起つた。

十月十五日信忠安土に歸り、十七日岐阜に歸陣し、羽柴秀吉は十月廿三日播磨に向つて出陣した。

信長は此年の十二月十五日吉良に放鷹、多くの獲物を携へて十九日岐阜に歸れるが、途中部下の士に過愈ありとて手討にした。

荒木村重の謀叛の原因については種々の説あれど、結局は毛利氏や本願寺に誘はれて動いたのであらう。

村重はもと池田民部大輔勝政の部下なりしが、天正元年三月信長に屬

した。信長その豪爽なるを愛して攝津を興へた。天正二年三月伊丹城を攻めてこれを抜き、この城に居し有岡城と稱へた。然るに天正六年十月に、信長は村重謀叛を企つる由を聞きしが、初はこれを信ぜず、宮内卿法印松井友閑惟任光秀を伊丹城有岡に遣りて諭さしむる所ありしが、遂に聽かず、今は是非なしと、信長十一月三日に京に入り、更に惟任光秀、羽柴秀吉、宮内卿法印を以て種々慰諭せしめたるが徒勞に歸した。是に至つて村重の一黨茨木の中川瀬兵衛清秀、高槻の高山右近長房友房等また叛く、事容易ならじと見て、十一月九日信長攝津に軍を出し、中將信忠、三介信雄、三七信孝、織田上野介信包、瀧川左近、惟住五郎左衛門、蜂屋兵庫頭、惟任日向守、氏家左京亮、稻葉伊豫守、佐々内藏助、前田又左衛門、金森五郎八等をして高槻、茨木へ攻向はしめた。高山右近は元來耶蘇教徒なるを以て、伴天連をして佐久間信盛、羽柴秀吉、宮内卿法印と共に右近を説かしむ、右近乃ち降り、ついで十一月廿四日に中川瀬兵衛も降つた。信長大に喜び、二十一日に瀬兵衛に金子三十枚、家臣三人に金子六枚づゝを興へ、右近に金子二十枚、家臣二人に四枚づゝと衣服を添へて興へた。

かくていよいよ伊丹城有岡は包圍せられた。村重は翌七年九月まで十個月にわたつて重圍中でありしが、遂に糧食盡きて、九月二日の夜從者數名と密に城を出で、尼崎に奔つた。のちまた花隈城に入り、更に逃れて毛利氏に寄り尾の道に隠れた。

是に於て天正七年の十二月十三日に、伊丹有岡城中の婦女百二十二人を尼崎近くの七ッ松に於て磔に懸け、召仕の男女百十餘人を燒殺した。十二月十六日には荒木一族の妻子を京都六條河原に於て首を刎ねた。立入隆佐記に「十二月十六日五時分に車にてわたされ候、上下京の見物群くんしゆ集數しらす、涙をながしめ目もあてられず、かやうのおそろしき御せい成ばい敗は佛の御代より此方のはじめ也、源平の合戦にも五人三人のせい成ばい敗、腹をきり申など、こそ承及候に、津國にてせい成ばい敗やき焼うち打はた物、京にての車ざき上下卅六人、以上六百人計之御成敗候かとある。かくしてまた、毛利氏並に大阪本願寺の與黨は仆れた。

參考附記

附一 就謙信惡逆態度可加追伐、本莊兩順齋被相談別、面粉骨專一候、猶追々可申候也、謹言

閏七月廿三日

伊達左京大夫殿

朱印 信長

(伊達文書)

附二 當陣之模様無心元候間、内々以飛脚可申越候處ニ、此表仕置執綜令延引候。如啓先書、當月十五日、遊佐美作守年來以奏者之好令忠信、彼者之繰輪へ當手可引入由申候間、何歟と不入愚入乗移、一日も不抱作、七尾城主ニ候長對馬一類一族百餘人討捕、實城乗取、其外温井備中、三宅備後、同藤三、平以下身命斗相扶、七尾存分之儘ニ入手、是者賀能之間ニ候間、源五殿、齋藤籠置、當國一變ニ申付候處ニ、是ヲ信長一向ニ不知、十八賀州湊川迄取越、數萬騎陣取候所ニ、兩越能之諸軍勢爲先勢差遣、謙信事も直馬之處ニ、信長、謙信後詰ヲ聞届候哉、當月廿三日夜半令敗北候處ニ乗押付、千餘人討捕、殘者共悉河へ追籠候ケル。折節洪水漲故、渡無瀬、人馬不殘押流候。誠如此之萬方仕合、年來之信心歡喜迄候。重信長打出候間、一際可有之與令校量候處ニ、案外ニ手弱之様狀、此分ニ候者、向後天下迄之仕合心安候(下略)

九月十九日廿九日の談記

謙信

宛名詳ならず

(歷代古案)

附三家康或時信長のもとにはせしに、信長君家康に向ひ、かしこに侍る人は松永彈正久秀といひて、人のなし難き事を三度までなしとげしものなり。第一は、己が主の三好義長にすゝめて、共に光源院將軍を襲ひ殺したり。第二には、將軍を弑せし上にて主の三好をも滅し、第三には、南都の大佛をも焼失せり。これ大膽不敵の所爲にて、並々のものゝ及ぶ所にあらず、よく

御見知あれかしと事もなげにいはいれしかば、久秀は赧顔して何と云ふ事もならず、惣身に汗を流しひれふして居たり、君やなら御座立せられ、久秀が側により居給ひ、御邊の事はかねても承り及びしが、かたみに遠路隔て、是まで面會もせざりき、此後は心やすく申承らんと仰ありて、御歸殿の後に、老臣等が御前に出し折、この事を仰出され、其時久秀が様いかにも笑止に覺えき、かれが悪行はいふまでもなし、されど先ごろ信長、金崎を引取れし時、前後に大敵を受け、いかにも危急なれば、江州の朽木にかゝりて歸らんとせらる。朽木は佐々木が領邑にて、同じく淺井が與黨なれば、いかゞせんとか心をなやます所に、久秀自ら朽木が方に赴き、種々たばかりて彼を味方に引付し上、證人まで取り出て立かへり、その由信長に申せば、信長も疑念を散じ、朽木にかゝりて還られしなり。もし此事の實正ならばと仰られしのみにて、末の御詞はなかりしとなり云々。

(落穂集)

附四 松永霜臺籠城の時、信長討手に大閤を遣す、箇條書を以て注進す、某日外側を破る、某日二、丸を破る、某日本丸を破る、某日霜臺が首を取ると、祐筆如何あらんと云、太閤の云、かくせずば信長我を生さじ、若ならずば我死なんと云、其日期の如く無理に打破り、首を箱に入れて信長に報ず、信長云、是偽ならん、霜臺は首に成ても我前に來る者に非ず、筑前才智にて此事をなすと云、箱をひらけば果して然り、霜臺遂に降らずして鐵炮の薬に火をかけ自ら焚死す

(老人雑話)

附五 松永霜臺は三好が臣也修理大夫の父也、三人衆とは不和也、後信長に屬しけれども、信長、美濃尾張の氣習にて疎暴なれば、終に我身安からじと思ふにや、大和志貴の毘沙門堂に城を構へ謀

第六節 信長と謙信との衝突 松永久秀並に荒木村重の叛

反す。此時討手に城介殿を遣す、城中人數少かりければ、大坂邊へ加勢を乞ひ遣す、其使を執へて城中の案内を能聞き、加勢來れりとたばかり、門を開かせて押入、遂に城を落す。霜臺は秘藏の茄子の茶壺、平蜘蛛と云釜を打碎きて、其のち自殺す。子をば古衛門大坂の方へ落しけれども、路次にて雜兵に殺さる。人質の子をば捨て謀反す。信長の方にあり、庶子也、春松と云。霜臺亡びて後、車にて大路を渡して六條河原にて誅す。年十三也。

(老人雜話)

第七節 安土城

信長は天正四年正月中旬より安土の築城に着手し、普請奉行に惟住羽五郎左衛門長秀を命じた。

二月廿三日信長安土に來り、普請の着々進捗し行くを見て大に喜び、長秀に名物の周光茶碗を與へて勞をねぎらひ、山下に馬廻り共の屋敷地を與へて、各自普請に従はしめた。

四月朔日より大石を上げて石垣を築き、尾濃三越若州畿内の諸士、京都奈良堺の職人等を召集し、唐人の一觀に瓦を焼かしめ、觀音寺山、長命寺山、長光寺山、伊場山等の大石を引下し、これを安土山に上げしめた。石

奉行は西尾小左衛門、小澤六郎三郎、吉田平内、大西某であつた。中にも蛇石と稱する名石は容易に山上へ上げ得ざりしかば、羽柴秀吉、瀧川一益、惟住長秀の三將に一萬餘の人數を以て三晝夜引上げ、信長工夫を以て天主へ上せ得たのであつた。

信長はまた村井長門守貞勝をして二條城の一部を移さしめた。

さてこの安土城の竣功は凡そ三年を費したとある。されどその大部分はこの年内に成工したのであらう。

その結構の次第は信長公記の「安土山御天主之次第」にくはしくしるしてある。

石くらの高さ十二間餘也。石くらの内を一重土藏に御用、是より七重也。

二重。石くらの上の廣さ北南へ廿間、西東へ十七間、高さ十六間、ま中ニ有ル柱數二百四本立、本柱長さ八間、ふとさ一尺五寸六寸四方、一尺四寸四方木、御座敷之内悉く布を着せ黒漆也。西十二疊敷墨繪に梅の御繪を狩野永徳に被仰付かゝせられ候。何れも下より上迄御座敷の内御繪所悉く

金也。同間之内御書院有是には遠寺晚鐘の景氣かゝせられ候。其前にぼんさん山をたかせられ、次四てう敷御棚に鳩の御繪をかゝせられ候。又十二疊敷鵝をかゝせられ則鵝之間と申也。又其次八疊敷、奥四てう敷に雉の子を愛する所あり、南又十二疊敷唐之儒者達をかゝせられ、又八てう敷有、東十二疊敷、次三てう敷、其次八てう敷御膳拵申所也。又其次八疊敷是又御膳拵申所也。六疊敷、御南戸又六疊敷、何れも御繪所金也。北の方御土藏有、其次其座敷廿六てう敷御南戸也。西六てう敷、次十てう敷、又其次十てう敷、同十二疊敷、御南戸の敷七つあり、此下に金灯爐たかせられたり。

三重め。十二疊敷花鳥の御繪有則花鳥の間と申也。別に一段四疊敷御座の間あり同花鳥の御繪有、次南八疊敷賢人の間に瓢箪より駒の出たる所あり、東麝香の間八疊敷十二疊敷、御門之上、次八疊敷呂洞賓と申仙人並敷説の圖有、北二十疊敷駒の牧の御繪あり、次十二てう敷西王母の御繪有、西御繪はなし、御縁二段廣縁也、廿四てう敷の御物置の御南戸有、口に八てう敷の御座敷在之、柱數百十六本立也。

四重め。西十二間岩に色々木を被遊則岩の間と申也。次西八疊敷に龍虎の戦有、南十二間竹色々かゝせられ竹の間と申、次十二間に松ばかりを色々被遊則松の間と申、東八疊敷桐に鳳凰かゝせらる。次八疊敷許由耳を洗へば巢父牛を牽て歸る所兩人の出たる故郷體、次御小座敷七疊敷泥ばかりにて御繪は無し、北十二疊敷是は御繪は無し、次十二てう敷、此内西二間の所に手鞠の木被遊、次八疊敷庭子の景氣則御鷹の間と申也。柱數九十三本立。

五重め。御繪は無し、南北の破風口に四疊半の御座敷兩方にあり、こ屋の段と申也。

六重め。八角四間有、外柱は朱也、内柱は皆金也。釋門十大御弟子等釋尊成道御說法之次第、御縁輪には餓鬼共鬼共かゝせられ、御縁輪の端板には鯢鉾飛龍をかゝせられ、高欄擬寶珠彫物有。

上七重め。三間四方、御座敷之内皆金也。そとがは是又金也。四方の内柱には上龍下龍、天井には天人御影向之所、御座敷之内には三皇五帝、孔門十哲、商山四皓、七賢等をかゝせられ、ひうち、ほうちやく、數十二つか

せられ、狭間戸鐵也。數六十餘有皆黒漆也。御座敷内外柱惣々漆にて布を着せさせられ其上皆黒漆也。

上一重の金具は後藤平四郎仕候。京田舎手を盡し申也。

二重めより京のたい阿彌金具也。

御大工岡部又右衛門、漆師首刑部、白金屋の御大工宮西遊左衛門、瓦唐人の一觀に被仰付奈良衆燒申也。御普請奉行森三郎左衛門。

これが信長公記にしるす所である。如何に壯麗雄偉であつたか、想像せらるゝ。尙信長公記には其大觀をしるして云ふ。

抑當城者深山こうくとして麓者歴々薨を並繼軒光輝御結構之次第不申足、西より北者湖水漫々として舟之出入みちくして遠浦歸帆漁村夕照浦々のいさり火、湖之中に竹生島として名高き島有、又竹島とて峨々と聳へたる巖有、奥之島山長命寺觀音、曉夕之鐘聲音信れて耳に觸、海より向者高山比良の嶽、比叡之大嵩、如意がたけ、南は里々田畠平々富士と喻し三上山、東者觀音寺山、麓者海道往還引續晝夜絶すと云事なし。御山之南入江渺々として御山下門を並、籟之聲生便敷、四方之景氣盡其具、御

殿唐様を學、將軍の御館研玉石瑠璃を延、百官快盡貴美、被移花洛、御威光御手柄不可勝計と。また安土山記と稱するものあり、こは信長はじめ天龍寺妙智院の策彦和尚に囑したるを、策彦辭して岐阜の瑞龍寺に在る南化和尚を推薦したるを以て、信長乃ち南化に依頼して作らしめたものである。

信長が金力を吝まらず人力を盡して、善美を極めたる摩天の大建築を立てたる所以は、一は北陸の咽喉を扼し、一は東海東山の通路を塞ぎ、湖水に臨んで舟楫の便あり、近畿は指顧の間にありて中國を制するに易く、仍て以て天下に號令せんとする堂々たる威風を示したものである。

安土城記

古人曰、太山之前難爲山、太海之前難爲水、日域六十餘州之一州曰江、江左有山名曰安土、其山不在高、其名高、太山也、蓋夫非山之獨得名在、寬仁大度人居焉也、劉夢得不登曰、乎山不在高、有仙則名、水不在深、有龍則靈、夢得之一言可并按焉、層巒之崎嶇、乎上者自然金城也、滄波之渺茫、乎下者自然湯池也、自天地開、以往雖有此山、一人無識者矣、柏原帝王的々令孫平清盛公二十一代之華冑、前右府君者、禁庭綱紀、武門棟梁、而實天縱聖武也、先是天正四年之春、一見此山、便識萬古城地、開闢洪基、權輿于此矣、力士星馳揚石、工匠霧列運斤、則不終三年而其功大成矣、潛

慮、夫數百丈之石壁、千萬間之大厦、何翅力士之力巧匠之巧乎、唯流出府君之一胸襟而已。目機之所明、意匠之所巧、離婁之明、公輸子之巧、不可跂而及者也。峻宇高堂之凌碧、虛者也、極夜摩都史之壯麗、兮、直欄橫楹之聳翠崖者也、盡秦樓魏闕之華美、兮、布地礪礪者承露、內潤、葺屋瓦、葺者帶霜、外光、西湖之月上、玉階者、供府君之夜遊也、南浦雲之飛、畫棟者、催府君之朝吟也、颯々松風之動、金鈴聲、呼萬歲、山耶、紛々白雪之映、珠簾影、含千秋、聽耶、權門貴戶之圍、山、猷然也、遠水鱗華也、盡是無不丹漆、黝墨、寶塔之突、兀出、林間者、疑繪遠寺、釣艇之、浮、蘆邊者、怪圖歸帆、瀟湘十里風景、嘉陵三百里山水、不可同日語焉。英雄豪傑之擁、繡鞍、出入于相府、貴介公子之翻、錦袖、往還于官途、爭紅花紅葉色也、億兆民之富、驕者、鐘鳴鼎食之家也、見者反目、駭汗、聞者拍手、賞歎矣、江東白鷗、懷惠、占閑、江南梅花、被化、含咲、信及豚魚、威加草木、當此時、市人歌于市、野老拊于野、行者遜路、耕者遜畔、雖堯舜、民文武、民不可讓焉。加旂起王道之衰、修神社佛閣之破、續斷橋、平險路、是故四夷獻貢、來復焉、八蠻解辮、服膺焉、或臂後鷹、求臣乎其幕下、或上良馬、請將乎其麾下、吁策勳偉矣哉。鳳凰現、瑞麒麟呈、祥者、非今時何時乎、祝望々々。

向所謂太山之前難爲山、天下人亦將曰、安土山之前難爲山、野衲雖蓬衡、葦品、糝散、陋姿、管見此名山、豈無感慨乎、卒綴卑詞者、八韵、述盛舉之萬乙、伏乞笑覽。

六十扶桑第一山、老松積翠、白雲間、宮高大似阿房殿、城嶮固於函谷關、若不唐虞治天下、必應帝釋出人間、蓬萊三萬里、仙境、留與寬仁、永保顏、石壁嵯峨、三百尺、野僧只恨不窮巔、玉樓金殿秀雲上、碧瓦朱甍、輝日邊、帝釋梵王、疑在地、夜摩兜率、怪離天、山名安土、大平兆、武運先知億萬年。

岐下沙門南化

(虛白錄)

第八節 上杉謙信卒去

二子の家督争

謙信は北陸漸く鎮定せるを以て一旦軍を越後に班し、これより關東を經略して後顧の患を絶ち、以て西上の途に就かんとした。關東に於ては、謙信の北陸平定に多忙なる虚に乗じ、北條氏政頻に軍を發して攻略に力め、關東の諸侯悉くその威風に靡かんずる形勢なるを以て、謙信は北陸平定を機として大舉して關東に臨まんとし、天正六年正月十六日令を領國中に發して將士を召集し、陽春三月の候を期して關東經略の軍を出さんとした。天正六年二月十日附謙信の太田三樂資政並にその子政景梶原源太左衛門源太に與へたりと云ふ書中、先書幾度如啓之、能越賀存分之儘ニ申付、越前も過半屬手候條、此上者到關左越山爲可成之、先月從十九日全陣觸無油斷其支度申付候上杉謙信傳とある。以てその用意を知るべしである。然るに謙信軍を發せんとする七日前の三月九日、厠に往いて俄に發病し、越えて五日三月十三日溘焉として卒去した年四十九歳。卒中に罹れるなり

と云ふ。先きに信玄歿し六年を隔て、謙信また逝く。將星頻に殞ちて好運は信長に歸した。

謙信娶らず、二人の養子があつた。一は姊夫長尾越前守政景の子喜平次顯景、これに我が官名を與へて彈正少弼景勝と呼ばしめ春日山城の三丸に置いた。一は彼の北條氏康の第七子氏秀である。氏秀は元龜元年四月廿五日春日山城に入り、二丸に居つた。謙信これに我が前名を與へて三郎景虎と呼ばしめ、娶すに政景の女を以てした。然るに謙信歿後百日を経ざるに二子國を争つて相戦つた。

景虎春日山城を出で、越後府内に在る上杉修理大夫憲政入道成怡に頼り、援を北條氏に乞うた。氏政即ち北條陸奥守氏輝を將として一萬の兵を出すと共に、武田勝頼にも援軍を出さん事を依頼した。是に於て勝頼は自ら一萬餘の兵を率ゐて越後老津まで出馬し、小田原勢の着陣を待つた。かくては景勝到底敵し難きを以て、長坂釣閑齋跡部大炊介勝資に黄金貳千枚づゝ、勝頼に越後布三千端黄金一萬兩を賂ひ、上杉氏の關東領東上野の地を與へ、勝頼の妹を妻に迎へん事を約して和を請うた。勝頼

これを諾し附一乃ち軍を返すと共に景勝より誓書を徴した附二甲亂記に「又去二月諏訪ニ御在陣之砌、小山田所ヨリ御宿監物入道ガ方へ按ズルニ小山田ハ郡内ノ兵衛尉信茂ナルベシ

汗馬忽々兵革辰トキ 東西戰鼓轟邊垠ギン

世上亂逆依何起 只是黄金五百鈞

砂金を一朱もとらぬ我等さへうす恥をかかぬ入かな

返事御宿監物入 御宿入道

甲越和親堅約辰 黄金媒介訟神垠一

倭臣屠盡平安國 可惜家名換萬鈞一

うす恥をかかぬ物はなへて世の寂滅するも金の所行よ

と載す。眞偽は知らず、何れにしてもこの事實を諷譏したものなることは明である。

是に至つて景勝は勢力を盛返し、天正七年二月晦日府内を襲うた。景虎の股肱と頼む北條丹後守景廣討死した。三月十八日二子の和睦を圖らんと城を出でたる憲政入道も四谷に於て命を殞した。景虎逃れて鮫尾城に入りしが、窮追せられて自殺した年二十六。時は天正七年三月廿四日

であつた。氏秀はじめ武田氏に質となり、相甲反目するに至り小田原に歸りしが、のち輝虎の養子となつたのである。甲斐國志に「坂東ニ隠レナキ容色無双ノ人ニテ、農家ノ相歌ニ、武田三郎殿と一夜契りては梨子地の鞍召すとて泣ておざるべい辛勞で有もすべいと唄シ程ノ美男タリ」とある。

此年十月廿日勝頼の妹菊姫越後に入興した。上杉家文書に「天正七年十月廿日從甲州春日山へ御興入、翌八年正月甲州へ御祝儀之爲御使大石播磨守參」とある。

是に至つては北條氏政の憤怒せるものととりである。されば甲相の同盟忽ち破れ、家康と氏政との同盟が成立するに至るのである。附三勝頼は駿州に於て家康と氏政とに挿撃せらるゝ運命となつた。事局の變化は端倪すべからざるものがある。

参考附記

附一 不存寄候之處再三珍翰快然候。内々疾雖可及御報候勝頼當日出馬取亂故遅々非存疎意候。御使者口説之趣典厩具披露被御回答候。委細被遂御勘辨可被觸景勝御賢聞事專要候。恐々

謹言

六月七日天正六年

跡部大炊助 勝資

中條 與次景泰殿
竹俣 三河守慶賀殿
五十公野 右衛門宗信殿
吉江 喜四郎信景殿
色部 惣七郎長實殿
水原 彌四郎滿家殿
齋藤 下野守初信殿
毛利 惣八郎顯元殿
加地 安藝守春綱殿
新發田 尾張守長致殿
上條 彌五郎政繁殿
御報

(杉原謙氏所藏文書)

附二 蒙仰旨至于御眞實者御誓詞可給置之由申届候處被相認被指越候欣悅候幸勝頼海津着陣候間右之趣具ニ申開候。委細附與彼口上候間不能具候。恐々謹言

六月十二日天正六年

信豐 朱印

上杉彈正少弼殿

(上杉家文書)

第八節 上杉謙信卒去 二子の家督争

附三 越後の上杉謙信、此月^三十三日四十九歳にて世をさりぬ。これより先に入道は、小田原の北條氏康の子の三郎景虎と、姪の喜平次景勝と、二人を養ひて子となし置つるが、入道うせて後、この二人國を争ふ事たえず、景勝心ときれのこなれば、勝頼が寵臣長坂跡部といへる者をかたらひ、こがね二千兩づゝを贈り、勝頼が妹をむかへてその掣となり、永く武田が旗下に屬すべし、先は當座の謝禮として、上野一國にこがね一萬兩そへて進らすべし、いかにも加勢し給はるべしと申送れば、利にふける勝頼主從速に應じ、終に景虎を打亡して、景勝父謙信の家をつぐ、勝頼もとより北條氏政が妹掣なり、さるゆかりをもおもはで、財貨に心まよひ、氏政が弟の三郎を亡す加勢せしを、氏政甚うらみ憤り、いかにしてかこの怨を報ぜんと思ひ、やがて當家にちなみ進らせ、織田氏へもよしみをむすぶ。

(東照宮御實紀)

第九節 大坂本願寺の和議

先きに信長が足利義昭を奉じて京都に入るや、近畿に威を振ひし三好三黨^{三好長慶の一族、三好日向守長逸、同下野守政康、岩友主、税助、友通}破れて本據地阿波に奔る。ついで再舉を期して永祿十二年正月五日京都を襲ひしが、翌六日の桂川の戦に敗績しまた根據地に逃去る。然るに元龜元年六月信長の淺井朝倉氏と姉川に戦ふ間に乘じ、攝津の福島野田に城を構へてこれを近畿の足溜とし、大坂

本願寺と相應じて兵を擧げた。是に於て信長は是年^{元龜}八月十三日京都に入り、九月九日進んで天滿森に陣し、野田福島を攻めた。こゝに本願寺光佐^顯は三好黨を救はんとして、籠の岸、川口の壘、並に天滿森を攻撃した。これぞ本願寺と信長との抗争の初である。本願寺が信長を敵に廻したる理由は先に述べた。この際淺井朝倉氏は遙にこれと呼應して、軍を發して坂本に入り京都を侵さんとする勢を示した。信長乃ち軍を返して淺井朝倉氏の軍を叡山に追上げたる事も先にしるした。

是に於て本願寺光佐^顯は此方可破却之造意、法敵言語道斷之次第無念至候。當宗既滅亡此時候歎と叫んで門徒に檄し附一或は長島一揆を勃發せしめ、或は近江一揆をして六角氏淺井氏を援けしめ、或は加越の一揆を煽動して越前に亂入せしめ、或は武田信玄を誘うて上洛せしむる等、頻に信長を苦しめたるが、信玄卒去し、加越の一揆掃蕩せらるゝに至り、天正三年の十月一時和睦を信長に請ひ、平井、八木、今井等の年寄、信長に畫軸を獻じなどして其の歡心を買ひ、此間に或は毛利氏の援助を求め、或は越甲相の三和を企てなどして兵備に汲々たる有様なれば、翌天正四

年四月十四日に信長は荒木攝津守村重、永岡川細兵部大輔藤孝、惟任智日向守光秀、原田備中守直政等をして大坂を攻めしめた。然るに五月三日城兵籠の岸より進んで織田氏の軍を破り天王寺の壘を圍んだ。是に於て信長は五月七日自ら攻向ひ、寡兵を以て城兵を討破り大坂城戸口迄追詰め頸を斬る事二千七百餘に及んだ。此事も既に先にしるした。然るに七月十五日に毛利氏が軍船八百餘艘を以て信長の三百餘艘の兵船を破つて糧を大坂城に入れ、一時大坂城の勢力を恢復したる事、大坂に應じて雜賀根來の一揆の起れる事、松永久秀、荒木村重の叛いて本願寺に應じたる事などすべて前に述べた。されど悉く信長の爲に或は撃たれ或は滅され、本願寺の周圍は次第に崩解して行き、毛利氏も羽柴秀吉の中國侵入に會して再び本願寺を援助すべき餘力なく、茲に全く孤立に陥つた。

さて信長と毛利氏との衝突は、此兩大勢力の相接近するに及んでは當然起るべき結果であるが、この衝突を早めたるは例の足利義昭であつた。義昭の天正三年二月備後の鞆に下つて毛利氏の援を乞ひ、毛利氏がこれを庇護するに及んでは、信長を敵とせざるべからざる破目となり、更に

本願寺の援助を請うに至つては遂に信長と戦ふの止むを得ざるに至つた。

是に於て信長は天正五年十月羽柴筑前守秀吉を挺で、中國征伐の總帥とした。秀吉は十月廿三日に播州に入つた。播磨御著_{御著郡}の城主小寺藤

兵衛尉政職の家老にして姫路の城主たる小寺美濃守職隆の子官兵衛孝高、これを迎へて姫路城に入れた。秀吉はこの城を根據として大活動を開始し、十一月廿七日には宇喜多和泉守直家の屬城上月城_{佐用郡}を攻め、僅に

七日にしてこれを陥れて尼子勝久、山中幸盛等を入れ、更に小寺孝高、竹中半兵衛重治の枝隊をして福原城を攻抜かしめ、一月ならずして播磨を定めこれを信長に報じた。秀吉は北國表無斷歸陣の過を償はんとして夜を日についで活動したのであると云ふ。信長公記に「今度北國表より歸陣仕御折檻迷惑之故、西國にて可然か責をいたし、是を見上に可仕と被_レ存知、夜を日に繼懸廻羽柴筑前粉骨之働、無比題目也」としるす。

然るにこゝに意外の事件の起つたのは、先きに信長に降りし三木城主別所小三郎長治の叛いたる事であつた。別所氏は赤松氏の族にして播磨の一勢力である。こゝに至つては秀吉は測らず一難關に遭遇し、心なら

すも上月城を見殺にするの止む無きに立至つた天正六年七月三日勝久は自殺し、幸盛は作り降りて吉川元春と刺違へんとしたるが遂に殺され、尼子氏全く滅びた然るに更にこの六年の十一月に荒木村重の叛勃發し、随つて御著の城主小寺政職も叛き去り、中國征伐の前途に暗雲の漂ふを見たるが、幸にして備前岡山の浮田和泉守直家が、毛利氏の與黨より轉じて織田方に豹變したる事が局面打破の機會となり、天正八年正月十五日三木城陥り、長治及びその弟彦之進友之自殺し、叔父山城守賀相はちかは殺され、かくて魚住、高砂、端谷、御着、皆潰え、廣瀬、長水山城亦陥り、播磨全く一定し、美作備前の大部分も織田氏の有となつた。

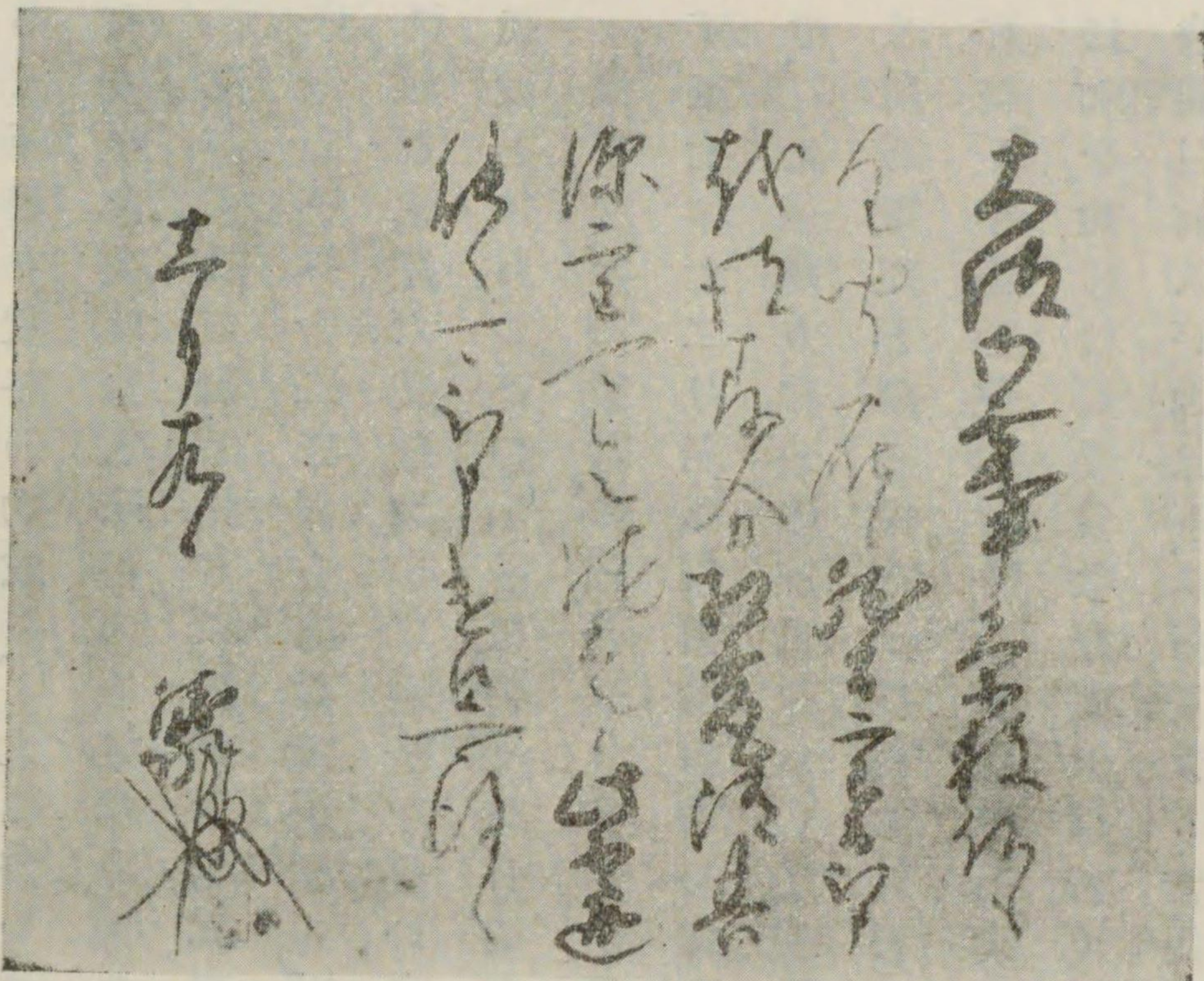
丹波丹後方面は、惟任智明光秀と永岡細川藤孝とが天正五年十月十六日に龜山城を攻めて忽ち之を降し、更に篠山城を陥れ、園部、小山等を略し、天正七年五月には秀吉の弟羽柴小一郎秀長、但馬より入つて綾部、福知山の城を陥れ、惟任羽五郎左衛門長秀攝津より進み、光秀の軍と三方より八上城の波多野右衛門大夫秀治を圍んだ。而して光秀は五月廿八日に我が母實母を質として入れ、六月二日秀治等の城を出づるを捕へて安土に送つた。光秀の母は八上の將士に殺された。而して同年八月二日には田

邊、八幡山の城相ついで陥り、丹波、丹後平定した。かくて但馬、因播、伯耆、備中方面着々攻略の功成り、之に對する毛利氏の多忙多端なる、もとより本願寺を援助する餘裕のあるべくもない。

海上に於ては、先きに天正六年九月より九鬼右馬允嘉隆の指揮する、横へ七間堅へ十二三間も有之鐵の船也。鐵炮通らぬ用意事々敷儀也多聞院日記の如き戰艦六艘遊戈して通路を絶つに至つては、最早大坂は全く無援の孤城となり、その陥落はたゞ時日の問題となつた。

機を視るに敏なる信長は、和平の手段を以て大坂城を開かしめんとし、天正七年十二月老臣柴田勝家をして本願寺の部將徳山則秀等に書を遣つて、先づ雙方和睦の條目を定めて交渉を遂げ、その結果によりて斡旋する所あらんとする由を云ひ送らしめ、附二豫め本願寺の意中を探りて以て和談の準備を整へ置き、翌天正八年三月宸翰並に勅使を奉請して本願寺に和を諭した。勅使は庭田大納言重保、勸修寺權中納言晴豊、これに近衛前關白前久が加はり、信長より宮内卿法印、佐久間右衛門信盛を副へた。信長公記に「抑禁中より大坂爲無事、近衛殿、勸修寺殿、庭田殿、被成御勅使訖。」

信長公より爲御目付宮内卿法印佐久間右衛門相添被遣候とある。
(時代鑑所載)



柴田勝家自家筆書狀

正親町天皇宸翰は

今度は和談の事無別儀とゝの
をり、前右府馳走のよしいよ
く佛法繁昌の基と珍重候。

つきてはとてもの事に大坂退
城候はゞ萬端可然候はんよし
内々叡慮よりも仰被入候。猶
くはしき事源大納言勸修寺中
納言可申也。かしく

御花押

本願寺僧正

御房へ

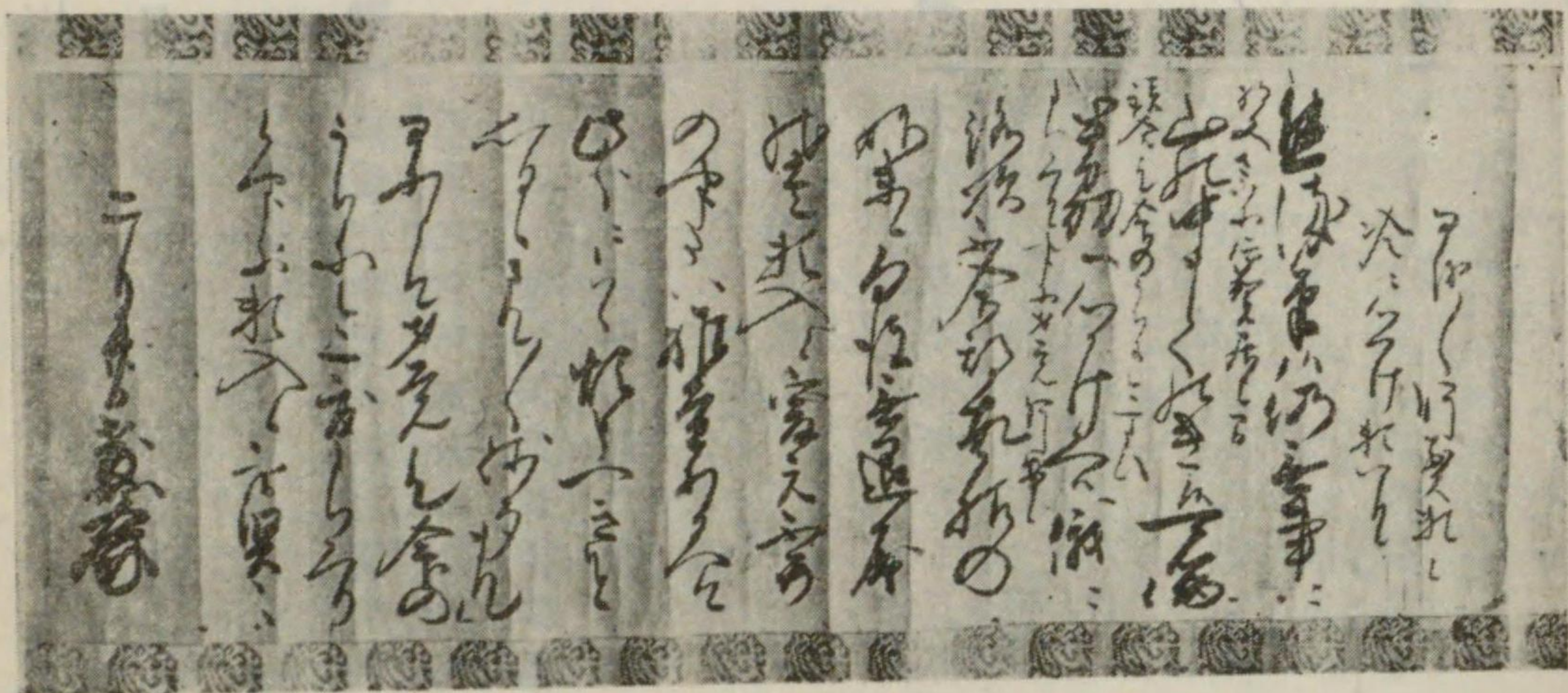
と申すのである。

閏三月本願寺に於ては、光佐顯をはじめ下間刑部卿法印、同少進法橋、平

井越後、矢木駿河守、藤井藤左衛門等相謀り、勅命を奉すべきを誓ひ、信長
と誓書を交換し、附三光佐は四月九日に大坂を開いて紀州雜賀に退いた。
信長公記に「雜賀より迎舟を乞ひ四月九日大坂退去」と云ふものである。然
るに光佐の長子光壽教は大坂を去るを肯ぜず、紀州雜賀並に近畿の門徒
等またこれを擁して大坂を固守し、以て信長に抗せんとし、毛利氏亦こ
れを援けんと云ふ。是に於て光佐はいたく憂慮し、遂に光壽を義絶して
その弟光昭准を嗣と定めた。されば此際門跡父子の間に種々のいきさつ
紛糾を生じ、光壽は門末に向つて、予は大坂城を退去せざるを以て粉骨
を盡して馳走いたすべきやう通じ、下間按察法橋はこれに副書して諸國
より志として金穀の寄附を依頼し、一方光佐方は、光壽が大坂を退去せ
ざるのみならず光佐隱居せりなど云ひふらすやうなれど、毛頭かゝる事
實なしなど反駁する等の葛藤まで起り、附四兩者の關係ますく、險惡に向
つたれど、光壽は遂に信長に敵すべからざるを知り、八月二日大坂を出
で、紀州鷲の森に退く。信長公記に「天正八年庚辰八月二日新門跡大坂退
出之次第、御勅使近衛殿、勸修寺殿、庭田殿、右之下使荒屋善左衛門、信長

公より被相加御使宮内卿法印佐久間右衛門大坂請取申さるゝ。御檢使矢部善七郎とある。然るにこの八月二日大坂城火を失して大小の伽藍悉く焼失した。信長公記に「たへ松の火に西風來て吹懸、餘多之伽藍一字も不殘夜日三日黒雲と成つて焼ぬ」とある附五第十世光教如證が天文元年こゝに伽藍を構へてより四十九年に及んだ。兼壽如證が石山に堂舎を建てたるは明應五年である。天文元年八月廿四日山科の本願寺兵火に焼かれ、翌二年七月廿四日石山を本利と定めたのである。

尾張の龜崎淨願寺に「血判の御影」と稱するものを藏す。その傳來明ならざれど、二幅ありて一は表面並に裏面に横書連名血判し、一は裏面に連名して血判しあり、これに北町、中、東、瀬田町、八幡町、立町、見のこし町、かなや町などの町名あり、人名も大方は判讀せらるゝ。三上博士の史料蒐集復命書中に「尾張知多部龜崎町淨顯寺の所藏にして「血判の御影」と稱する紺紙金泥の阿彌陀佛二幅あり、包紙に「抑此御影の由來は、顯如上人信長御争の節、門徒の面々御味方仕證據之爲、恐多茂御眞向へ血判仕奉差上也」と記せり。一は佛像の顔面と云はず手足と云はず全幅に署名血判し、紙



(藏寺照西市崎岡)

背亦然り、一見慄然として皮膚に粟を生ぜしむ。他の一はたゞ紙背のみに署名血判せり。此捨身護法の決心あつてこそ能く數年に亘れる手強き抵抗を爲し得たるなれ。以てさしもの織田信長も勅使を屈請して漸く開城せしむるに至れし當時の形勢を觀るべし史學雜誌第拾貳編第六號所載とあるものである。

さて光壽は、其後去つて甲州に赴き武田勝頼に倚らんとしたるが、信長の軍に阻止せられて飛多の山中に潜み、甚しく窮迫を極め、諸方に書を馳せて父の勘氣をゆるめられて再び世に出でん斡旋を依頼した附六
其後天正十年六月廿三日、朝廷女房奉書を下して光佐父子の義絶を和解せしめ給ひ、光壽また爾來父光佐の命に背かざる旨の誓書を